

ブレグジットの最新動向と企業活動への影響

2019年10月10日
日本貿易振興機構(ジェトロ)
ロンドン事務所

ブレグジットの企業活動への影響（英国商工会議所の評価①）

- 英国商工会議所（BCC）は、ブレグジット交渉において企業活動に関係する主な項目がどの程度明確になったかを定期的に評価。
- 2019年9月改訂時の評価は、27項目中、赤（ほとんど明確になっていない）が7項目、黄色（ある程度明確になっている）が15項目、緑（明確になっている）は5項目。

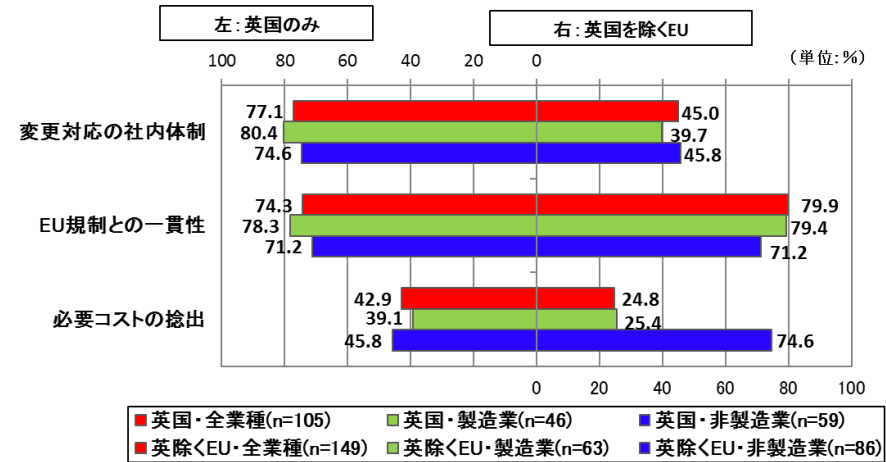
分野	項目	企業が知るべき事柄	評価
人	EUの労働力へのアクセス	将来もEU市民を雇用できるのか。その場合の条件は何か。	黄色
	出張	英国とEUの間の出張において、手続き、費用、ビザは追加で必要になるのか。	緑
	従業員の配置転換	英国とEUの間で高技能従業員の配置転換は行えるのか。	赤
資金	欧州投資銀行（EIB）	英国のプロジェクトは2020年より後にもEIBの支援を受けることができるのか。	黄色
	EU基金	ノー・ディールの際にEU基金はどうなるのか？ 企業は資金を引き出すことができるのか？	緑
税	輸入付加価値税（VAT）	輸入時にVATを支払う必要があるのか。その場合はキャッシュフロー上の問題を回避するため事後精算などの仕組みを利用することができるのか。	緑
	サービス付加価値税（VAT）	顧客が所在するEU加盟国においてVAT登録事業者になる必要があるのか。	黄色
規制	監督機関	将来どの監督機関が自社の事業を所管するのか。従うべき規制は何か。英国で新たな監督機関を設立するために企業が支払う費用が発生するのか。	黄色
	製品テスト	英国の当局による製品適合性評価はEU市場で販売される製品にも有効か。ブレグジット前にEUに上市した製品はどうなるか。ブレグジット前に英国当局が承認した適合性評価はどうなるか、またはどのようにEU当局に移管するのか	黄色
	工業規格	将来どのような工業規格に準拠する必要があるのか。英国規格はこれまで英国企業が準拠してきたEU規格に連動していくのか。	黄色

ブレグジットの企業活動への影響（英国商工会議所の評価②）

分野	項目	企業が知るべき事柄	評価
規制	ECマース	母国法主義（ECマース指令を含む）を喪失する場合、EEAへの販売に追加義務は発生するか。	
	会計	新たな会計報告に適合する必要があるか。	
	認証マーク	製品に異なる認証マークを使用する必要があるか。	
	紛争解決	将来どのような紛争解決や補償の手段が利用できるのか。	
デジタル	携帯ローミング	ブレグジット後にEUで携帯ローミング料金を支払うことになるのか。	
	顧客データ	ブレグジット後も何の障壁なくデータ、個人情報情報を保有・移転できるのか。	
貿易	関税	将来も関税なしでEUと取引できるのか。	
	EUが締結済みのFTAの継承	ブレグジット後もこれまでと同じ条件で（EUがFTAを締結している）市場にアクセスできるのか。	
	原産地証明	ブレグジット後どのような原産地規則に従うことになるのか。EUないしEU以外の第三国との貿易において、英国とEUを単一の原産地と扱うことができるのか。	
	企業の関与方法	どのようにして自社が将来の通商交渉に貢献できるのか。	
	航空	離脱日以降も引き続き旅客・貨物を輸送できるのか。あるいは妨げられるのか。	
国境	税関	将来自社の貨物は英国とEUの国境で新たな通関規則・手続き・検査に従って取り扱われるのか。貨物が滞留したり遅延する可能性はあるのか。	
	検査	英国とEUの国境で健康・安全関連の新たな検査が導入されるのか。	
	申告	輸出入申告を含め、EUとの取引において追加の通関関連書類作成が必要となるのか。	
	信頼された貿易事業者制度	将来国境で迅速に貨物を輸送するために自社が「信頼された貿易事業者」の認定を得ることができるのか。その場合どのような手順になるのか。	
	アイルランド	北アイルランドとアイルランドの国境をまたぐ取引に新たな手続きが必要となるのか。	
	輸入割当	ブレグジット後の英国の輸入割当はどうなるか。	

ブレグジットの企業活動への影響 (2018年欧州進出日系企業実態調査より)

日系企業が抱える懸念く複数回答>



- 在英日系企業、在英を除く在EU日系企業ともに、「英国経済の不振」が最上位項目で、前者では「英国の規制・法制の変更」「ポンド安の進行」が、後者は「EU (英国を除く) 拠点から英国への輸出」「英国の規制・法制の変更」が続いた。在英日系企業では、上位5項目全てで前年調査と比べて、懸念の回答割合が増加した。
- 在英日系製造業では「英国経済の不振」「英国拠点でのEUからの輸入」の回答割合が、在英を除く在EU日系製造業では「英国経済の不振」「EU (英国を除く) 拠点から英国への輸出」が高かった。
- 「英国の規制・法制の変更」の具体的な懸念内容については、在英日系企業では「変更対応の社内体制」が最も高く、対応が企業にとって現実になりつつあることが窺えた。一方、在英を除く在EU日系企業では「EU規制との一貫性」が最も高かった。

ブレグジットが経済成長に与える影響

英国政府の長期(15年間)見通し(2018年11月)

単位: %

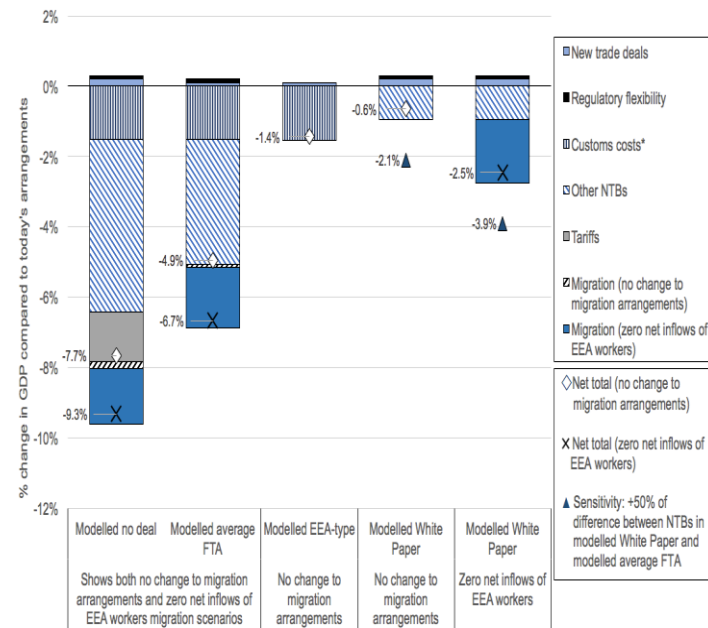
	ノーディール	標準的FTA	EEA型FTA	政府案	準政府案 (注1)
GDP					
移民枠組み 変更なし	△7.7 (△9.0~△6.3)	△4.9 (△6.4~△3.4)	△1.4 (△2.4~△0.9)	△0.6 (△1.3~△0.1)	△2.1
EEA労働者 純流入ゼロ	△9.3 (△10.7~△8.0)	△6.7 (△8.1~△5.1)	—(注2)	△2.5 (△3.1~△1.9)	△3.9

注1 政府案想定よりも非関税障壁が多くなるシナリオ(政府案と標準的FTAの中間点の水準)

注2 EEA型となる場合、EEA労働者の流入は維持されるため

(出所) 英国政府 EU Exit Long-term economic analysis (2018年11月28日発表)

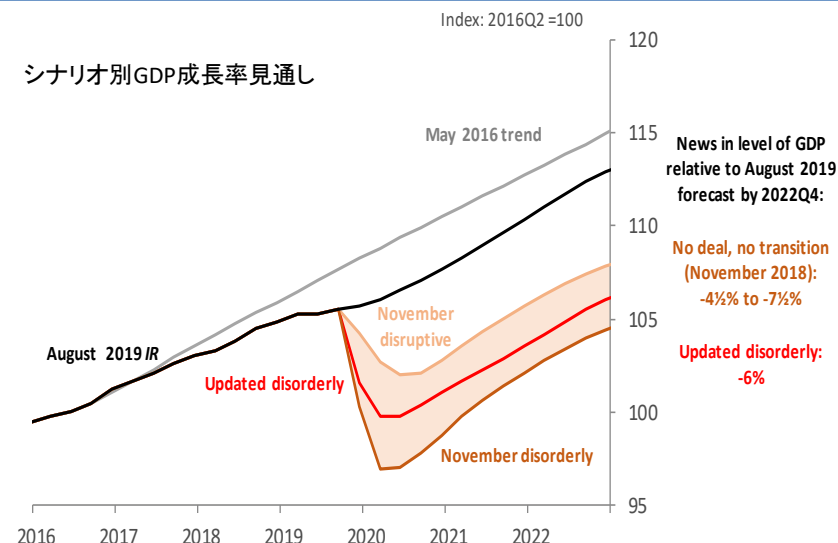
- 政府がEU離脱後の長期的(15年間)の経済影響を試算した結果では、ブレグジットから受けるネガティブな影響は政府案が最も軽微。
- EEA労働者の制限は経済に更なる悪影響があることを分析。
- ノーディールの場合にはGDPに最大△9.3%のインパクト。



イングランド銀行の中期見通し(2019年9月)

- イングランド銀行(中銀)が2019年9月に前年11月の中期見通しを更新。
- 以下の緩和措置等を踏まえ、ノー・ディールの影響見通しを緩和。前年11月時点で△7.75%と見積もった無秩序ノー・ディール時のGDP予測値を、△5.5%に上方修正。
 - 移行簡易手続(TSP)導入により国境での税関検査の遅延軽減
 - ノー・ディールの際の英国の暫定輸入関税適用
 - 英国の貿易の7%をカバーする国々とFTAを締結
 - デリバティブ市場向けの英国・EU当局双方の緩和措置 等

シナリオ別GDP成長率見通し



(出所) イングランド銀行、EU withdrawal scenarios and monetary and financial stability (2018年11月28日), Letter from the Governor to the Treasury Select Committee regarding updated Brexit scenarios Letter from Mark Carney, Governor (2019年9月4日)

(注1) 2022年末までの平均予測値(黒および赤)。2018年11月予測値(茶および薄茶)は、同時点のGDP予測に基づく2023年末までの平均予測値。

(注2) 「disruptive」(薄茶)は、英国がEUのFTA締結相手との協定を複製する場合。「disorderly」(赤および茶)は、複製しない場合。

「合意なき離脱（ノー・ディール）」の影響

イエローハンマー作戦：「計画立案のための合理的な最悪のケースの想定」した内部文書（8月2日付）として政府が作成。

輸送	- ドーバートンネルを通る重貨物車両の流通が、通常水準の40～60%に低下。 - トンネルが位置するケント州には大渋滞が発生、国境の通過に最大1.5～2.5日の遅延発生。
人の移動	- 英国市民は、EU出入国時に審査の対象に。 - ユーロ・スターが発着するセント・パンクラス駅やドーバー港で、遅延発生の可能性。
医薬品	- 医薬品のサプライチェーンは、ドーバー海峡経由ルートに依存しており（英国向け医薬品の4分の3）、医薬品の輸送時間の上限等を定める実践流通規範（GDP）によっても厳しく規制されている。 - 影響は最大6ヵ月続くとされ、使用期限の問題から在庫の積み増しでの対応は非現実的。
生鮮食品	一部生鮮食品の流通量減少。食品の選択肢が狭まり、価格も上昇。低所得層に打撃。
その他のリスク	- 電気代の上昇/アイルランド向けの物品に対するEU関税と規制の適用/取引の中止や企業の移転、ビジネスを継続する企業でも消費者へ価格転嫁（特に農産品）/暴動や価格上昇による違法な経済の台頭が国境付近の地域で発生。 - ジブラルタル・スペイン間の通関手続きの復活による物流の遅延/ロンドンや南東部における燃料供給の阻害。 - 英国の越境金融サービスが阻害される恐れ/EUからの個人データの移転の阻害/英国・EU間の法執行に関するデータや情報共有の阻害。 - 英国国民のEU市民権喪失・変更の恐れ/英国保険会社からEU内への保険金支払いの遅延/・EU、EEA船籍が英国の経済水域で操業を行う可能性。

（出所）英国政府「オペレーション・イエローハンマー」（2019年9月11日公開）

「ノー・ディール」の場合に想定される貿易コストの上昇に関する試算：英国産業連盟（CBI）、2017年

セクター	平均 輸入関税	平均 輸出関税	非関税障壁 （輸出、関税相当）	セクター	平均 輸入関税	平均 輸出関税	非関税障壁 （輸出、関税相当）
農林水産品	17.7%	16.4%	N/A	輸送機器（除：自動車）	1.8%	1.3%	11.7%
食品・飲料・タバコ	13.4%	10.3%	30.1%	自動車	9.0%	8.5%	11.7%
化学品（除：医薬品）	3.8%	3.5%	15.1%	航空宇宙・防衛	2.6%	2.7%	11.1%
金属・同製品	2.0%	2.3%	7.4%	科学関連製品	1.3%	1.6%	N/A
繊維・衣料・履物	10.4%	10.5%	9.6%	金融サービス	N/A	N/A	5.5%
医薬品	0.0%	0.0%	6.4%	保険	N/A	N/A	5.6%
機械機器	2.7%	1.8%	N/A	郵便・通信	N/A	N/A	8.2%
電気機器	2.6%	2.0%	2.7%				

（出所）CBI “BREXIT BRIEFING, Sector by Sector: The Trade Costs of “No Deal””, 18.10.2017

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

事業のベクトル別にみるブレグジットの影響

- **EU側の激変緩和措置は極めて限定的**。離脱時だけでなく、移行期間終了時にも要注意。
- 英国の広範な緩和措置は、**日本など第三国からの輸出には却ってプラス要因にも**。
- 共通するものとして、英国の景況、ポンド相場、英資産価格などへの影響にも引き続き留意。

事業のベクトル	ポイント	制度面での留意点
英国 ⇒ EU	• EUは原理原則を重視。離脱後の英国はその他第三国と同等に扱う、というのが基本方針。 • ノー・ディールの場合は、即座に第三国と同じ扱いとなり、貿易ではWTOルール適用。緩和措置は最低限。 • 合意に基づく離脱でも、移行期間が終了すれば、第三国と同じ扱い。英EU間でFTA締結・発効が間に合わないか、関税同盟に留まらなければ、WTOルール適用。	• ノー・ディール時（または移行期間終了後にFTA等が発効していない時、以下同様）は、EUの域外共通関税をそのまま英国にも適用。 • 簡易通関手続き等の緩和措置も導入しないため、特に英国貨物の荷揚げが多い港湾や空港では、通関・物流が滞る可能性がある。 • 自動車型式認証などごく一部を除き、基準・認証に関する時限的緩和措置も導入しない。
EU ⇒ 英国	• 英国はEU総体と比較してブレグジットによる影響を強く受けるため、より広範に緩和措置を用意。 • ノー・ディールの場合は、WTOルールを適用するものの、広範な品目についてゼロ関税とし、負の影響を軽減。 • 他方、物流のボトルネックは簡易通関等の緩和措置でも充分には解決しないと考えられる。	• ノー・ディールの場合、多くの物品について最長1年間ゼロ関税を適用。 • EUからの輸入には時限的に簡易通関手続きを導入。 • EU機関の基準・認証の多くは一定期間有効とし、その間に英国機関に登録。
日本ほか第三国 ⇒ 英国	• 当该国が現在、EUとどのような通商関係にあるかがポイント。 1) EUとFTA（またはEPA等）を締結しており、英国とも同協定ロールオーバーの取り決めが確定していれば、ノー・ディールでも現行の通商環境は変わらず。（韓国、スイス等） 2) ロールオーバーの取り決めが確定していなければ、EUとのFTA発効前の通商環境に戻る。（日本、カナダ等） 3) EUとFTAがなければ、通商環境は変わらず。（米国、中国等） • 通商環境が変わらない／戻る国にとっても、英国がノー・ディール時に時限的ゼロ関税を導入すると、対英輸出の通商条件が従来よりも良くなることが起こり得る。	• 左記1)～3)により必要な手続きなどは異なる。 • 英国がノー・ディール時の暫定関税ルールを導入すると、多くの品目は原産地証明などを伴わずにゼロ関税で英国に仕向けられることに。 • このため、EUとのFTAに関するロールオーバーの取り決めが確定していなくても、通商条件が悪くなる品目は限定的となる。

英国とEUのノー・ディール対策①

通関・物流

緩和措置なし

未定

緩和措置あり

分野	EUのスタンス	英国のスタンス
関税	EU共通関税が適用	英国独自の最恵国関税を適用（輸入金額ベースで88%の品目について離脱日より最長1年間ゼロ関税とし、課税品目は農産品、自動車、衣類など全体の12%に限定） 納税繰延アカウントに登録することで、関税・物品税・VATを都度納付ではなく月次納付とすることが可能
航空	英国発便は最長2020年3月までEUへのアクセス維持、措置の期限について2020年10月24日まで延長提案中	EU発便は2020年10月24日まで英国へのアクセス維持
陸運	英国ライセンスの陸運業者は2019年12月までEUへのアクセス維持（EUに同等の権利を与えることが条件） ※2020年7月31日までの期限延長を提案中	EUライセンスの陸運業者は英国にアクセス維持（EUの方針と同等の権利を付与）
鉄道	EU・英国間の鉄道事業で、最大9カ月間既存の鉄道インフラの部品等の安全規格、安全認証、鉄道運転者資格を認める	離脱日より最大で2年間、EUで発行された事業ライセンス・安全認証・鉄道運転者資格の効力を認める
VAT	原則輸入VATが適用（還付制度有）	英国でVAT登録することで、輸入VAT納付を通常のVAT申告に組み入れ、還付請求と相殺することが可能。VAT登録がない場合も、納税繰延アカウントに登録することで、都度納付ではなく月次納付とすることが可能（上記「関税」参照）
通関手続き	英国・EU間で出発前申告（PDD）・搬入略式申告（ESD）の義務化	EUからの輸入に移行簡易手続（TSP）を導入（詳細別ページ参照）
	EUでの輸出入については英国で発行されたEORI番号は無効。EU加盟国で発行されたEORI番号が必要になる。	英国での輸出入にはGBから始まる英国EORI番号が必要（政府が2019年8月21日に未登録企業に対して英国EORI番号を自動付与することを発表）
	税関職員増強（アイルランド、フランス、オランダ、ドイツなど）	税関の体制強化のための予算を21億ポンドに積み上げ。国境警備も2019年中に最大1,000人を増強。
拘束的関税情報	既存の拘束的関税情報（BTI）サービスが継続	新デジタルBTIサービス（eBTI）を導入

英国とEUのノー・ディール対策②

基準・認証

緩和措置なし

未定

緩和措置あり

分野	EUのスタンス	英国のスタンス
食品	第三国と同様のルールを適用。衛生植物検疫（SPS）と認証管理要件が満たされれば、貿易可	動物性食品に関しては、第3国と同様の輸入手続きが必要。輸入通知システム（IPAFF）を使ったデジタル通知が必要となるが、システム完成までは書類などでの申請となる。鶏肉などの家禽肉は直ちには変更なしでEU基準を準用。卵については新基準となるも未公表。残留農薬基準はEU法に似た新法が成立される予定。 ラベルはEU基準のものが離脱後21カ月の間移行期間として有効
化学品	REACH登録している在英企業は、EEAでビジネスを継続するにあたり、EEA域内で代理人を指名するか関連事業をEEAに移転させる必要あり	REACH登録している在英企業は、原則、UK版REACHに登録が継続される。ただし、120日以内に関連データの提出などが必要
データ保護（GDPR）	英国への個人データの移転は原則禁止 十分性認定国の検討はEU離脱後に実施	英国内のデータ保護規制は変化なし。英国からEUへのデータの移動自由は継続
製品の認証（CEマーキング等）	英国の認証機関による認証は無効、EUの認証機関で再認証を取るか認証を移管する必要あり。	EU認証機関による認証、自己宣言のCEマーキングは時限付き英国で製品を上市可能。離脱日翌日から新しく「UKCA」マーキングを導入 離脱前の英国の認証機関からの認証は、新しい制度の下での英国認証機関からのUKCAマークへの置き換え対応が必要
自動車型式認証	英国の型式認証の保有者は、従前の英国の型式認証の状況で提出した文書とテスト報告に基づき、同一の型式について、EUの型式認証当局に新たな型式認証を申請可能	EUの型式認証に対し2年程度暫定認証し、その期間内に英国に認証を移管する
医薬品	製造販売承認取得者（MAH）はEEA内に拠点があることが必要であるため、医薬品市販承認をEEA内のMAHに移管する必要あり	EUの医薬品市販承認を受けているものについて、離脱日に自動的に英国の市販承認を与える（1年以内に関連データの提出が必要）。MAHの英国内設置義務についても2020年までは英国内にコンタクトパーソンの指名することによって代用が可能
フロンガス規制	EU27カ国と英国で分けて割当を実施	EU制度の要求事項の多くを取り入れた規制の制定、独自の割当制度を創設
気候変動政策	英国企業のEU-ETS市場への参加停止	国内・国外への気候変動への取り組みの変更なし。EUの枠組みから外れるが、新たな炭素排出税の導入するなどし、脱炭素社会を実現する。

英国とEUのノー・ディール対策③

緩和措置なし

未定

緩和措置あり

サービス・雇用

分野	EUのスタンス	英国のスタンス
VAT (B2B)	「供給地課税」の原則（顧客の居住地で課税）	「供給地課税」の原則（顧客の居住地で課税）が継続
金融	デリバティブ清算について在英國の中央清算機関を暫定的に承認し、引き続き EU 域内でサービスを提供することを暫定的に認める（12カ月）。他、中央証券保管振替サービス（24か月）、店頭デリバティブ契約の移行（12カ月間）に関する経過措置を準備	EU離脱日より最大3年間、英国内のEEA企業（他国パスポートで営業する企業）は、英国のライセンスを申請しながら営業継続可
市民の権利	EU居住の英国市民のステータス維持・確保	英国居住のEU市民は継続して居住可。EU市民は離脱後も電子パスポート等で従来通り入国可。Euro TLRを導入し、EU市民の申込者に36か月の一時的な移民ステータスを付与。申請しない市民は2020年末までに出国の必要あり。

第三国協定

分野	日本のスタンス	英国のスタンス
自由貿易協定	合意なき離脱の場合、離脱日の翌日以降、日EU EPAは英国には適用されない	EUとのFTAを英国が継承 - 署名済み：アンデス共同体、カリブ共同体、中央アメリカ、チリ、東南部アフリカ、フェロー諸島、アイスランドおよびノルウェー、イスラエル、レバノン、リヒテンシュタイン、太平洋諸国、パレスチナ、韓国、スイス、チュニジア、南部アフリカ関税同盟（SACU）+モザンビーク - 協議中：日本、カナダ、トルコ等20カ国・地域超
相互承認協定	ノー・ディールでの離脱後に日EU相互承認協定（対象分野：通信機器・無線機器、電気製品、化学品GLP、医薬品GMP）が英国に対して適用されなくなった場合、新たな日英間の相互承認協定が発効するまで、一時的に相互承認を有効とする書簡を交換（2019年9月20日）	オーストラリア、ニュージーランド、米国とは個別に合意済み。日本とは引き続き協議中だが、ノー・ディール時の暫定的措置としての相互承認継続に関する書簡を交換（左記参照）

ノー・ディールの場合の英国の関税枠組み

- 2019年3月、ノー・ディール時に適用される暫定的な関税枠組みを発表。
- 離脱から最長12カ月間の暫定措置で、その間に永続的措置に関する意見公募と評価を行う。

ポイント

- 枠組みはEUだけでなく全世界に対して適用。
- 輸入金額ベースで88%が無関税。打撃を受けやすい産業などの12%は新たな関税。
- 2019年10月8日、一部品目の暫定関税率を新たに設定または変更した改訂枠組み案を公表。課税品目は3月時点の499品目から527品目に微増。

新たに設定される関税

牛肉、ラム、豚肉、家禽（かきん）や酪農品などには、農業保護の観点から関税と関税割り当てを適用。

自動車産業保護ならびに困難な市場環境を考慮して、完成車に対する多くの関税を維持。ただし、自動車メーカーのEUとのサプライチェーンが阻害されるのを回避すべく、自動車部品には関税を課さない。

不当廉売や国家補助など不平等な貿易慣習に対する国内産業保護の観点から、陶磁器や肥料、燃料といった分野への関税を維持。

貧困削減への長期的な貢献の観点から、現在の一般特惠関税制度（GSP）を維持。また、開発途上国の英国市場へのアクセス維持のため、バナナや甘しょ糖、特定の魚介類に対してはGSPを維持。

2019年10月8日改訂枠組み案による新たな措置

運輸業界が困難に直面するとの業界の声などを考慮し、大型トラックなど重貨物車両の暫定税率を22.0%から10.0%に引き下げ。

陶磁器の食器、衣類の一部を課税対象に追加。また豚肉の一部、バナナ等の税率を引き上げ。さらにバイオエタノール、油脂、動植物由来の肥料、中古タイヤ、ホイル、ニジマスなどの税率を確定。

英国のEU離脱後の関税率の例

<参考>

品目	暫定的関税枠組み	英国WTO税率	日EU・EPA税率
乗用車	10%	10%	8.8%
二輪車（シリンダー容積250cm ³ 以下）	8%	8%	6.7%
自動車用エアコン	0%	2.7%	0%
自動車用ワイパー	0%	2.7%	0%
乗用車用ゴム製空気タイヤ	0%	4.5%	0%
カラーテレビ	0%	14%	11.7%
リチウム電池	0%	2.7%	0%
眼鏡用フレーム	0%	2.2%	0%
緑茶（発酵していない正味3kg以下の直接包装したもの）	0%	3.2%	0%
日本酒	0%	1ℓ当たり0.77ユーロ	0%
醤油	0%	7.7%	0%
牛肉（冷凍、枝肉及び半丸枝肉）	6.8% +93.3ユーロ/100kg	12.8% +176.8ユーロ/100kg	0%

暫定的関税枠組み：ノー・ディールの際に12カ月を限度に適用

英国WTO税率：英国がWTO事務局に提出している、EU離脱後の英国関税率（WTO事務局による承認手続き中）

日EU・EPA税率：2019年2月1日時点の税率

出所）英国政府、EU

ノー・ディールの場合の英国における輸入手続き

- 2019年2月4日、ノー・ディールとなった場合に英税関における輸入通関手続きの混乱を抑えることを目的に、時限的な簡易手続き「**移行簡易手続き（TSP: Transitional Simplified Procedures）**」を導入すると発表。3月22日には手続きをさらに緩和。
- 2019年10月15日、歳入関税庁（HMRC）は9万5,000の事業者を自動的に同手続きに登録したと発表（これ以前の事業者自らの登録は3万件超）。

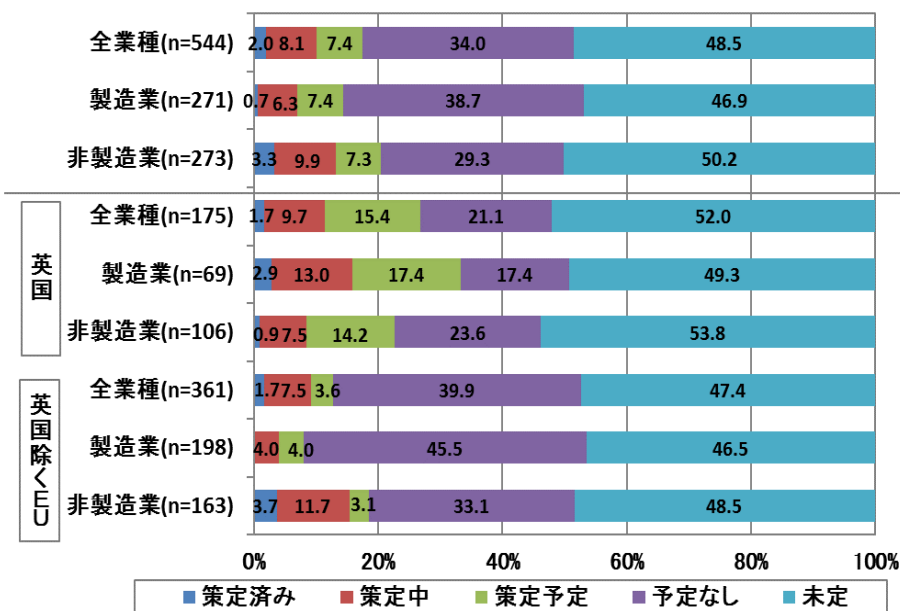
項目	内容
適用期間	ノー・ディールで離脱した場合に発動。事業者の登録は既に実施中。
対象	EU27カ国からの輸入
要点	- 英国企業がEU27カ国から輸入する場合の通関手続きの簡易化 - 輸入規制品（下記リンク参照）は別途規定 https://www.gov.uk/guidance/list-of-controlled-goods-for-transitional-simplified-procedures
概要	利用条件（以下のすべてに当てはまる事業者） - 英国で設立された、「GB」から始まる英国の事業者登録・識別（EORI）番号を持つ事業者 - EUから物品を輸入する事業者（EU域外の物品でEUの税関を経て英国に輸入される場合を含む） - HMRCにTSPの登録をした事業者（登録フォームは下記リンク参照） https://www.gov.uk/guidance/register-for-simplified-import-procedures-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal 利用手順 - EU域外からの輸入申告フォーム「C88」不要、商業書類上の情報（インボイス番号、量、金額、品目コード他）で通関 - 物品が英国に到着した翌月の第4営業日までに、補足申告（supplementary declaration） - 関税・物品税・VATの支払いがある場合は、納税繰延アカウントに登録することで、関税・VATは毎月15日（休日の場合は翌営業日）、物品税は同29日（同）に口座引き落としで納付 - 離脱から2020年4月30日までに輸入された物品については、5月6日まで補足申告を猶予 その他詳細：TSPを利用した税関申告 https://www.gov.uk/guidance/making-declarations-using-transitional-simplified-procedures

日系企業のノー・ディール対策（2018年欧州進出日系企業実態調査より）

- 約1年前の時点で、「在庫積み増し」を中心に、コンティンジェンシー・プラン策定を実施・計画していた企業は相応に存在。また、金融業を中心に、規制産業は先行して準備を実施していた。
- 他方、将来の英EU通商関係などが不透明なことから、英国市場に特化している企業、大陸欧州との取引がない企業を中心に、特段対策は講じないという企業も多数存在していた。
- その後、2019年3月29日の当初離脱予定日に備え、「在庫積み増し」、化学品・医薬品等の「基準・認証関連の登録の移管」、「物流ルートの見直し」（大陸欧州での在庫拠点の新設など）、EEA出身従業員への「英国居住許可申請推奨」、などの対策を行う企業が増加。
- 延期後の2019年10月31日の離脱予定日に備えては、再び上記のような対策を講じる企業が多数ある一方、今回は在庫は積み増さないなど、対応を取らない／絞る企業も。

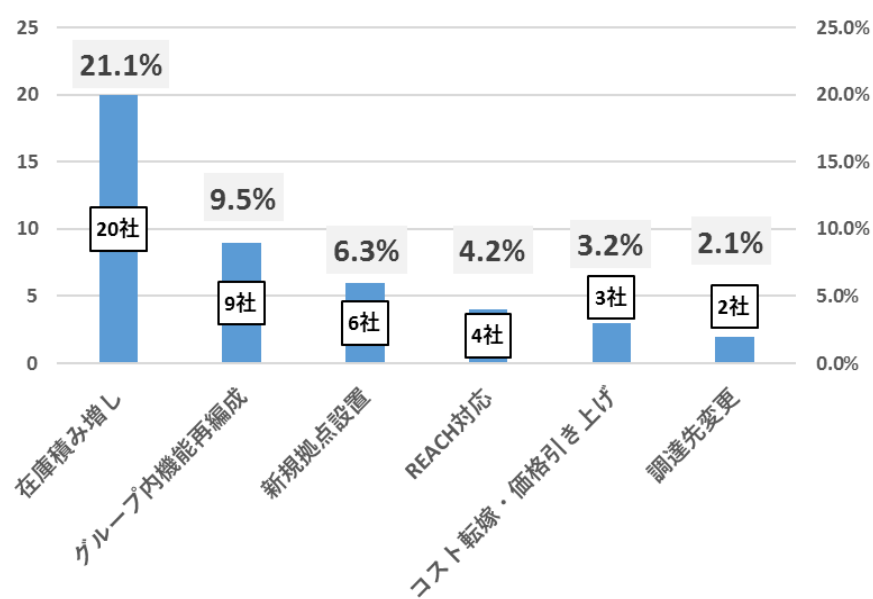
対応策（コンティンジェンシー・プラン）の策定状況

（単位：%）



対応策（コンティンジェンシー・プラン）の内訳

<自由記述に基づき分類>



（注）%は回答者を母数とした数値で策定済み・策定中・策定予定を区別せずカウント

底堅い外国企業の対英ビジネス①

非日系外資の主な対英投資・事業拡張案件（2017年以降）

ICT

- 写真共有アプリの米スナップ、米国以外の事業の統括拠点をロンドン・ソーホー地区に設立（2017年1月）
- 米ドメイン登録・ホスティングサービス大手ゴードティ、18億ドルでホスト・ヨーロッパグループを買収（2017年4月）
- 米デジタル決済大手バンティブ、同業のワールドペイを93億ポンドで買収（2018年1月）
- 米セールスフォース・ドットコム、2019年のデータセンター建設を含め今後5年間で25億ドルを投資（2018年6月）
- 米アップル、音楽認識アプリのシャザムを買収（2018年9月）
- スウェーデンの音楽配信大手スポティファイ、ロンドン市内にR&Dセンターを設置。300人を雇用（2019年4月）

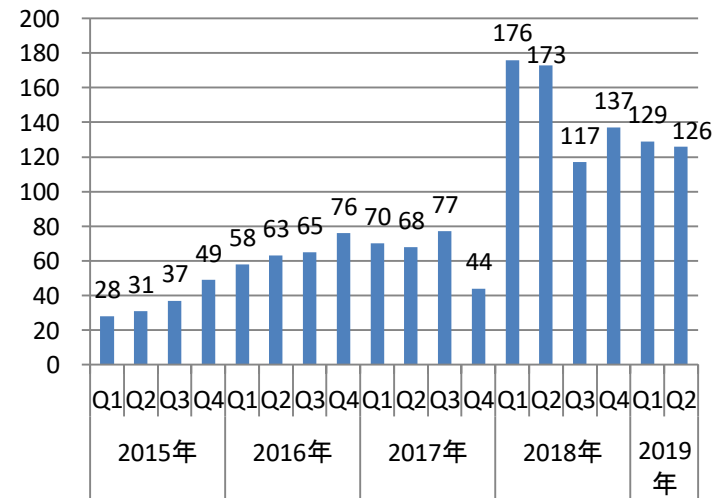
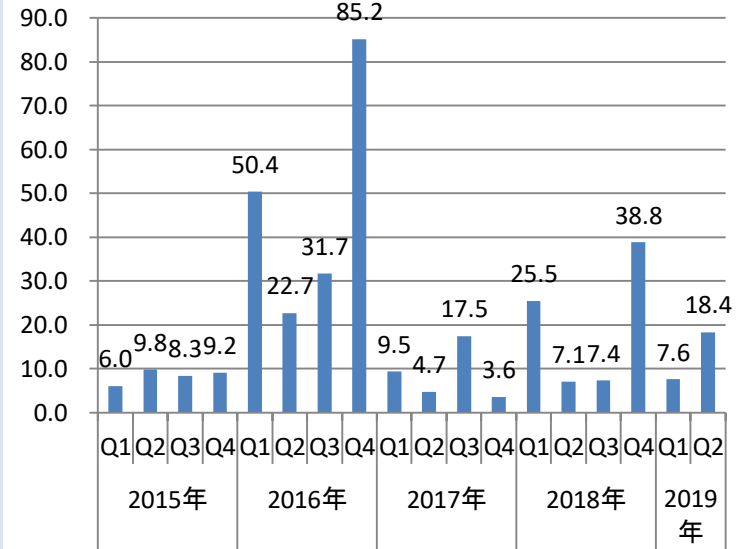
ロジスティクス

- 米アマゾン、2018年内に英国で新たに2,500人以上を雇用する方針を表明（2018年6月）
- スイスのネスレと米物流大手XPOロジスティクスが、英国中部のレスターシャーにロボティクス等を導入したデジタル倉庫を開設（2018年6月）
- 米アマゾン。マンチェスターの新拠点と、ケンブリッジ、エディンバラの開発拠点で1,000人超を新たに雇用する意向を表明（2018年10月）

製造・サービス・エネルギー

- 加投資会社オネックスがリゾート大手のパークディアン・リゾートを13.5億ポンドで買収（2017年3月）
- 豪・中等の投資コンソが134億ポンドでナショナルグリッドのガス部門の一部権益取得（2017年3月）
- 仏業務向けクリーニング大手エリスがベレンドセンを22億ポンドで買収し、ランドリーサービス事業を強化（2017年9月）
- 米国飲料コカ・コーラがコーヒー事業のノウハウ獲得のため、コーヒーチェーンのコスタを49億ドルで買収（2019年1月）

英国の対内クロスボーダーM&Aの推移
（上図：金額、下図：件数）

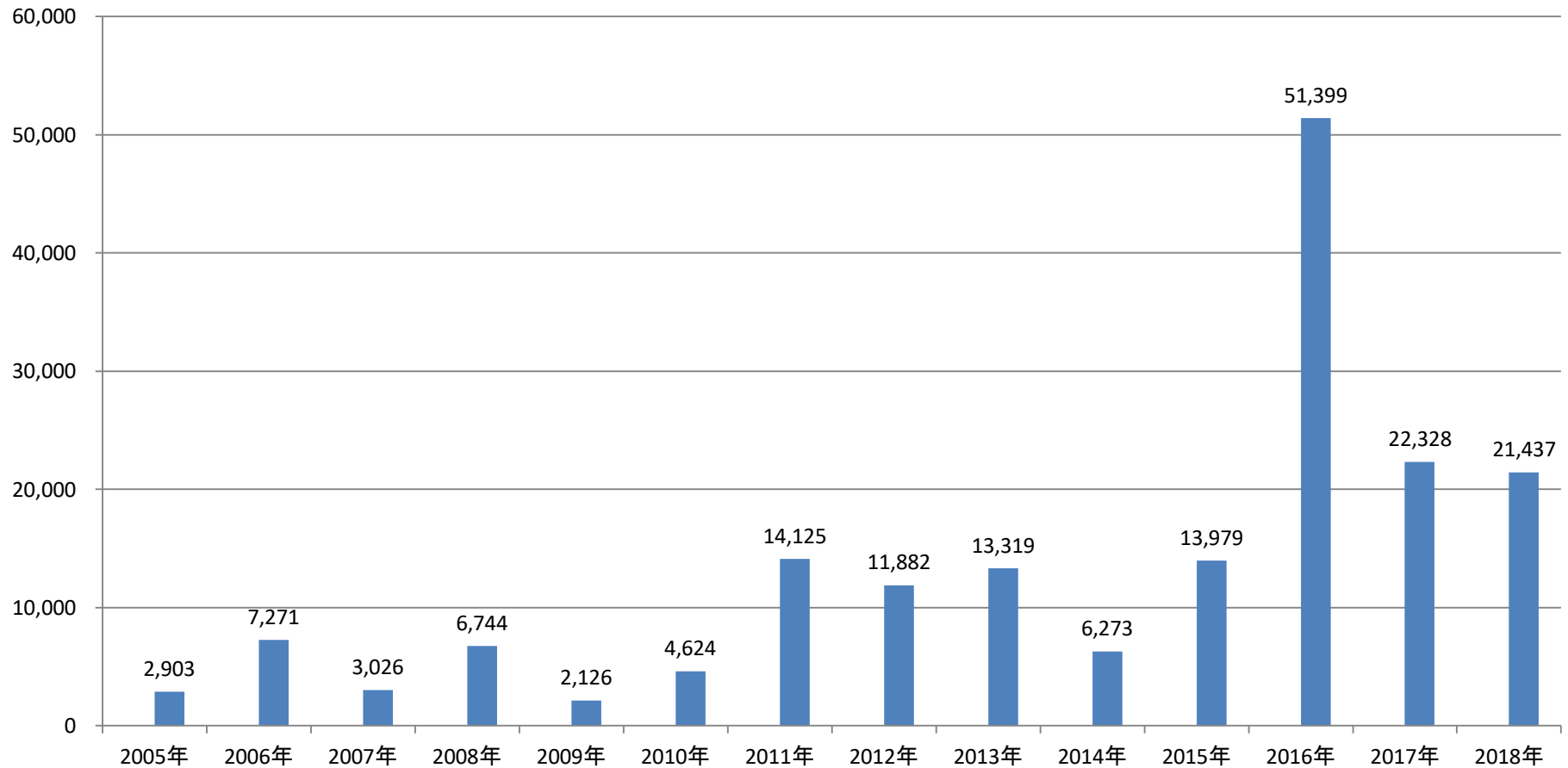


（出所）英国民統計局（ONS）

底堅い外国企業の対英ビジネス②

日本の対英国直接投資の推移（国際収支ベース、ネット、フロー）

（単位：百万ドル）



（出所）「国際収支状況」（財務省）、「外国為替相場」（日本銀行）などよりジェトロ作成
（注1）国際収支統計の基準変更により、2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

底堅い外国企業の対英ビジネス③

日系企業の主な対英投資・事業拡張案件（2017年以降）

ICT

- トヨタ、モビリティ事業やビッグデータ事業を行うトヨタコネクテッドヨーロッパをロンドンに設立（2018年3月）
- NTTデータ、ITサービスのスタートアップ、マジェンティス・ホールディングスを買収（2018年6月）
- NEC、英政府の司法部門、警察などにITサービスを提供する i2Nを買収（2018年8月）
- NTTコミュニケーションズ、ロンドン東部に英国8か所目のデータセンター建設を発表（2018年10月）
- NTTデータ、独子会社を通じ、eコマース関連コンサルティング企業ウィーバリティの発行済株式総数の過半数を取得し買収（2019年4月）
- 住友商事、駐車場情報アプリ「AppyParking」の英スタートアップ、イエロー・ライン社に資本参加（2019年7月）
- 衛星アンテナ共有事業の日スタートアップ、インフォステラが、欧州での営業と規制関連業務を行う現地法人を英国に設立（2019年5月）
- NTT、傘下の英ディメンション・データとNTTコミュニケーションズなどの海外事業部門を統合し、ロンドンに海外事業統括拠点を設置（2019年7月）

インフラ・エネルギー・不動産・建設

- JR東日本と三井物産、英アベリオUKと共にウェストミッドランズ旅客鉄道事業の運営権を英運輸省より獲得（2017年8月）
- 三菱商事、スペインのEDPRニューアブルからスコットランド沖合の洋上風力発電事業会社の株式33.4%を取得（2018年3月）
- Jパワーと関西電力、英国の大型洋上風力に1千億円規模の投資（2018年8月）
- 三菱地所、ロンドン・シティで51階建て超高層オフィスビル「（仮称）8 Bishopsgate」開発計画の建築工事に着手（2019年3月）
- 積水ハウス、英政府機関ホームズ・イングランドと不動産開発のアーバン・スプラッシュと提携し、住宅供給事業会社に出資（2019年5月）
- 日立、英国中東部の高速鉄道の新型車両165両（33編成）を4億ポンド（約532億円）でアベリオUK社から受注（2019年7月）

製薬・医療

- シスメックス、細胞遺伝子解析や次世代シーケンサー用試薬を開発するオックスフォード・ジーン・テクノロジーを買収（2017年5月）
- 富士フイルム、抗体医薬品生産プロセスの開発能力増強のため英国拠点で10億円相当の設備投資（2017年11月）
- アステラス製薬、緑内障など眼科領域で新規遺伝子治療開発を行うバイオベンチャー、クエセラを買収（2018年8月）
- 大塚メディカルデバイス、医療機器ベンチャーのヴェリアンを買収（2018年12月）
- 第一三共当社、開発中の抗がん剤について製薬大手アストラゼネカと提携、最大で69億ドル受け取る（2019年3月）
- NEC、英ITサービス子会社を通じ、医療情報システム大手エミス・グループの糖尿病網膜の検査関連事業を買収（2019年4月）
- エーザイ、スコットランドのダンディー大学とがん治療薬創出に向けた共同研究契約を締結（2019年7月）

製造

- トヨタ自動車、バーナストン工場で2.4億ポンド以上を新規投資し、生産設備の刷新を図ることを公表（2017年3月）
- カルビー、製菓業のシーブルック・クリスプスを買収（2018年8月）
- 川崎重工、海底パイプラインのメンテナンスのための自律型無人潜水機の製造・販売・アフターサービスを行う現地法人設立（2019年2月）
- トヨタとスズキ、トヨタのバーナストン工場でスズキへの電動車OEM（RAV4、カローラワゴン）供給について合意（2019年3月）
- アサヒホールディングス、パブ・ホテル運営大手フラー・スミス＆ターナーの高級ビール事業などを2億5,000万ポンド（約360億円）で取得（2019年4月）

底堅い外国企業の対英ビジネス③

日系企業の主な対英投資・事業拡張案件（2017年以降）

サービス・金融・卸売・小売等

- セコム、北アイルランドに本社を持つ同業スキャンアラームを買収（2017年4月）
- パーク24、日本政策投資銀行と共同で駐車場最大手ナショナルカーパークスを買収（2017年7月）
- 電通、子会社を通じて広告会社ホワイトスペースを買収、クリエイティブ事業を強化（2018年7月）
- プリヂストン、英南部の自動車整備・タイヤ等販売チェーン、イグゾースト・タイヤズ・アンド・バッテリーズを買収（2018年9月）
- プリンズホテル、豪子会社の英現法を通じて英ホテル業ABホテルズが運営するロンドンの高級ホテル「The Arch London」の事業を取得、高級ブランド「The Prince AKATOKI」1号店として、2019年夏以降に開業予定（2018年11月）
- ソフトバンク・ビジョンファンド、企業の運転資金向けファイナンスを手掛ける金融サービスのグリーンシルに8億ドルを出資（2019年5月）
- 日本紙パルプ商事、英紙商2位プレミア・ペーパー・グループの親会社RADMSペーパーの株式60%を取得（約50億円）（2019年7月）

ロジスティクス

- 郵船ロジスティクス、電子商取引事業者向け物流サービスのインターナショナル・ロジスティクス・グループを買収（2018年8月）
- レンゴー、重量物放送資材のローズウッド・マニュファクチャリングの株式過半数を取得（2018年10月）

外食・食品流通

- LEOC（「銀座 おのでら」）が、ロンドン・ピカデリー地区の日本食レストラン「祭」を買収、「おのでら」として再オープン（2017年3月）
- 外食の壱番屋、ロンドンでカレー専門店「Curry House CoCo Ichibanya」1号店を開業（2018年12月）
- アパレル企業の「(株)オンワードホールディングス」のグループ会社が本格蕎麦懐石レストラン「Yen」を開店（2017年11月）
- 英日本食小売のジャパンセンターグループ、クールジャパン機構の出資を受けて、大型日本食複合施設「Ichiba」を設立（2018年7月）
- 外食のWDI、ステーキハウスと点心専門店経営のため100%子会社を設立（2018年12月）
- 日本水産、水産物調達や水産物の一次加工のフラットフィッシュ社の株式75%を取得し筆頭株主に（2019年5月）
- スシローグローバルHD、寿司等の飲食チェーンのワザビに1,350百万ポンドの投資、業務提携（2019年5月）

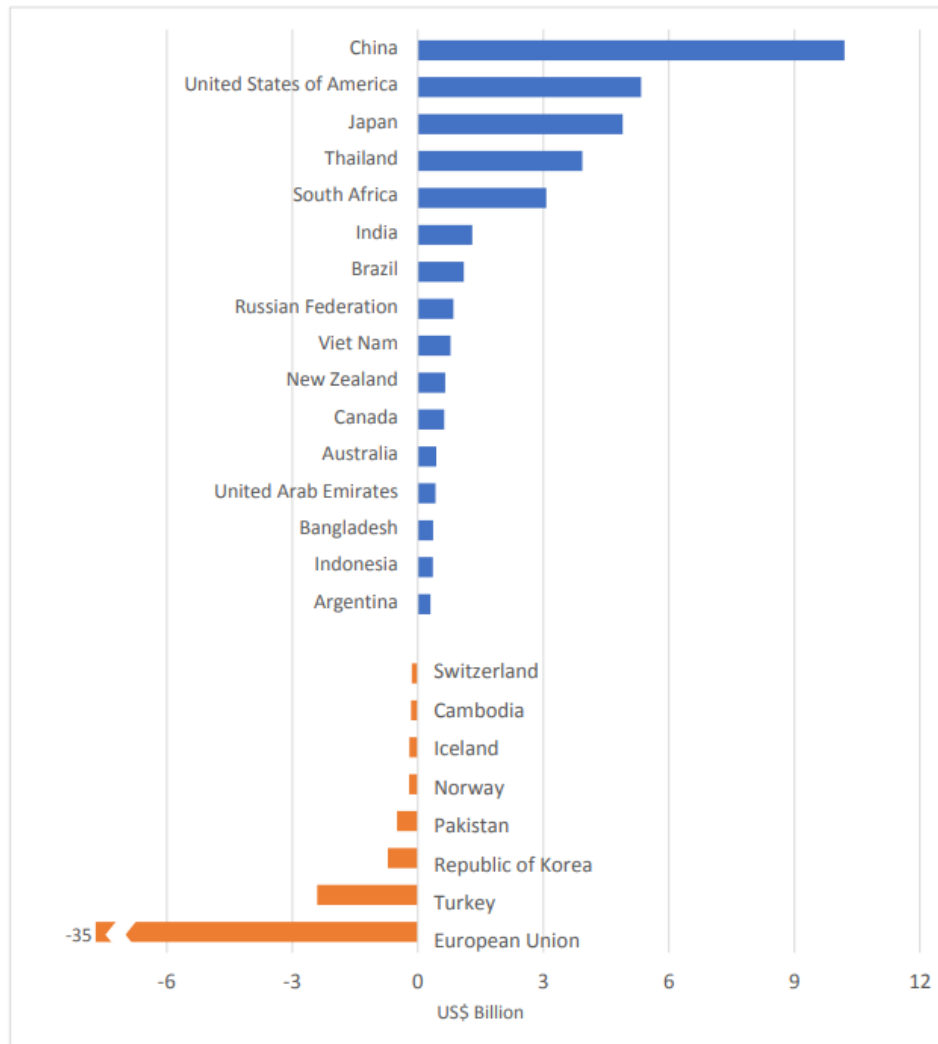
デザイン・ファッション・日用品

- ファーストリテイリング：ロンドンを中心に「ユニクロ」を13店舗展開
- 良品計画：ロンドン（8店舗）、バーミンガム、マンチェスター、ギルフォードで「MUJI」を12店舗展開
- タビオ：靴下専門店「Tabio」をロンドンで2店舗展開
- ローレル：化粧品・雑貨店「Shiro」をロンドンで3店舗展開

※いずれも2019年6月時点

国・地域によって大きく異なるブレグジットの影響

Figure 1. Gainers and Losers from no-deal Brexit, selected countries



- ブレグジットにより英国の関税率や人の流れが変わることで、諸外国にも様々な影響が起こり得る。
- 現行の通商制度下で英国と緊密な経済関係を構築しており、取引量も多い国ほど、ブレグジットによる負の影響を受けやすい傾向。
- 対照的に、現在英国（EU）と通商協定等を結んでいない（間もない）国などは、比較劣位の度合いが縮小するため、プラスの影響が生じる場合も。

リファレンス①：英国政府のブレグジットに関するガイダンス

ノー・ディールに備える「Technical Notices」

EU基金

- ・ コネクティング・ヨーロッパ・ファシリテ (CEF)のエネルギー分野補助金
- ・ 人道援助の取扱い
- ・ 欧州地域開発基金(ERDF)
- ・ 欧州社会基金(ESF)
- ・ 欧州地域間協力基金
- ・ 英国ライフプロジェクト
- ・ ホライズン2020
- ・ EU基金を受ける企業等の取扱い
- ・ イギリスの海外領土へのEU基金

運転・輸送

- ・ 英国からの・英国へのフライト
- ・ 鉄道による輸送
- ・ 鉄道の安全基準の適合

農業

- ・ EUの共通農業政策(CAP)への影響
- ・ EUの地域発展プログラムへの影響
- ・ 動物の飼育

個人データ・消費者権利

- ・ オンラインコンテンツのジオブロック
- ・ 消費者権利

輸出入

- ・ EUとの貿易
- ・ 遺伝子組み換え食品と動物用飼料製品
- ・ 伝統工芸品の輸出

ビジネス規制

- ・ 放送とビデオ・オン・デマンド
- ・ 合併と反競争的活動に関する調査
- ・ 通信事業
- ・ 著作権
- ・ 知的財産権の消尽
- ・ 特許
- ・ 商標・デザイン
- ・ 会計と監査
- ・ 専門資格を有するサービスの提供
- ・ EUとの国境を跨ぐ企業運営

民事法

- ・ EU加盟国を巻き込んだ民事訴訟

制裁

- ・ 制裁措置政策

労働権利

- ・ 労働権利の保全

ラベリング製品および安全性

- ・ タバコ・電子タバコ
- ・ オーガニック食品
- ・ EUの銃器免許(EFPs)
- ・ 水銀・水銀混合物の管理
- ・ 残留性有機汚染物の管理

環境保護

- ・ 産業排出基準
- ・ 新車のCO2排出報告
- ・ 環境基準の維持
- ・ 気候変動に対する要件への適合

エネルギー規制

- ・ 民間原子力規制
- ・ 原子力研究
- ・ 石油・ガス事業運営
- ・ 低炭素の発電
- ・ EUとのガス取引
- ・ 電力取引

金融および税

- ・ 金融サービス
- ・ 企業へのVAT影響

学術研究

- ・ エラスムスプラス（教育等に関するEU基金）の取扱い

医薬品・医療機器規制

- ・ 基準試験
- ・ 血液製剤の安全性
- ・ 規制情報の報告
- ・ プロドラッグの取引

動物用医薬品

- ・ 動物用医薬品のITシステムへのアクセス
- ・ 動物用医薬品の登録
- ・ 動物用医薬品の規制

人工衛星・宇宙

- ・ 人工衛星・宇宙計画

航海

- ・ 安全情報の事前通知の適用除外
- ・ 業務資格の認証

国家補助

- ・ 国家補助ルール

英国・EU間の往来

- ・ モバイルローミング
- ・ 共通旅行地域

(出所)政府サイト：<https://goo.gl/3JM4u6>

ブレグジットの準備に係るキャンペーン「ゲット・レディ・フォー・ブレグジット」を開始

「Check what you need to do」にて、以下の質問等に答えると、関係するガイダンスや対応に係る期間などを参照することができる

- ・ 国籍、居住地等
- ・ 商品の流れ、EUでの事業の有無
- ・ EU市民の雇用の有無
- ・ EUとのデータの移転の有無
- ・ 知的財産権の有無
- ・ EU・英国政府からの資金調達の有無



- ・ 業界ごとの影響
 - ・ 市民（従業員）の権利
 - ・ 環境規制
 - ・ データの移転
- などのガイダンスを表示

Get ready for Brexit

The UK will leave the EU on 31 October 2019.

Answer a few questions to find out how you or your business should prepare.

Check what you need to do

リファレンス②：ブレグジットの影響などに関する実務参考資料

英国のリファレンス資料

英国政府：ノー・ディール時の新しい関税枠組み

EN, 2019/3/13

概要：<https://bit.ly/2F0vrEK>

新しい関税率、関税割当：<https://bit.ly/2F2gFNN>

現行の関税率・HSコード：<https://www.gov.uk/trade-tariff>

現行の関税割当：<https://bit.ly/2TIgIOC>

概要解説（日本語）：<https://bit.ly/2CqQa4l>

英国政府：ブレグジット準備キャンペーン

EN, 2019/9/1

概要：<https://www.gov.uk/brexit>

概要解説（日本語）：<https://bit.ly/2m48ZoN>

英国政府：ノー・ディール対策に関する報告書

EN, 2019/10/8

<https://www.gov.uk/government/publications/no-deal-readiness-report>

国境管理、市民の権利、データ保護、エネルギー・環境、サービス、製造業、公共サービス・地域機関、北アイルランド等の分野ごとに、ノー・ディール時の英国政府の措置を説明。

英製造業協会（MAKE UK）：ブレグジットに関する各種資料

EN, 2018～

<https://www.makeuk.org/Services/Brexit>

政府Technical Noticeの要約や関税・通関計画ツールなど。一部有料。

EUおよび加盟国のリファレンス資料

欧州委員会：緊急対策プラン

EU各国語, 2018/7/19, 11/13, 12/19, 2019/1/23

<https://bit.ly/2FFUuPF>、<https://bit.ly/2HhVo7q>、

<https://bit.ly/2Ewh9gz>

<https://bit.ly/2HrU6pt>

概要解説（日本語）：<https://bit.ly/2Fx4Amu>、

<https://bit.ly/2SXN2TT>、<https://bit.ly/2W68iYH>

日本語版（仮訳）：<https://bit.ly/2Fw1e3j>

欧州委員会のガイダンス、事例分析

○企業向け通関ガイド-いかにブレグジットに備えるか

EU各国語, 2019/2

<https://bit.ly/2DMHUtW>

○EU27または英国を原産地とする貨物を想定した事例分析

<https://bit.ly/2CPt5Zh>

○様々な原産地、中継・経由国、最終仕向国を想定した事例分析

<https://bit.ly/2YKHBdY>

概要解説（日本語）：<https://bit.ly/2OEdHnk>

オランダ民間企業庁：ブレグジットの影響評価ツール（Brexit Impact Scan）

NL, 2018/7/3

<https://rvo.regelhulpenvoorbedrijven.nl/brexitimpactscan/>

概要解説（日本語）：<https://goo.gl/swHHjo>

ベルギー連邦経済省：同上（Brexit Impact Scan）

NL/FR, 2018/9/19 ※オランダのImpact Scanと同じ内容

<https://brexit-impact-scan.be/>

概要解説（日本語）：<https://goo.gl/wSjpXN>

ジェトロによるブレグジットに関する各種情報提供のご案内

ブレグジット特設ページ（ジェトロ・ウェブサイト）

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>
ブレグジットをめぐる英国、EUなどからの最新ニュース、関連情勢解説、各種ガイドブック、関連リンクなどを掲載した日本語ポータルサイトです。

セミナー・説明会

日本や英国を中心に、各地でブレグジットの動向やビジネス関連制度などを解説するセミナーを開催しております。日本でのセミナーは上記ポータルを、英国等でのセミナーはジェトロのメール案内をご参照ください。

メールでの各種ご案内

英国政府等による主だった案内などを、ジェトロ・ロンドン事務所より不定期でご案内しております。

個別相談

ブレグジットによる企業活動への影響や留意点、必要な対策などについて、法務・税務等の専門家やジェトロ担当者が個別に相談に応じます。ロンドンでは2019年1～3月に引き続き、11月末まで相談を受け付けております（原則平日1時間、ジェトロ・ロンドン事務所にて）。

⇒ジェトロ・ロンドン事務所メール案内は、右記URLよりご登録ください。 <https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ldn/mail>

今般さらに、経済産業省と「ブレグジット対応サービスデスク」を立ち上げました。引き続き日系企業の皆様へのきめ細かな情報提供を継続して参ります。



ショートターム

- ✓ さらにEU離脱が延期されたとしても、ノー・ディールの可能性は引き続き存在。自社に関係するリスクと発生した場合のコスト、それらに対する打ち手と必要額を検討し、可能な対策を行うことが望ましい。各種チェックリストやガイドブックなどの活用も一案。
- ✓ 円滑な離脱の場合、移行期間は2020年末まで。1年または2年延長されてもなお、英EUの将来関係に関する協定の交渉期間は、極めて短い。「第2のノー・ディール」の可能性にも留意する必要。

ロングターム

- ✓ 離脱を取りやめない限り、EUとの通商関係はどのようなモデルにせよ現在より遠くなる。新たに生じる通関手続きや異なる規制はすべてコスト要因に。将来協定の交渉をフォローしてそれら増加コストの把握に努め、必要に応じてサプライチェーンや拠点戦略を見直す機会に。
- ✓ 英国のファンダメンタルズは健在。国内需要や競争力に目を付けた外国企業の進出は堅調。ブレグジットが政治経済社会を揺さぶることで、新たな成長機会も。ブレグジット後も変わらぬ欧州の有力市場として、対英事業機会の探究も。

参考資料

1. 2016年国民投票とこれまでの交渉過程
2. 政治宣言と離脱協定のポイント
3. ブレグジットをめぐる英国政界の動向
4. 主要産業の現状とブレグジット
5. 在欧日系企業へのブレグジットの影響
6. 英国の経済と産業

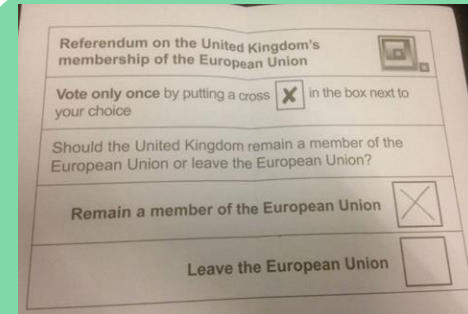
2016年6月の国民投票の結果

【実施日】 2016年6月23日

【質問事項】 「英国はEUに残留すべきか、それともEUから離脱すべきか」

【投票権】 18歳以上の英国人、英国在住のアイルランド人・英連邦市民

【投票率】 72.2%



実際に使用された投票用紙

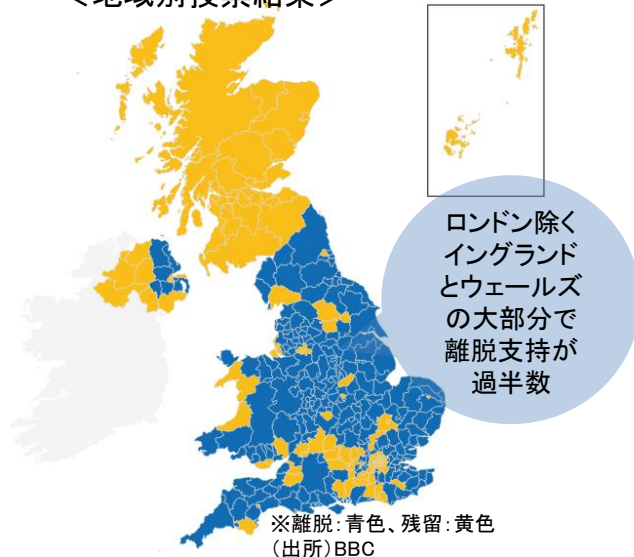
**Vote
Leave**

**離脱支持
51.9%**

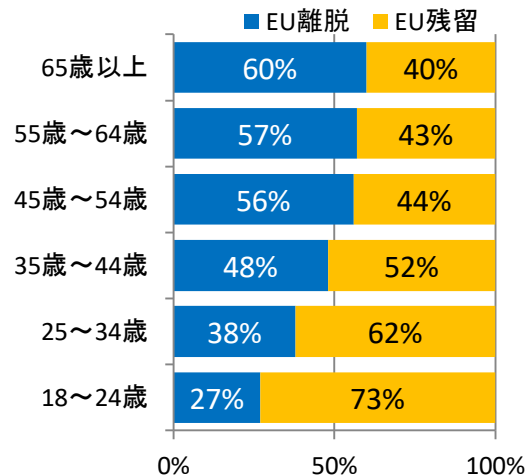
**BRITAIN STRONGER
IN EUROPE**

**残留支持
48.1%**

＜地域別投票結果＞

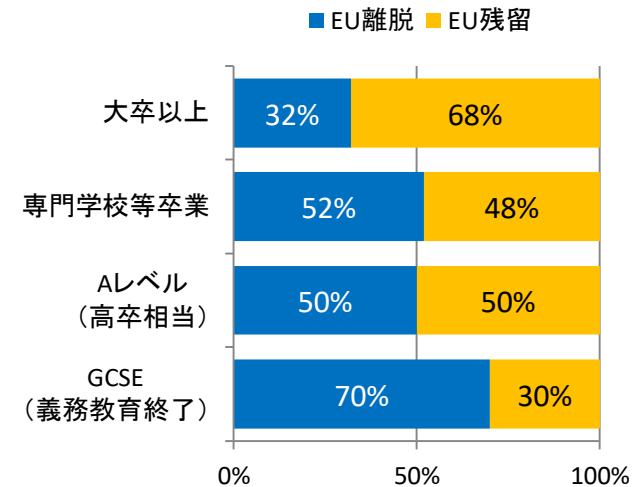


＜年齢層別投票結果＞



(出所) Lord Ashcroft Polls

＜学歴別投票結果＞



(出所) YouGov

国民投票の結果の要因と英国内の格差

離脱結果の要因

EU移民への
懸念

EU統合/官僚
主義への反発

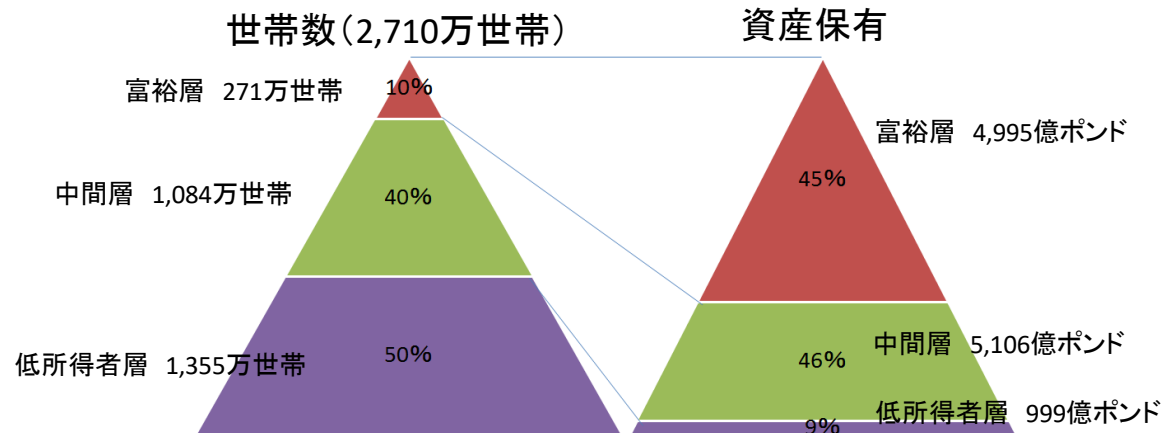
緊縮財政への
反感

国民投票の
カケ

選挙キャン
ペーン

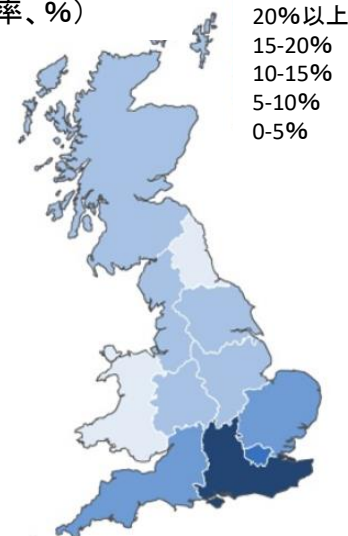
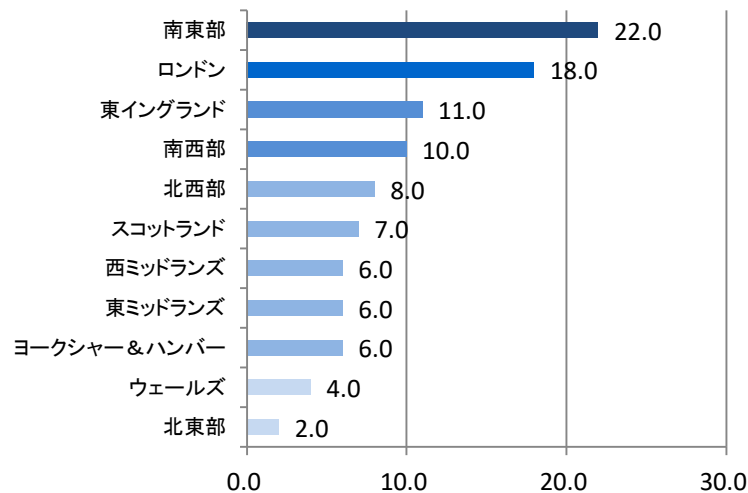
- 英国の個人資産の合計は11兆1,000億ポンド。
- 最も富裕な 10% の世帯がその 45%を保有し、所得の低い半分の層が個人資産全体の9%を保有。

(出所) 国民統計局(ONS)「Wealth and Assets Survey」などからJETRO作成



(出所) 国民統計局(ONS)「Wealth and Assets Survey」などからJETRO作成

地方別富裕層の分布 (104万8,500ポンド以上の資産を持つ世帯の比率、%)



北東部の平均資産が
15万ポンドであるのに
対し、南東部は34万
2,400ポンド

(出所) 国民統計局(ONS)
Wealth and Assets Survey 2015年
12月発表からJETRO作成

英国のEU離脱交渉スケジュール①

3月29日 **英国** 正式にEU離脱を通知
 3月31日 **欧州理事会** 交渉ガイドライン案発表→**欧州委員会** ガイドライン作成
 4月 5日 **欧州議会** 離脱交渉の最終合意を承認する場合の基本条件を採択
 4月29日 **特別欧州理事会（27カ国）** 交渉ガイドラインを承認
 5月22日 **EU一般問題理事会** EU交渉（権限）指令を採択
 6月 8日 **英国** 下院総選挙

2017年

英国のEU間の交渉

6月19日 英国のEU離脱（ブレグジット）交渉開始
 6月26日 **英国** 在英EU市民の権利保護に関する基本方針を公表
 7月17日、8月28日、9月25日、10月9日の各週および11月9～10日
 第2～6ラウンドのブレグジット交渉を実施
 11月20日 **EU一般問題理事会**、EU専門機関の移転先を決定
 12月14～15日 **欧州理事会**、第一段階の交渉に「十分な進展」を認め、
 第2段階に移行するためのガイドラインを採択

第一段階

- ①在英EU市民・在EU英国国民の権利保障
- ②英国の対EU債務義務
- ③その他諸問題
 - ・アイルランドとの国境問題
 - ・EU法停止に伴う諸問題の解決等

2018年

1月29日 **EU一般問題理事会** 移行期間に関する交渉指令を採択
 2月28日 **欧州委員会** 離脱協定素案を発表
 3月 7日 **欧州理事会** 将来関係に関するガイドライン案を加盟国に提示
 3月19日 離脱協定素案の一部で合意（移行期間に関するものを含む）
 3月22～23日 **欧州理事会** 将来関係に関する交渉ガイドラインを承認
 6月29日 **欧州理事会**
 7月12日 **英国** EU離脱後のEUとの将来関係に関する白書を発表
 9月20日 **非公式欧州理事会** 臨時理事会の11月開催を示唆
 10月18日 **欧州理事会** 交渉の進捗を不十分と評価
 11月14日 **欧州委員会** 交渉妥結、欧州理事会へ交渉の決定的進捗を勧告
 11月25日 **臨時欧州理事会** 離脱協定案を承認

第二段階

- ・暫定・移行措置についての協議
- ・EU・英国の将来関係の枠組みについての事前協議

12月11日 **英国** 下院採決延期
 12月13日 **欧州理事会**

英国のEU離脱交渉スケジュール②

2019年

1月15日 **英国** 下院が離脱協定案を否決

3月12

～14日 **英国** 下院が離脱協定案を否決、3月29日のノー・ディール離脱を否決、離脱日の延長を可決

3月19日 **EU一般問題理事会** EU27カ国の欧州理事会に向けた方針準備

3月20日 **英国** 欧州理事会に離脱日の6月30日までの延長を要請

3月21日 **欧州理事会** 英国での3月最終週の離脱協定案可決の有（5/22）無（4/12）により異なる
離脱日を合意

3月29日 **英国** 下院が離脱協定案を否決、EU離脱日は4月12日に

4月 5日 **英国** 欧州理事会に離脱日の延期を再要請

4月10日 **特別欧州理事会** 最長10月31日までの離脱日の延期を合意（4月11日未明）

5月23日 **英国** 欧州議会選挙、ブレグジット党が大勝、保守党・労働党の議席は激減

5月24日 **英国** メイ首相、6月7日に辞任する意向を表明

7月23日 **英国** 保守党 ボリス・ジョンソン前外相を党首に選出

7月24日 **英国** ジョンソン党首、首相就任、新政権発足

欧州議会審議・同意手続き

EU27カ国審議 EU理事会での承認

離脱日延長期限
(2019年10月31日)

2018年欧州連合（離脱）法（European Union (Withdrawal) Act）

EU離脱にあたって確実性、継続性、コントロールを最大限にするため欧州連合（離脱）法案を2017年7月13日に議会に提出。離脱の日の前後で最大限同じルール・法令を適用する。当初、大廃止法案（Great Repeal Bill）と呼ばれていたもの。2018年6月両院で合意し、6月26日成立。

法の概要

1972年欧州共同体法の廃止

- EU法の英国内での効力やEU法の英国法に対する優先、欧州司法裁判所（ECJ）の判断への従属などを規定する1972年欧州共同体法をEU離脱の日に廃止

EU法の英国法への置き換え

- 英国の法体系に直接組み込まれているEU法（規則等）をそのまま英国法に置き換え
- EU指令などを根拠に立法されている英国法の効力を維持
- ECJの判例の効力の継続
- 置き換えられたEU法と対立する新法が策定された場合は新法が優先

第二次立法権の政府への付与

- EUとの交渉結果の反映を含む第二次立法権の政府への付与

下院での修正事項

- EUとの交渉結果に対する議会での議決
→保守党から造反者があり可決

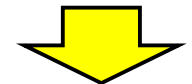
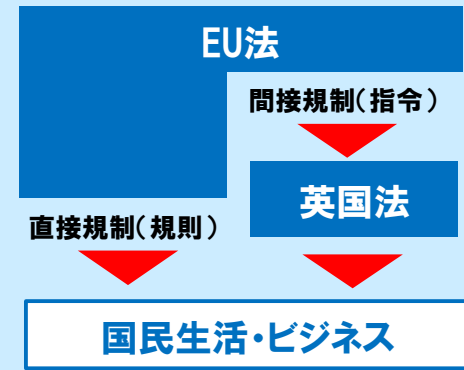
※2019年1月21日までにEUとの合意がなされていない、またはその可能性が低い場合：担当大臣がその先どのように進めるべきかの提案をしなければならない

6月21日の施政方針演説に盛り込まれた法案

欧州共同体法廃止法案
関税法案
貿易法案
移民法案
漁業法案
農業法案
原子力セーフガード法案
国際制裁法案

（出所）施政方針演説より作成

EU離脱前



EU離脱後



議会審議スケジュール
2017年

- 7月13日議会に提出

2018年

- 6月20日下院通過
- 6月20日上院通過
- 6月26日女王の裁可により成立

英国政府による「EUとの将来関係に関する白書」

英国政府は2018年7月12日、ブレグジット後のEUとの将来関係に関する白書（提案）を発表

経済パートナーシップ

- **EU単一市場、関税同盟から離脱**
- 農産品を含む物品で「**自由貿易圏（Free Trade Area）**」を確立し、「**共通規則**」を適用。
- EUとの通関に関し、英国がEU仕向地の物品に対しEUの関税・通商政策に基づきEUの代わり関税を徴収する「**円滑化された通関取決め（Facilitated Customs Arrangement :FCA）**」を提案。
- 英EU間にて**関税、関税割当、原産地規則を導入しない**。英国・EUはそれぞれのFTA締結国への輸出に際し、英国は**EU産も含めて原産地とみなし**、EUは**英国産も含めて原産地とみなす**。
- サービス、投資、デジタル分野：現在と同等の市場アクセスを相互に得ることはなく、新しい取り決めに追及。
- 医薬品（EMA）、化学（ECHA）、航空（EASA）のEU機関には議決権なしでも資金を拠出し、参加の継続を追求。
- 金融サービス：EUパスポート体制を維持しない。市場アクセスに関し二国間の新協定を提案。英国とEU間での**規制の相互の自主性を尊重**しつつ、それぞれが協定に沿って意思決定することを確保。
- 人の移動：2020年末までEU市民は現在と同様の条件で移動、居住、就労が可能。**将来的に、英国が国内的な移民規則を決定し、移動の自由は終了**。アイルランド人に対しては共通渡航地域（CTA）合意により特別な措置を継続。
- 英国は他国と野心的な二国間協定を追及できるようになる。CPTTPへの参加を検討。

セキュリティ・パートナーシップ

英国とEUが抱える共通の安全保障課題に対応するため、以下を内容とするパートナーシップを提案。

- 法執行及び刑事司法協力（航空機の旅客情報や犯罪歴に関する情報共有等データ交換のメカニズム等）
- 外交政策、防衛及び開発（危機管理オペレーション協力、戦略的宇宙関連プロジェクトへの協力等）
- より広い安全保障上の課題への対応（亡命者・不法移民、サイバーセキュリティ、テロへの対応等）

横断的分野及びその他の協力

- データ保護：個人データの移転の継続性を含め、各国のデータ保護機関間の協力の継続を可能にする。
- 協力に関する協定：科学研究、国際開発援助、防衛能力構築等の分野の継続協力のため、新たな協定を締結。「Horizon Europe」「Euratom Research and Training Programme」「Joint European Torus」「ITER」を含む**EUの研究・イノベーションプログラムへの参加を希望**。
- 宇宙：「ガリレオ」を含むEUの宇宙開発プログラムに継続参加し、宇宙技術について緊密な協力を継続。
- 漁業：英国は国連海洋法条約に基づいた独立した沿岸国となり、領海と排他的経済水域で漁業へのアクセスを管理。

制度的アレンジメント

- EUとの幅広い協力の実現のためには、新たな制度とガバナンスの取り決めが必要。
- **EU司法裁判所（CJEU）等のEU機関からの離脱、EU法の直接効果や優先性の原則の廃止。**

産業界の反応

- 「白書は、国民投票以降ビジネス界が強調してきたことを反映している。この方向性を歓迎しており、将来にわたり雇用と投資を守ることが交渉に携わる双方を（良い方向に）導く星となる。」英国産業連盟（CBI）
- 「白書は、英国の金融および関連専門サービス産業にとって大きな打撃となるもの。EUとの貿易関係が弱まれば、金融関連産業は、雇用創出やより広い範囲での経済成長を支えることが難しくなる。」シティ・オブ・ロンドン
- 「白書は一步前進であるが、多くの疑問が残っている。EU離脱までわずか260日、テック部門にとって重要な多くの点が依然として明らかになっていない。」テックUK（テクノロジー関連業界団体）

参考資料

1. 2016年国民投票とこれまでの交渉過程
- 2. 政治宣言と離脱協定のポイント**
3. ブレグジットをめぐる英国政界の動向
4. 主要産業の現状とブレグジット
5. 在欧日系企業へのブレグジットの影響
6. 英国の経済と産業

英国EUの将来関係に関する政治宣言のポイント①

2018年11月25日の欧州理事会特別会合において、経済や安全保障などについて、将来関係の方向性を示した政治宣言を承認

分野	内容
導入準備	・ 協力の基礎：将来関係は、英国が「人権および基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約」の枠組みを尊重し継続的な義務を組み込む。欧州委員会は英国の離脱後、データ保護の同等性を評価し、2020年末までにデータ移転の可否の決定を下す。 ・ 共通利益の分野：英国がEUプログラムに参加する一般原則、条件を制定する。欧州研究基盤コンソーシアムへの英国の参加も検討。文化、教育、科学、イノベーション分野でのベストプラクティスや専門家を共有。英国と欧州投資銀行の協力の検討。
経済パートナーシップ	(次ページに記載)
セキュリティ・パートナーシップ	・ 目的・原理：地理的近接性と国際犯罪やサイバー攻撃などの脅威増大を考慮した広範で包括的で均衡のとれた枠組み。 ・ 犯罪に関する法執行と司法協力：データ交換、法執行当局間での運営協力と犯罪に関する司法協力、マネーロンダリングとテロ資金提供の防止の3分野に係る将来枠組みの構築。 ・ 外交・安全保障・防衛：制裁、欧州連合部隊、防衛力の発展その他に関する対話と協調を通じた、野心的で緊密かつ持続的な協力関係。 ・ テーマ別の協力：サイバーセキュリティ、市民保護、医療保障、違法移民、テロと暴力的過激派への対策のテーマ別協力。 ・ 機密および国家機密にかかわる非機密情報：機密情報保護協定の締結。
制度的アレンジメント	・ 構造：将来関係は、特定の協力分野に関する章や関連する合意をカバーする包括的な制度的枠組みに基づく。個々の分野において特定のガバナンスの取り決めを確立できる。 ・ ガバナンス：将来関係について定期的な対話を実施し、管理・監督・実施・レビュー・改良の効率的・効果的な取り決めを確立する。英EUそれぞれの法令を尊重し、離脱協定に規定されている取決めに基いて実施する。 ・ 除外条項と保護措置：将来関係は、国家安全保障について適切な適用除外を含む。
今後のプロセス	EU離脱後、可及的速やかに英EUの将来関係の交渉を始め、交渉結果が2020年末までに発効させる。英EUともに北アイルランド問題の平和的解決が最重要との認識。ベスファルト合意を順守。 ・ 離脱前：正式な交渉の迅速な開始を可能にするため、準備作業に従事。北アイルランド・アイルランド間のハードボーダーを避けるための制度の検討も含む。 ・ 離脱後：将来関係を法的書式に落とし込み、交渉を開始する。交渉ラウンドと形式、交渉スケジュールに合意する。

英国EUの将来関係に関する政治宣言のポイント②（経済パートナーシップ）

項目	内容
物品	包括的な自由貿易圏（Free Trade Area）を創出し、制度・通関において密接に協力。通関では、離脱協定に規定する単一関税区域（Single Customs Territory）を発展させた野心的な関税取り決めにより、全品目で関税、数量割当、原産地規則の検査を回避。医薬品（EMA）、化学（ECHA）、航空（EASA）等のEU機関と英国機関の協力可能性を模索。英国は関連分野におけるEU基準への準拠を検討。信頼性された貿易事業者（Trusted Trader）の相互承認、関税等の還付を含む通関実務に関する相互協力等を検討。
サービスと投資	広範な分野でWTOの取り決めに大幅に上回る自由度を確保、GATS第5条に沿った取り引きを実現。市場アクセス等に関する双方の規制は内外無差別を徹底。規制の独立性は確保しつつ、不必要な制度上の要件を排除するため、透明性・効率性・互換性を最大限有する取り決めを実現。双方の国内規制の原則には、許認可手続きや通信・金融・配送・海運等の相互の利益に資する分野における共通の規定が含まれ、そのために自発的な規制調和の協力枠組みを設置。専門職の要件に関する適切な仕組みも考案。
金融サービス	双方の規制・意思決定の独立性と、自らの利益に基づく同等性評価の意思決定の自由度を尊重。双方による同等性評価の手続きはEU離脱後可及的速やかに着手し、2020年6月末までに完了することを目指す。
知的財産権	TRIPS協定等を超えて、知的財産権の保護と執行を提供。現行の高度な保護の継続、知的財産権の消尽の体制確立の自由度を維持、知的財産権問題の情報の交換・協力メカニズムの創立。
公共調達	相互に利益のある分野はWTO政府調達協定（GTA）を超えて公共調達市場における機会を提供。
モビリティ	短期訪問者の査証免除、研究・勉学・訓練・YMSによる入国・滞在条件の検討、将来の人の移動を考慮した社会保障制度の検討。商用目的での一時的な入国・滞在の取り決めを含む。規定は英国・アイルランドの共通旅行区域を妨げない。
輸送	（航空）包括的航空協定（CATA）による人・貨物の接続性の確保。安全性、安全保障の基準での欧州航空安全局（EASA）と英国民間航空局（CAA）の協力。（道路輸送）国際基準等の順守により同等の貨物輸送・乗客輸送の市場アクセスの確保。（鉄道）必要に応じて越境鉄道サービスの二国間協定を制定。（海上）国際的な法的枠組みを適用。安全性・安全保障は欧州海洋安全庁（EMSA）と英国海事沿岸警備庁（MCA）が情報交換し協力。
エネルギー	（電気・ガス）電気・ガスネットワーク運営者間で技術協力を促進する枠組みを構築。（民間原子力）EURATOMと英国の幅広い分野での核協力合意をする。（炭素価格）温室効果ガス排出取引での協力を検討。
漁業	包括的な経済連携を推進する観点から、新たな漁業協定を2020年7月1日までに締結し、特に双方の排他的経済水域へのアクセスと漁獲割当について取り決めを結び、移行期間終了後の最初の年から施行。
対等な競争条件	公正で開かれた競争を実現するため、補助金、独占禁止法、社会・雇用規制、環境基準、気候変動、租税等の分野を網羅する規定を、離脱協定や包括的な経済関係に整合するかたちで設定。

離脱協定のポイント①

項目	内容
市民の権利	- 移行期間終了時点でEU加盟国に居住している英国国民または英国に居住しているEU市民は、同期間終了後もそれ以前と同じ権利を有する。家族も同様の権利を有し、また同期間終了時点で近親の関係にある家族等は同期間終了後に居住のために呼び寄せることもできる。 - 同期間終了時点で5年以上継続してEU加盟国に居住している英国国民、5年以上継続して英国に居住しているEU市民は、永住権を持つ。5年未満の場合、5年に達して永住権を取得するまで居住を継続できる。 - 英国に居住するEU市民とその家族は、英政府の所定の手続きにより居住許可を申請できる。EU加盟国は自国に居住する英国国民とその家族に対して同様の手続きを求めるかどうか選択できる。 - 居住国と異なる国で働く労働者を含むEU市民・英国人の労働者・自営業者は、雇用支援や社会保障等について現在と同等の権利を有し、国籍等による差別なく自国民と同等の待遇を補償される。 - 移行期間終了前にEU加盟国で承認を取得または申請した英国人の専門職（弁護士・医師等）または英国で承認を取得または申請したEU市民の専門職は、同期間終了後も双方で継続して資格を認められる。 - 英国の裁判所が、離脱協定が規定する市民の権利に関するEU法の解釈を行う際には、欧州司法裁判所（CJEU）による将来の判例を考慮し、EU法の解釈に疑問があればCJEUに申し立てることができる。
移行期間	- 離脱日から2020年12月31日までを移行期間とする。英国はEU加盟国ではなくなるが、移行期間中はEU法が適用され、欧州司法裁判所（CJEU）の管轄下に置かれる。 - 英国の参加が必要かつEUの利益に沿うものであり、あるいは協議内容が英国・同国民に関するものである場合は、英国はEUの会議やEUが参加する国際機関の会合等に継続して参加することができる。 - EUが第三国と締結する国際協定において、英国はEU加盟国と同じ扱いを受けるものとし、EUは対象となる第三国にその旨を通知する。この間、英国はEU以外の国と、貿易協定を含む新たな国際協定について交渉・署名・批准を行い、移行期間終了後に発効させることができる。 - 漁業に関する取り決めはEUに準拠し、英国の漁獲割当は変更されない。移行期間終了後の最初の1年となる2021年の漁業協定について、英EU双方は2020年に交渉を行い、決定する。
清算金	- 清算に関する交渉は、英国のEUに対する支払い義務と、EUの英国に対する支払い義務を網羅。英国がEUに支払う清算金は350億～390億ポンドと推計される（将来の状況変化によって異なるため幅がある）。 - 移行期間の2019、2020年は、英国はEUの年間予算に対してこれまでどおり拠出金を支払い、割戻金も受領する。2020年末時点の未払い金は将来支払い、未収金は将来受け取る。 - 欧州投資銀行（EIB）の払い込み資本金の英国拠出分35億ユーロは、2019年から12年間にわたり分割して払い戻しを受ける。同様に欧州銀行（ECB）の資本金やEUによる制裁金収入についても、英国の比率について払い戻しを受ける。 - 欧州開発基金（EDF）には継続参加する。各種EU信託基金や、トルコの難民のためのEUファシリティへの貢献は変更しない。

（出所）離脱協定、英政府・EU資料を基に作成

離脱協定のポイント②（バックストップ）

項目	アイルランド、北アイルランドに関する取り決め（バックストップ）の内容
移行期間延長との選択	- 移行期間終了までにハードボーダー回避策が導入できない場合、バックストップを発動。 - ただしバックストップ発動自体を回避するため、2020年7月1日より前に英国がEUに要請すれば、1～2年の範囲内で、移行期間延長が可能。
英国全土の取り決め	EUと英国全土を単一の関税区域（Single Customs Territory）に置く。これにより第三国には対外共通関税・共通通商政策を適用し、域内では南北アイルランド、北アイルランド・グレートブリテン島の間での関税、数量割当、原産地規則に係る通関手続きを回避する。（実質的な関税同盟）
北アイルランド単独の取り決め	- 同時に北アイルランドでは、工業製品、環境、農産品等に関わるEU規制を適用。 - 通関手続き等はEU関税法典（UCC）に従う。これにより南北アイルランドの間での検査を回避し、北アイルランド製品がEU単一市場で自由に流通できるようにする。 - EU規制による規定がない物品は英国規制に従えばよい。
検査の手法	- 北アイルランド・グレートブリテン島の間での検査は、工業製品については、一部例外を除き英国当局による市場査察が事業者の敷地内で行う。 - 動物由来製品と生きた動物については、アイルランド島が単一検疫区域にあることから、現在も空港・港湾で検査が行われていることを土台に、検査の割合を拡大する（現在は10%程度）。
公正な競争条件の担保	- 単一関税区域において公正な競争を担保するため、英EU双方は環境、労働に関する規制を現行水準より緩和しないこととし、英国は国内規制をEU規制と整合させる。 - 補助金に関する規定も調和させ、英国はEUの取り決めに適用する。
解除	- バックストップの解除（終了）は、英EU双方から成る合同委員会が状況を評価した上で決定する。 - 英EUいずれも相手方の同意なく単独で評価を求めることができる。 - これについて双方で係争が生じた場合、独立した紛争調停機関が解決。

（出所）離脱協定、英政府・EU資料を基に作成

離脱協定・政治宣言概要合意（2018年11月14日）に対する評価

政界

労働党 ジェレミー・コービン党首

- 「この合意は英国国民が約束された合意ではない。議会はこの悪い合意とノー・ディールの選択という誤りを受け入れないだろう」
- 「北アイルランドが異なる規制を適用することは、アイルランド海に国境線を引くこと」

民主統一党（DUP） ナイジェル・ドッズ副党首

- 「これで選択肢が明らかになった。英国の一体性のために立ち上がるか、属国に向かう合意に投票するかだ」

保守党EU離脱派 ドミニク・ラーブEU離脱相

11/15辞任

- 「メイ首相を支持しているが、合意文書にはふたつの問題がある。ひとつは、北アイルランドを対象として提案された制度レジームは英国の一体性にとって真の脅威であること」
- 「もうひとつは、EUが拒否権を持つ、期限のないバックストップの取り決め。支持できない」

保守党EU離脱派 ジェイコブ・リースモグ議員

- 「この合意は英国をEUとの関税同盟とEUの法律に閉じ込める。そして我々が自身の優先順位や経済利益に基づく通商政策を追求することを阻害する」

保守党新EU派 ブランドン・ルイス幹事長

- 「我々が交渉した取り決めは英国をバックストップに閉じ込めるものではない」
- 「EU条約第50条はバックストップを永続的解決手段としておらず、将来関係へのつながりでしかないことを想起する必要がある」

アイルランド政府 レオ・バラッカー首相

- 「メイ首相が和平の過程とベルファスト合意を守ると約束したこと」に忠実だったことに感謝したい」

経済界

英国商工会議所（BCC） アダム・マーシャル事務局長

- 「産業界は、このマイルストーンに達するために首相と政府による多大な努力が払われたと認識」
- 「会員企業は、将来直面する特定の通商条件に関する明確かつ精緻な情報を求めている、それはまだ合意されていない。急激、あるいは複数の通商条件の変更を回避することは、企業の投資と信頼にとって極めて重要」

英国産業連盟（CBI） キャロライン・フェアバーン事務局長

- 「（合意内容が）議会を通過すれば、ノー・ディールという悪夢から遠ざかることになる。移行期間の確保は、長く企業が最優先事項としてきた」
- 「EUとの最終的な関係はさらに明確にされる必要があり、依然として不透明な点は多いが、前進に向けた大きな一歩」

英国自動車製造販売者協会（SMMT） マイク・ホーズ会長

- 「ノー・ディールによる破壊的な結果を回避し、移行期間を確保する好ましい一歩」
- 「但しこれは最初の一步に過ぎず、企業は競争力のある未来の確約という点では、確実性と希望を求める」
- 「（国境における）摩擦のない貿易こそ、将来当産業に成功をもたらす唯一の手段。これは恒久的な英国とEUの関係の交渉に移った後も、目標にされるべきもの」

英国小規模事業者連盟（FSB） マイク・チェリー全国委員長

- 「離脱協定合意は、会員企業に深刻な打撃を与えるノー・ディールの混乱を大きく遠ざけてくれるもの」
- 「2020年以降のEUとの関係を形作る次の交渉に速やか移行すべき時。どのような合意になっても、小規模企業には変化に備える十分な時間と支援が不可欠」

参考資料

1. 2016年国民投票とこれまでの交渉過程
2. 政治宣言と離脱協定のポイント
- 3. ブレグジットをめぐる英国政界の動向**
4. 主要産業の現状とブレグジット
5. 在欧日系企業へのブレグジットの影響
6. 英国の経済と産業

ブレグジットをめぐる英国政府・議会の動きと今後のシナリオ

EUとの交渉

2018年11月25日の臨時欧州理事会で離脱協定案および政治宣言を承認。

英国下院での審議

- ・ 採決を2018年12月11日から2019年1月15日に延期、賛成202票、反対432票で否決。
- ・ 政府案に反対する与党・保守党議員は60～80名程度とされたが、118名が反対に投票。
- ・ EU単一市場や関税同盟との強固な関係を望む野党・労働党は、3名を除き反対に投票。
- ・ 過半数割れの保守党に閣外協力する北アイルランドの民主統一党は、全議員が反対に投票。

- ・ 2019年3月12日、離脱協定案を賛成242票、反対391票で否決。
- ・ 3月13日、EUからの合意なき離脱の回避について賛成321票、反対278票で可決。
- ・ 3月14日、離脱日の延長について賛成413票、反対202票で可決。
- ・ 3月29日、政治宣言案と切り離した離脱協定案を賛成286票、反対344票で否決。
- ・ 4月3日、政府にEUに対して離脱延長要請を義務づける法案を賛成312票、311票で可決。

英国とEUが離脱協定案を批准した日の翌月1日、2019年10月31日（英国時間午後11時）のいずれか早い方に英国はEUから離脱

再々延期

- ・ メイ首相は5月21日、離脱協定法案採決に向け10項目の新提案を打ち出すが、与野党から激しい反発。採決は実質断念。
- ・ メイ首相は6月7日、保守党党首を辞任。翌週から党首選が始まり、7月23日にボリス・ジョンソン新党首が選出され、翌24日に首相就任。
- ・ ジョンソン首相は10月31日の離脱を繰り返し主張。離脱協定からのバックストップ削除をEUに求めると共に、ノー・ディール対策を加速。
- ・ ジョンソン首相は9月9日頃から10月13日まで議会を閉会する方針を発表。女王の承認を得て確定。
- ・ 9月9日、10月31日の離脱をさらに延期することに道を開く法案が成立。ジョンソン首相の早期解散動議は否決（2回目）。
- ・ 9月10日未明に議会が閉会するも、5週間にもおよぶ閉会は違法との最高裁判所判決（24日）を受けて、議会は25日に再開。
- ・ ジョンソン首相は10月2日、アイルランド・北アイルランド間のバックストップ代替案をEUに提示。交渉は佳境へ。

解散総選挙

2度目の国民投票

合意なき離脱（ノー・ディール）

離脱協定（+微修正）に基づく離脱

離脱取り消し（ノー・ブレグジット）

政府にブレグジット延期を義務付ける新法（9月9日成立）

分類	主な内容
離脱延期要請の条件	2019年10月19日までに英政府とEUの合意が議会で承認されない場合、またはノー・ディールで10月31日に離脱することが議会で承認されない場合、首相は欧州理事会常任議長に対して、別添様式に基づき書面で、5月21日にメイ首相（当時）が公表した超党派協議の結果を踏まえた条項と同協議結果に基づく政治宣言の修正などを含め、英EU間の合意を議会で審議・通過させることを目的として、離脱を2020年1月31日午後11時（英国時間）に延期するよう、要請しなければならない。 離脱延期要請後、2019年10月30日までに英政府とEUの合意が議会で承認された場合、またはノー・ディールで10月31日に離脱することが議会で承認された場合、首相は離脱延期要請を変更または取り下げることができる。
EUの反応を踏まえた政府の義務	欧州理事会がこれに合意した場合、首相は直ちに欧州理事会常任議長に対し、英国が同理事会の決定に同意することを通知しなければならない。 欧州理事会が2020年1月31日午後11時とは異なる日時への離脱延期で合意した場合、政府は同理事会が合意した離脱期限を議会に諮る。議会が承認すれば、首相は2日（合意の翌々日）以内または10月30日のどちらか早い日までに、英国が同理事会の決定に同意することを通知しなければならない。
英EU関係に関する交渉の議会報告義務	欧州理事会で離脱延期が合意された場合、EU離脱相は2019年11月30日までに英EU関係に関する進捗を議会に報告し、報告した翌日から5日以内に議会に承認を求めなければならない。その動議が否決または修正された場合、同相は2020年1月10日までにその後の交渉方針を公表しなければならない。 EU離脱相はさらに、2020年2月7日以降、EUと合意に至るまで、少なくとも28日間に1回の頻度で、進捗を議会に報告しなければならない。

出所：議会資料より作成

焦点①：バックストップ

離脱協定案が定めるバックストップの主な内容	- 移行期間終了までにハードボーダー回避策が導入できない場合、バックストップを発動。 - EUと英国全土に「単一関税領域」を適用。第三国には対外共通関税・共通通商政策を適用、南北アイルランド、北アイルランド・グレートブリテン島間での関税、数量割当、原産地規則に係る通関手続きを回避。（実質的な関税同盟） - 北アイルランドでは、工業製品、環境、農産品等に関わるEU規制を適用。南北アイルランド間の検査を回避し、北アイルランド製品がEU単一市場で自由に流通可能にする。 2020年7月1日より前に英国がEUに要請すれば、1度に限り1年または2年の移行期間延長が可能。 - バックストップの解除（終了）は、英EU双方から成る合同委員会が状況を評価した上で決定する。
バックストップ反対議員の論点	- 北アイルランドとグレートブリテン島が異なる規制下に置かれ、北アイルランドだけEUに取り残される懸念がある。（DUP） - 関税同盟に留まれば、独自の通商政策を確保できなくなる。（強硬派） - 期限のないバックストップにより、英国が実質的にEUから離脱できないおそれがある。（同）
	EUとの再交渉の合意（2019年3月11日）
離脱協定に法的拘束力を有する共同文書	- バックストップはあくまでも一時的な措置。 - 英EU間の将来関係の交渉と並行して、バックストップ代替策に特化した交渉トラックを設置。 - 移行期間中に将来関係の合意に至らなくても、バックストップ代替案に合意すれば、同代替案に移行。 - 英国またはEUがバックストップを永続的に適用することを意図していると判定し、それが改善されない場合は、他方の当事者はバックストップが規定する義務の履行を一方的に停止できる。
政治宣言を補足する共同声明	- バックストップ特化の交渉トラック設置などについて裏付け。 - 欧州議会選挙や欧州委員会の改編などを考慮した交渉日程を速やかに策定。 - 移行期間終了後もEUの労働・環境基準を維持。EUが法改正を行う場合、英政府が議会に審議の機会を与える。

バックストップの変更を
求めてEUと再交渉

英国によるノー・ディール時の北アイルランドの国境管理措置（2019年3月13日公表）

- ベルファスト合意を順守、ハードボーダーを設けないことを確約。
- アイルランドから北アイルランドへの輸入時、陸上国境線上では通関手続きや新たな検査は一切導入しない（国際法で規制される物品については新たな手続きが必要）。
- ノー・ディール時の暫定関税枠組みも適用せず、関税徴収なし。
- 小規模事業者は付加価値税（VAT）と物品税（Excise duty）の電子申告が新たに必要

※この措置は不正貿易や安全保障上の脅威につながる恐れがあるため、政府はあくまでも暫定的な措置と強調。

※この措置を導入しつつも、長期的なハードボーダー回避策について、EU、アイルランド政府と速やかに協議を開始する。

英国政府のバックストップ代替案（2019年10月2日）

分類	5つの要点
①ベルファスト合意の遵守	・ 北アイルランド統治の基礎となるベルファスト合意に適合する解決策であることを何よりも優先。
②長年にわたる英愛協力の保全	・ ベルファスト合意に加え、 共通旅行区域（CTA） 、北アイルランド住民の権利、南北協力などの関係を維持する。
③全島規制区域創設の可能性	・ 農産品を含む全ての物品にEUの規制を適用する「 全島規制区域 」を創設する可能性を認める。 ・ この措置が続く限り、北アイルランド・アイルランド間の物品の移動において、 規制に関する国境検査は行わない 。
④北アイルランドの合意	・ 全島規制区域は、 北アイルランドの自治政府と議会の同意 に基づく。
⑤英国の関税領域への帰属	・ 移行期間終了後、北アイルランドは 英国の関税領域 に帰属する。 ・ 通関手続きの書類作成は電子的に行われ、 極限られた頻度の物理的検査は事業者の構内もしくはその他のサプライチェーン上の地点で実施され、国境では実施されない 。

分類	詳細
包括的 処置	・ 英国政府は北アイルランド・アイルランド間において、税関・規制検査や、それに関連する物理的インフラなどのハードボーダーを導入しない。 ・ グレートブリテン島と北アイルランド間で規制検査が適用される一方、北アイルランドとアイルランドは別々の関税領域に属する。 ・ このため、（離脱協定案に定める）前協定の「公正な競争条件（Level Playing Field）」に関する広範な取り決めは不要となる。 ・ この提案における取り決めは、英国とEUの永続的な将来関係の基礎となることが意図されている。
物品規制	・ 北アイルランドとEUで同一の規制区域を創設し、規制検査や関連インフラの必要性を除外する一方、英国とEUは別個の関税制度を維持する。 ・ 現行のアイルランド島全体の単一検疫区域（SEU）の取り組みを基礎に、北アイルランドは農産食品を含めEUの衛生植物検疫措置（SPS）の規制に従う。グレートブリテン島から北アイルランドに持ち込まれる農産食品は、英当局がEU規制に基づき、所定の施設で検査する。 ・ 北アイルランドは工業製品についてもEUの全関連規制に準拠する。農産食品同様、検査は英当局が関連EU規制に基づき区域の境界で実施するほか、現行どおり市場査察によってこれを補完する。 ・ グレートブリテン島から北アイルランドに物品を移動させる事業者は、物品の性質や原産地、輸出入者、発着地を当局に通知する。これら通知を欧州連合関税法典（UCC）に基づき行うことは適切ではないため、詳細手続きは移行期間終了までに英EUの合同委員会において決定する。 ・ これら措置の結果として、北アイルランド・アイルランド間では、往来する物品に対する規制検査・管理を実施しない。
同意	・ 英国は北アイルランドの自治政府と議会に対し、移行期間の終了前とその後4年毎に、これら取り決めへの同意を確認する機会を与える。同意が留保されれば、取り決めは導入されないか、1年以内に失効し、現行規則に戻る（will default to existing rules）。（単一電力市場も同様）
関税	・ 移行期間終了後は英国とEUは別個の関税領域となり、北アイルランドは英国の関税領域に含まれる。 ・ 北アイルランド・アイルランド間を往来するすべての物品は、税関申告が必要となる。規制検査は適用されない。物品はトランジット、事前申告の両メカニズムのいずれかに則って輸出入され、いずれの場合も輸出申告時点から輸入手続完了まで、税関の監督下に置かれる。 ・ 各税関は、自らの関税領域に入った貨物について通知を受ける。物理的な検査は、極わずかな割合に限定され、事業者の構内または北アイルランド・アイルランド内のどこか特定の場所で、実施される。 ・ 小規模事業者に対しては、より簡易な特別措置を適用する。また、北アイルランド・アイルランド間では、搬入・搬出略式申告を導入しない。 ・ 信頼された貿易事業者スキーム、簡易税関手続き、一時輸入許可などの簡素化措置も導入。 ・ 英国とEUは引き続き独自のVAT・物品税を適用。両税は、北アイルランド・アイルランド国境では徴収しない。協力措置は合同委員会で決定。

焦点②：ブレグジット後のEUとの通商関係

	現在の英国	ソフト ←-----→ ハード				
		EEA（ノルウェー等） 	関税同盟（トルコ等） 	英政府案（白書） 	FTA（カナダ等） 	WTO
無関税貿易	可能	概ね可能※	概ね可能※	可能	概ね可能※	不可能
国境手続き	不要	一部必要	必要	不要	必要	必要
原産地証明書	不要	必要	概ね不要※	不要	必要	必要
独自の対外通商交渉	不可能	可能	不可能	可能	可能	可能
サービス分野の単一市場アクセス	可能	可能	不可能	原則不可能	原則不可能※	不可能
移民制限	不可能	不可能	可能	可能	可能	可能
規制制定の独立性確保	不可能	一部不可能	一部不可能※	一部不可能	可能	可能
EU拠出金	必要	一部必要	不要	不要	不要	不要

各ステージの大まかなポジション

移行期間

バックストップ

政治宣言

(出所) 各種資料を基にジェトロ作成
(注) ※は品目次第、または交渉次第

英国議会主導によるブレグジット合意代替案の採決結果

3月27日、議員提出の8つの代替案に投票。いずれも過半数の支持を得られず

	提出者	スタンス	内容	投票結果				備考
					賛成	反対	票差	
1	バロン保守党議員 ほか同党議員	強硬離脱	4月12日に <u>ノー・ディール</u> で離脱。	否決	160	400	-240	ノー・ディールは3月13日にも否決。
2	ボールズ保守党議員 ほか超党派	穏健離脱	欧州自由貿易連合（EFTA）への再加盟により欧州経済領域（EEA）の <u>単一市場に参加</u> するとともに、バックストップの代替措置導入までは <u>一時的に包括的な関税取り決めに実現</u> 。	否決	188	283	-94	通称「共通市場2.0」。「ノルウェー・プラス」が土台。
3	ユースティス議員 ほか保守党議員	穏健離脱	EFTA再加盟、EEA残留により <u>単一市場に参加</u> するが、関税同盟は拒否。バックストップは代替案を追求。	否決	65	377	-313	
4	クラーク保守党議員 ほか超党派	穏健離脱	EUとの <u>恒久的関税同盟を実現</u> することを離脱協定・政治宣言に盛り込み、英国議会でも法制化。	否決	264	272	-6	労働党が公式に支持。
5	労働党執行部	穏健離脱	EUとの <u>恒久的関税同盟</u> 、 <u>単一市場に近い関係</u> 、EUの労働者保護規制への連動、環境保護・教育・産業規制等に関するEU機関への参加、治安維持に関する協力、を実現。	否決	237	307	-70	労働党が公式に支持。類似の提案は1月29日と2月27日にも否決。
6	チェリー・スコットランド国民党議員 ほか超党派	EU残留	離脱前日（議会開催日）までに離脱協定の国内法制化が完了しなければ、議会は <u>ノー・ディールの是非を採決</u> 。否決されれば、政府は <u>離脱を撤回</u> 。	否決	184	293	-109	
7	ベケット労働党議員 ほか超党派	EU残留	議会が可決した離脱協定と将来関係の枠組みは、 <u>新たな国民投票</u> にかけて支持されなければ発効・批准できないよう規定。	否決	268	295	-27	労働党が公式に支持。
8	フィッシュ保守党議員 ほか同党議員	強硬離脱	最長2年間の <u>一時的措置</u> として、現行の無関税・割当なしの貿易、EU規制の適用、EU分担金の拠出（受給額の差額分）などを英EU双方で維持するよう、速やかにEUと交渉。	否決	139	422	-283	「モルトハウス妥協案」と呼ばれる強硬・穏健両派折衷案の「プランB」が土台。

英国議会主導によるブレグジット合意代替案の採決結果（2回目）

4月1日、議員提出の4つの代替案に投票。いずれも過半数の支持を得られず

	提出者	スタンス	内容	投票結果				備考
					賛成	反対	票差	
1	クラーク保守党議員ほか超党派	穏健離脱	EUとの恒久的関税同盟を実現することを離脱協定・政治宣言に盛り込み、英国議会でも法制化。	否決	273	276	-3	労働党が支持。
2	ボールズ保守党議員ほか超党派	穏健離脱	欧州自由貿易連合（EFTA）への再加盟により欧州経済領域（EEA）の単一市場に参加するとともに、バックストップの代替措置導入までは一時的に包括的な関税取り決めに実現。EUが新たに通商交渉を行う際は英国も発言権を保持。	否決	261	282	-21	通称「共通市場2.0」。「ノルウェー・プラス」が土台。実質的に単一市場と関税同盟に残留。労働党、SNP、プライド・カミュが支持。
3	カイル労働党議員ほか超党派	EU残留	議会が可決した離脱協定と将来関係の枠組みは、新たな国民投票にかけて支持されなければ発効・批准できないよう規定。	否決	280	292	-12	労働党、SNP、自由民主党、プライド・カミュ、緑の党が支持。
4	チェリー・スコットランド国民党（SNP）議員ほか超党派	EU残留	離脱2日前（議会開催日）正午までに離脱協定の国内法制化が完了しなければEUに再度の延期を要請。離脱前日（同）正午までに延期に合意できなければノー・ディールの是非を採決。否決されれば政府は離脱を撤回し、3カ月以内に英EU双方受け入れ可能な将来関係案の公開調査を実施。確定すれば同案を基にEUと再交渉するか否か新たな国民投票を実施。	否決	191	292	-101	SNP、自由民主党、プライド・カミュ、緑の党が支持。
参考	1回目の政府合意案採決（1月15日）			否決	202	432	-230	
	2回目の政府合意案採決（3月12日）			否決	242	391	-149	
	3回目の政府合意案採決（3月29日）			否決	286	344	-58	離脱協定案のみ、政治宣言と切り離して採決。

- 北アイルランドの民主統一党（DUP）議員10人は全ての案に反対
- いずれも政府の離脱協定案の3度目の採決が獲得した286票の賛成票を上回っていない

離脱協定法案採決に向けた英政府の新提案

- 5月21日、メイ首相は6月3日の週に離脱協定法案を可決させるべく10項目の新提案を発表。
- しかし直後から与野党、特に保守党EU離脱強硬派から激しい反発。首相降ろしが最高潮に。
- 閣議プロセスに反発した重要閣僚のアンドレア・レッドソム下院院内総務が翌日辞任。
- 24日、メイ首相は遂に党首辞任の意向を表明（6月7日に辞任、翌週から党首選）

分類	新提案の内容
北アイルランド問題	- バックストップ発動回避のため、2020年末までに代替策を取りまとめる作業を行うことを法的に義務付け。 - バックストップを発動せざるを得ない場合、北アイルランドとグレートブリテン島の法規制上の一体性を維持し、新たな制度を導入する場合、北アイルランド議会と同自治政府の同意を得ることを義務付け。
対EU交渉に関する議会権限	交渉開始前にはその目的について、交渉後は条約の内容について、議会の承認を得ることを義務付け。
労働・環境基準	- 労働者の権利をEU基準と同等かそれ以上の水準に維持することを確実にするための新法を導入。将来の改正は労組、経済団体と協議。 - 最高レベルの環境基準を維持・履行するための独立機関を新設。
EUとのモノの貿易	- EU単一市場から離脱し、移動の自由に終止符を打つことを前提に、EUとのモノの貿易における国境手続きを最小化することを政府に義務付け。 - 工業製品、農産品・食品についてはEUとの共通ルールを維持。 - 独自の通商政策を確保しつつEUとの関税同盟の利益を享受する政府案か、EUの通商政策に発言権を有しつつ一時的にEUとの関税同盟を実現する妥協案かのいずれかを、議会が決定できるよう法制化。
2度目の国民投票	離脱協定法批准に先立ち、議会が2度目の国民投票の賛否を採決することを法制化。
政治宣言	上記方針に沿うよう、EUと合意した政治宣言の修正を追求（EUと協議）。

与野党からの反応

民主統一党（DUP）

ナイジェル・ドゥズ副党首

「離脱協定案に含まれる根本的な欠陥は変わっていない。バックストップに関する提案の多くは、国内法を通じて悪しき合意の悪影響を最小限にしようとするもの。焦点は良い合意を獲得することにおかれるべき。」

労働党 ジェレミー・コービン党首

「我々はこの法案を支持できない。ほとんどこれまで議論したこと焼き直しで、本質的な変更がない」

保守党EU離脱派

ボリス・ジョンソン前外相

「非常に不本意ながらも3度目の離脱協定案採決は支持した。しかし今、我々は関税同盟や2度目の国民投票に賛成するよう求められている。この法案は我々のマニフェストにまったく反する」

ジョンソン政権が加速させるノー・ディール対策



© Foreign and Commonwealth Office



© Chris McAndrew

マイケル・ゴブ ランカスター公領相

合意なきEU離脱（ノー・ディール）に備えて省庁横断的に準備を進めるノー・ディールが「非常に強い現実味を帯びている」と指摘
EUが離脱協定案の再交渉拒否姿勢を変更しないという前提に立った準備が必要以下に着手（2019年7月28日付「ザ・サンデー・タイムズ」紙への寄稿）

- (1) ノー・ディール対策予算の確保
- (2) 各省庁におけるノー・ディール対策への優先的取り組みと組織内再編
- (3) 内閣府による省庁間の調整と意思決定加速のための新体制構築



© UK Parliament

サジード・ジャビド財務相

ノー・ディールに備えるため、新たに21億ポンドの財政支出を2019年7月31日に発表
11億ポンド分を直ちに支出、10億ポンド分を必要に応じて支出

主な措置	金額(£)	内容
国境管理・通関業務の拡充	3億4,400万	国境管理担当職員の増員、パスポート発行業務へのリソース増など
必要な医薬品・機器の確保	4億3,400万	必要な医薬品・機器の供給断絶防止のための調達、在庫積み増し
企業への準備喚起と支援	1億800万	企業側で新たに発生する輸出業務に関する準備の支援など
政府による情報提供の強化	1億3,800万	準備促進のための情報発信強化。在外公館を通じた在外英国人支援

【内閣委員会】

閣僚レベルで特定の課題について協議する内閣委員会の数を27から6に大幅に削減。そのうち3つをブレグジットに関するものとした。

ブレグジット経済・通商問題委員会

首相を議長とし、多くの閣僚が参加。メイ政権時代にも存在。EU離脱後の世界との将来関係について議論する。

新設

離脱戦略策定委員会

首相、財務相、外相、ランカスター公領相、EU離脱相、法務長官など少数が参加する委員会。週2回開催。

新設

離脱に向けた準備作業委員会

ランカスター公領相が議長、EU離脱相が副議長を務め、離脱に向けた諸準備を統括する。毎日開催。

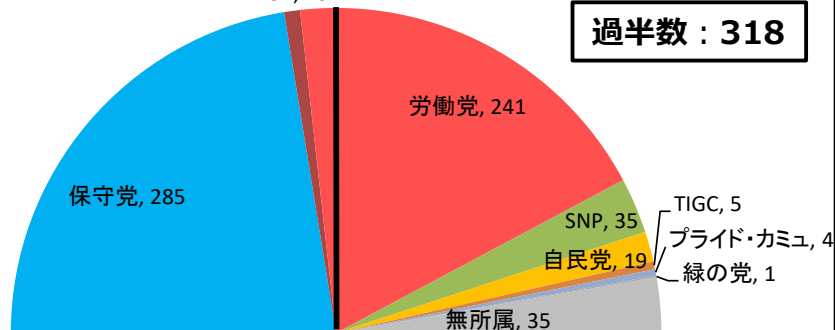
ジョンソン首相を取り巻く政治環境

- 与党・保守党は英国下院で過半数割れのため、北アイルランド民主統一党（DUP）の閣外協力を得て過半数を維持してきた。
- 2019年6月7日にメイ首相が保守党党首を辞任、7月24日にジョンソン新政権が成立。
- 2019年8月28日、ジョンソン首相は9月9日の週から10月13日までの議会休会を決定。与野党対立激化。
- 2019年9月3日、保守党議員1人が離党して過半数割れ。さらに造反議員21人を除名し、過半数からさらに遠のく。
- 2019年9月5日にジョンソン首相の実弟のジョー・ジョンソン・ビジネス・エネルギー・産業戦略省担当相兼教育省担当相、8日にアンバー・ラッド労働・年金相兼女性・平等担当相が閣僚を辞任（ラッド大臣は保守党も離党）。閣内からの反発も顕在化。

英国下院

*議席数650だが、議長1名（保守党）、副議長3名（保守党1、労働党2）、シン・フェイン党7名は審議に参加しない。また、票数の計算係（保守、労働各2名）の票はカウントから除外されるため、実際の過半数は318。以下の各党の数字は、上記を除いたもの。

DUP, 10



過半数：318

*北アイルランド民主統一党（DUP）が保守党に閣外協力

スコットランド国民党（SNP）

- スコットランドでは、2016年の国民投票で62%が残留に投票
- スコットランドの雇用と経済の保護のため、EU非加盟ながら一部を除いてEU単一市場に残るノルウェー方式を主張
- EU残留の選択肢も含む2度目の国民投票を支持

自由民主党

- 次の総選挙で勝利すれば、これを民意と見做し、2度目の国民投票を経ずにEU離脱を撤回することを党方針に。

保守党

- 2019年9月3日、ジョンソン首相演説中に保守党議員1人が議場を横切り自民党に転出。与党は過半数割れ。さらに野党が提出した、9月4日の議事進行を議会が政府に代わって管理する法案に、同党議員21人が賛成し、党はこれら議員を除名。
- 2019年9月5日にジョー・ジョンソン担当相、8日にアンバー・ラッド労働・年金相が辞任。



© Foreign and Commonwealth Office

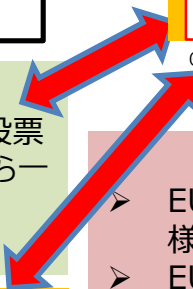
民主統一党（DUP）

- 北アイルランドのみに製品基準等に関するEUルールを適用する離脱協定案のバックストップに反発
- 2019年10月2日に英国政府がEUに提示したバックストップ代替案は支持。



最大野党・労働党

- EUとの強固で協力的な将来関係、EU単一市場・関税同盟と全く同様の利益等、政府によるEUとの離脱協定を認めるための6基準を設定
- EUとの恒久的関税同盟、単一市場に近い関係、EUの労働者保護・環境規制への連動などを主張
- 党内に穏健離脱派、EU残留派の2大勢力が混在。最終的には、合意案を2度目の国民投票にかけることで一致。



野党・労働党の方針

- ・労働党大会が9月21日～25日に開催。
- ・EU離脱を巡る同党の方針に関し3つの動議が提出。
 - (1) 離脱・残留どちらを支持するか選挙後に決定
 - (2) EU残留を労働党の方針とする
 - (3) コービン党首ら執行部を支持する



©Chris McAndrew

9月23日夕方に採決

コービン党首が推す (1) と (3) の動議が可決。

【方針】

- ・**政権獲得後、3カ月以内にEUと離脱交渉をまとめる**
- ・**政権獲得後、6カ月以内に「合意案」と「EU残留」で2度目の国民投票を実施**

労働党が目指す合意案には以下を含む

- EUとの関税同盟
- 単一市場に近い関係
- アイルランド・北アイルランド国境のハードボーダー回避など和平合意堅持
- 在英EU市民と在EU英国国民の恒久的権利の保証
- 労働者の権利と環境保護についてEUと同等の水準を維持することを保証
- 気候変動・テロ対策・医薬品などの分野でEUとの相互協力を確実にするため、EUの主要機関に引き続き参加

ジョンソン政権の主な政策

分野	党首選中に打ち出した公約と首相就任後1週間に打ち出した政策
ブレグジット	EUとの合意の有無にかかわらず、10月31日にEUを離脱 アイルランドと北アイルランドの国境に関するバックストップ（予防策）の取り決めは、離脱協定案から削除 ノー・ディールに向けた準備を加速。国庫から21億ポンドをノー・ディール対策に上乗せ。
税制	個人所得税の最高税率（40%）の課税対象所得を、現行の年収5万ポンド以上から8万ポンド以上に引き上げ 国民保険料の免除限度額（現行166ポンド／週末満）を、所得税免除限度額（年収1万2,500ポンド未満）に引き上げ 不動産売買契約の印紙税を、販売額50万ポンド未満は免除し、納税義務を購入者から売却者に変更
公的サービス	公的介護サービスの拡充 国民医療サービス（NHS）の予算拡大。20の病院の施設改修。かかりつけ医師（GP）の診察待ち時間の短縮 教育支出を過去の水準まで回復。義務教育機関の予算拡充（初等：4,000ポンド／児童、中等：5,000ポンド／生徒） 75歳以上の全住民に対するテレビ受信ライセンス無償化の継続 最低賃金（現行は25歳以上の労働者で8.21ポンド／時）の引き上げ 路上一般犯罪の抑制。向こう3年間で警察官2万人を増員。職務質問権限の拡大
インフラ整備	2025年までに全家庭で高速インターネットへの接続を可能に 道路、鉄道、第5世代移動通信システム（5G）、住宅など社会インフラの整備 HS2高速鉄道計画の見直し、HS3高速鉄道計画の推進（マンチェスター～リーズ間のルート確定）
通商・産業	全国各地で自由貿易港（特区）を設置。EU以外の国々との通商交渉を加速 蓄電池技術開発などによる電気自動車（EV）・航空機産業の集積促進。バイオ産業、宇宙産業の強化 遺伝子組み換え作物の開発に対する規制緩和
地方活性化	スコットランド、ウェールズ、アイルランド向け地方経済活性化基金「Growth Deals」に3億ポンドを追加拠出 全国の地方自治体への支援強化。各地における機会不平等の是正
移民政策	オーストラリア型のポイント制移民制度の導入について、移民諮問委員会（MAC）で検討
環境対策	2050年までの温室効果ガス（GHG）純排出ゼロ実現に向けた政策の推進

参考資料

1. 2016年国民投票とこれまでの交渉過程
2. 政治宣言と離脱協定のポイント
3. ブレグジットをめぐる英国政界の動向
- 4. 主要産業の現状とブレグジット**
5. 在欧日系企業へのブレグジットの影響
6. 英国の経済と産業

自動車産業の現状

英国の自動車生産状況（台数、%）

	2017年	2018年	構成比	前年比
国内向	333,628	281,832	18.5	△16.3
輸出向	1,334,538	1,237,608	81.5	△7.3
合計	1,671,166	1,519,440	100.0	△9.1

メーカー別生産状況（台数、%）

メーカー	2017年	2018年	構成比	前年比
ジャガー・ランドローバー	532,107	449,304	29.6	△15.6
日産	495,206	442,254	29.1	△10.7
ミニ	218,885	234,183	15.4	7.0
ホンダ	164,160	160,676	8.5	△2.1
トヨタ	144,077	129,070	10.6	△10.4
ボクソール	92,164	77,481	5.1	△15.9
その他	24,567	26,472	1.7	7.8
合計	1,671,166	1,519,440	100.0	△9.1

英国の車種別自動車登録状況（台数、%）

	2017年		2018年		前年比
	台数	シェア	台数	シェア	
ディーゼル車	1,065,942	42.0	750,165	31.7	△29.6
ガソリン車	1,357,782	53.4	1,475,712	62.3	8.7
代替燃料車	116,893	4.6	141,270	6.0	20.9
合計	2,540,617	-	2,367,147	-	△6.8

（出所）自動車製造販売者協会（SMMT）

自動車製造台数上位15カ国（2018年）

順位	国名	乗用車（台）	商用車（台）	合計	前年比
1	中国	70,498,388	25,136,912	95,634,593	△1.1
2	米国	23,529,423	4,279,773	27,809,196	△4.2
3	日本	2,795,971	8,518,734	11,314,705	1.1
4	インド	8,358,220	1,370,308	9,728,528	0.4
5	ドイツ	4,064,774	1,109,871	5,174,645	8.0
6	メキシコ	5,120,409	0	5,120,409	△9.3
7	韓国	1,575,808	2,524,717	4,100,525	0.1
8	ブラジル	3,661,730	367,104	4,028,834	△2.1
9	スペイン	2,386,758	493,051	2,879,809	5.2
10	フランス	2,267,396	552,169	2,819,565	△1.0
11	タイ	1,763,000	507,000	2,270,000	2.0
12	カナダ	877,015	1,290,679	2,167,694	9.0
13	ロシア	655,896	1,364,944	2,020,840	△7.9
14	英国	1,563,572	204,102	1,767,674	13.9
15	トルコ	1,519,440	84,888	1,604,328	△8.3

（出所）国際自動車工業連合会（OICA）

	2017年	2018年	増減（%）
年間売上高	826億ポンド	820億ポンド	△0.7
産業従事者数	85万6,000人	82万3,000人	△0.4
英国内乗用車数	3,470万台	3,489万台	0.5
自動車部品製造元	2,500社以上	2,500社以上	0.0
乗用車年間登録台数	254万0,617台	236万7,147台	△6.8
乗用車年間製造台数	167万1,166台	160万4,328台	△4.0
商用車年間製造台数	7万8,219台	8万4,888台	8.5
エンジン年間製造個数	272万2,325台	271万5,400台	△0.3

主要産業の現状とブレグジット① ～自動車産業

主な論点

- ジャストインタイム、ジャストインシーケンスの維持と英EUをまたぐサプライチェーン
- ノー・ディールの場合に発生する10%の関税
- 型式認証

業界のポジション

欧州自動車工業会（ACEA）（2018年10月25日、エリック・ヨナー事務局長声明）

- 会員企業はコンティンジェンシー・プランを作成しており、部品在庫用の倉庫を探しているが、長期在庫に必要なスペースは巨大且つ高額になる。一部会員企業はブレグジット直後に一時的な操業停止も計画している。
- 業界の利益水準は、ノー・ディールになると生じる乗用車の関税10%よりもはるかに低い。関税分は消費者が負担するか生産者が吸収するほかなく、いずれにせよ既に非常に厳しい市場において欧州自動車メーカーの競争力を損なうことになる。

英国自動車製造・販売業協会（SMMT）（2019年7月11日更新、SMMTのポジション）

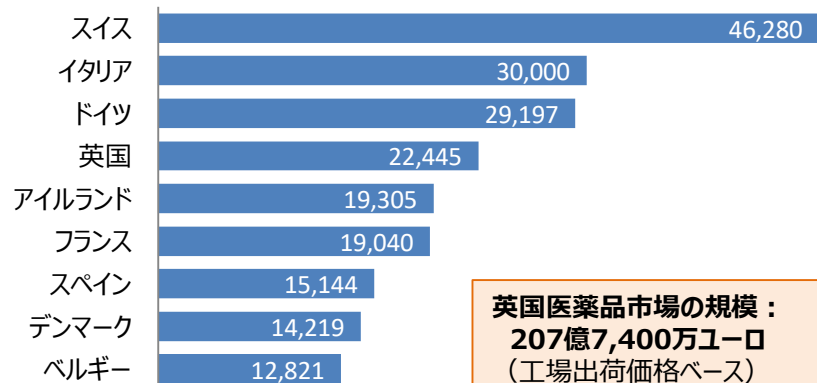
- ノー・ディールは、業界と雇用に壊滅的な影響を与える。摩擦のない貿易を終了させ、貿易に数十億ポンドのコストを増加や雇用へのリスクがあり、投資を減少させ企業にコンティンジェンシープランの策定による追加コストを強いるノー・ディールを交渉から除外すること要求。
- EUと摩擦のない貿易とモノの自由移動を確保する将来関係の確保すべき。加えて日本やカナダ、韓国、トルコなどの貿易協定の保持を要求。

企業の動向

- 日産：サンダーランド工場で「キャシュカイ」の次期型、「エクストレイル」次期型の生産を決定（2016年10月）
- GM：英「ボックスホール」と独「オペル」を仏PSAに売却し、欧州事業から撤退。（2017年3月）
- フォード：ブリッジエンドのエンジン工場で1,100名の雇用を削減することを決定。2021年までにさらに人員を削減すると示唆（2017年3月）
- トヨタ：バーナストン工場で2.4億ポンド以上を新規投資し、生産設備の刷新を図ることを公表（2017年3月）
- BMW：「ミニ」の電気自動車（EV）を2019年末からオックスフォードの工場で生産することを発表（2017年7月）
- JLR：2019年にランドローバー・ディスカバリーSUVの生産をバーミンガムからスロバキアに移転することを公表（2018年6月）
- BMW：ブレグジットの影響を抑えるためオックスフォードの「ミニ」製造工場を2019年の夏季定修を4月1日に移す（2018年9月）
- ホンダ：部品の輸入通関に遅れが生じた場合に対応するため、2019年4月に6日間の生産停止を計画（2019年1月）
- JLR：中国での振上げ不振とブレグジット対策の影響により4,500人を削減（2019年1月）
- 日産：サンダーランド工場での「エクストレイル」次期型の生産決定（2016年）を取りやめ、九州工場での生産予定（2019年2月）
- ホンダ：2021年中のスウィンドン工場での生産終了について労使間で協議を開始（2019年2月）
- トヨタとスズキ：新たな協業に合意し、トヨタのバーナストン工場ですズキへの電動車OEM（RAV4、カローラワゴン）供給（2019年3月）
- JLR：カスルブルムウィッチ工場でのEVを生産を公表、政府より5億ポンドのローンに署名（2019年7月）

主要産業の現状とブレグジット② ～製薬業

医薬品生産額（百万ユーロ,2016年）



(出所) EFPIA

英国医薬品市場の規模：
207億7,400万ユーロ
(工場出荷価格ベース)

医薬品産業部門の雇用：
6万1,000人（2016年）
(出所：EFPIA)

主要国の医療費の現状（2018年）

国名	総医療費の対GDP比 (%)	OECD内順位	1人あたり医療費 (ドル)	OECD内順位
米国	16.9	1	10,586	1
スイス	12.2	2	7,317	2
ドイツ	11.2	3	5,986	4
フランス	11.2	4	4,965	12
スウェーデン	11.0	5	5,447	5
日本	10.9	6	4,766	15
英国	9.8	13	4,070	18

(出所) OECD

英国の医薬品貿易相手国(上位10カ国)

輸出	2018年	シェア	輸入	2018年	シェア
米国	4,943	21.9	オランダ	4,621	20.3
ドイツ	2,987	13.2	ドイツ	3,347	14.7
オランダ	1,530	6.8	ベルギー	3,054	13.4
フランス	1,114	4.9	スイス	2,264	10.0
中国	1,096	4.9	アイルランド	2,125	9.4
アイルランド	999	4.4	米国	1,889	8.3
カナダ	976	4.3	フランス	1,395	6.1
スペイン	856	3.8	イタリア	1,044	4.6
イタリア	805	3.6	デンマーク	441	1.9
日本	727	3.2	インド	437	1.9
EU(参考)	10,571	46.8	EU(参考)	17,427	76.7
合計	22,578	100.0	合計	22,715	100.0

(出所) 英国歳入関税庁 (HMRC)

主要国における医薬品業界の研究開発費（2016年）

スイス	6,429 (百万ユーロ)
ドイツ	6,227 (百万ユーロ)
英国	5,679 (百万ユーロ)
フランス	4,451 (百万ユーロ)
イタリア	1,470 (百万ユーロ)

(出所) EFPIA

主要産業の現状とブレグジット② ～製薬業

主な論点

- ❑ 規制（承認、検査等）
- ❑ データの保護とフロー
- ❑ 知的財産
- ❑ 通関・関税（サプライチェーン、コールドチェーン）

業界のポジション

欧州製薬団体連合会（EFPIA）（2017年10月27日、声明における5つの優先事項）

- ❑ 規制：医薬品の承認・試験・監視に関する英EU間の整合性・協力・相互承認の確保。
- ❑ 人材：製薬業に従事するEU市民・英国国民への確実性付与。世界の優れた人材を雇用し、英EUの人材が自由に働ける移民制度の合意。
- ❑ 研究協力：英EUの科学研究協力の維持。英EUの科学協力はライフサイエンス分野におけるEUの地位向上と投資獲得に寄与。
- ❑ 知的財産：英国におけるEUと同等の知財関連基準の維持。EUにおける現行の強力な知財インセンティブの維持。
- ❑ 貿易・供給：現行の品質管理制度やサプライチェーンを阻害せず、英EUの医薬品関連法令の整合性を最大限確保する包括的な協定の合意。

英国製薬業協会（ABPI）（2019年8月1日、政府のノー・ディール対策追加予算に対する声明）

- ❑ 製薬会社は、在庫の積みやしや増加や代替供給ルートの計画など、備えてきたものの、特定の分野は対応できない。
- ❑ 政府の追加予算は歓迎。しかし、合意のある離脱を確保することが、患者を守る最良の方法である。

企業の動向

- ❑ ノボ・ノルディスク：1億5,000万ポンドを投じオックスフォード大学に2型糖尿病の研究センターを設立（2017年1月）
- ❑ シスメックス：細胞遺伝子解析や次世代シーケンサー用試薬を開発するオックスフォード・ジーン・テクノロジーを買収（2017年5月）
- ❑ グラクソ・スミスクライン：コンティンジェンシープランとして、医薬品の試験施設を大陸側に設立する案を計画中（2017年10月）
- ❑ アストラゼネカ：ノー・ディールに備え医薬品の在庫を20%積み増すことを公表（2018年7月）
（備蓄計画については、ロシュ、ファイザー、ノルバティス、メルク、サノフィ、エーザイなどについても報道されている）
- ❑ アステラス製薬、緑内障など眼科領域で新規遺伝子治療開発を行うバイオベンチャー、クエセラを買収（2018年8月）
- ❑ アムジェン：遺伝子解析のオックスフォード・ナノポアに5,000万ポンド投資することを発表（2018年10月）
- ❑ UBC：産業戦略のセクター・ディールの一環として、英国での研究開発に約10億ポンドの投資を発表（2018年12月）
- ❑ グラクソ・スミスクライン、ファイザー：合併会社を設立し一般用医薬品事業を統合。3年以内に英国での上場を目指す（2018年12月）
- ❑ 第一三共当社：開発中の抗がん剤について製薬大手アストラゼネカと提携、最大で69億ドル受け取る（2019年3月）
- ❑ NEC：子会社でITサービス企業であるNorthgate Public Services Limitedが、大手医療情報システム企業EMIS Group plcの糖尿病網膜症の検査関連事業を買収（2019年4月）
- ❑ エーザイ、ダンディー大学とがん領域創薬研究における標的タンパク質分解誘導薬に関する共同研究契約を締結（2019年7月）

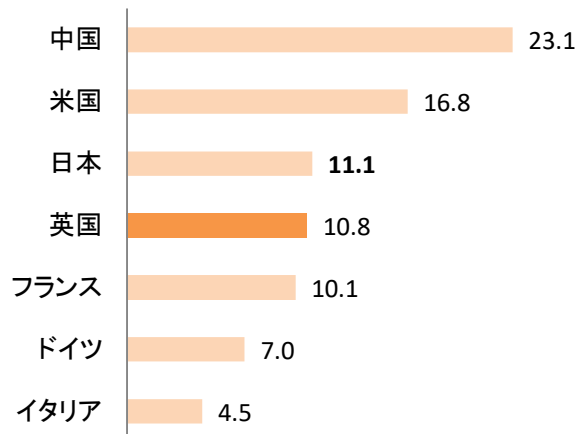
主要産業の現状とブレグジット③ ～金融業

金融サービス純輸出額（2017年）

1. 英国	880億ドル
2. 米国	470億ドル
3. スイス	230億ドル
4. ルクセンブルク	170億ドル
5. シンガポール	160億ドル

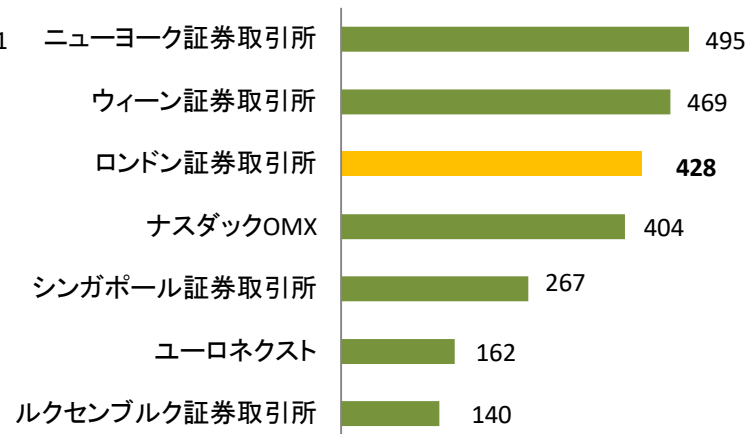
(出所) 国連開発貿易会議(UNCTAD),CityUK

銀行拠点（資産ベース, 兆ドル, 2016年）



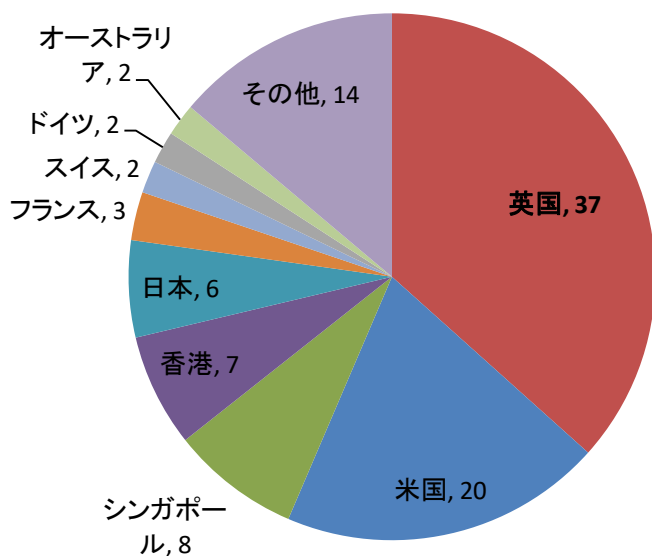
(出所) 国際通貨基金 (IMF), CityUK

株式市場シェア（外国企業数, 2017年末）



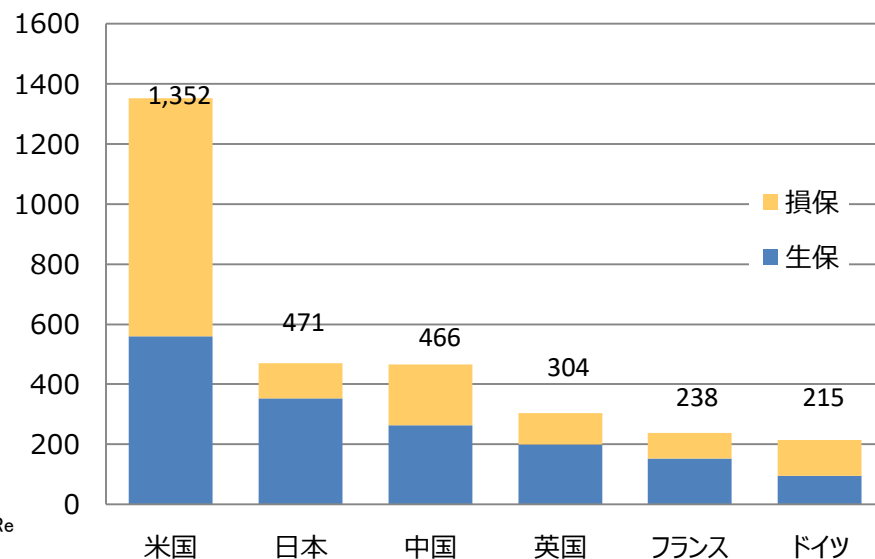
(出所) 国際取引所連合 (WFE), CityUK

外国為替取引シェア（2016年、%）



(出所) 国際決済銀行(BIS), CityUK

保険市場（保険料ベース, 10億ドル, 2016年）



(出所) Swiss Re

主要産業の現状とブレグジット③ ～金融業

主な論点

- 契約の継続性
- 相互承認
- 高度人材

業界のポジション

シティUK（2018年7月12日、英政府の「白書」に対する声明）

- 金融業界にとって最も重要な問題は、顧客へのサービスの提供を継続できることであり、相互承認が最善。
- 白書では相互承認が交渉に挙がる前に除外されており、遺憾。金融業界は解決できない技術的・商業的な問題には直面していない。（交渉での）EUからの反対は、常に政治的な問題。
- ブレグジットはEUへのアクセスをより難しくするもの。それゆえ、効果的で安全な将来の規制関係が不可欠。
- 契約の継続性など顧客のための喫緊の問題や今後の関係の両面において、交渉を早急に進展させることが急務。

シティUK（2019年7月23日、ボリス・ジョンソン首相就任に対する声明）

- 継続的なブレグジットの不確実性が事業活動を押し下げている。業界としては、合意なしのブレグジットが依然としてすべての結果の中で最悪。
- 新首相が、議会とEU27カ国で進行中の政治的行き詰まりを経て、経済的に実行可能な方法を見つけることを望む。

企業の動向

- ロイズ（保険）：ブリュッセルに現地法人を設立することを発表（2017年3月）
- 東京海上ホールディングス：ルクセンブルクの損害保険新会社が保険監督当局から認可を取得したと発表（2018年5月）
- 野村ホールディングス：フランクフルトに設立した現地法人が、証券業ライセンスの認可を取得したと発表（2018年6月）
- バークレイズ：コンティンジェンシープランとして、アイルランド拠点を拡張。150名のスタッフを追加雇用（2018年7月）
- ドイツ銀行：ユーロ清算業務の半分をロンドンからフランクフルトに移管。ブレグジット後は保有資産の相当量も移管予定（2018年7、9月）
- クレディ・スイス：投資銀行業務のスタッフの一部をロンドンから他のEU都市に移管。フランクフルトの同事業拡大も表明（2018年8月）
- バークレイズ：ドイツ、フランス、スペイン拠点の直接所有権を英国法人から欧州事業の主要拠点であるアイルランドに移管（2018年8月）
- 大和証券：フランクフルトに設立した現地法人が、証券業ライセンスの認可を取得したと発表（2018年9月）
- SMBC日興証券、三井住友銀行：フランクフルトで欧州関係当局より現地銀行法人の設立許可を取得したと発表（2018年10月、11月）
- みずほ証券：フランクフルトで現地証券業に関する認可を取得したと発表（2018年12月）
- 三菱UFJ銀行：アムステルダムに現地法人が証券業を営む認可を取得したと発表（2018年12月）
- 日立キャピタル：現地法人Hitachi Capital (UK) PLCが、アムステルダムに、ベンダーファイナンスを取り扱う会社を設立（2019年4月）

参考資料

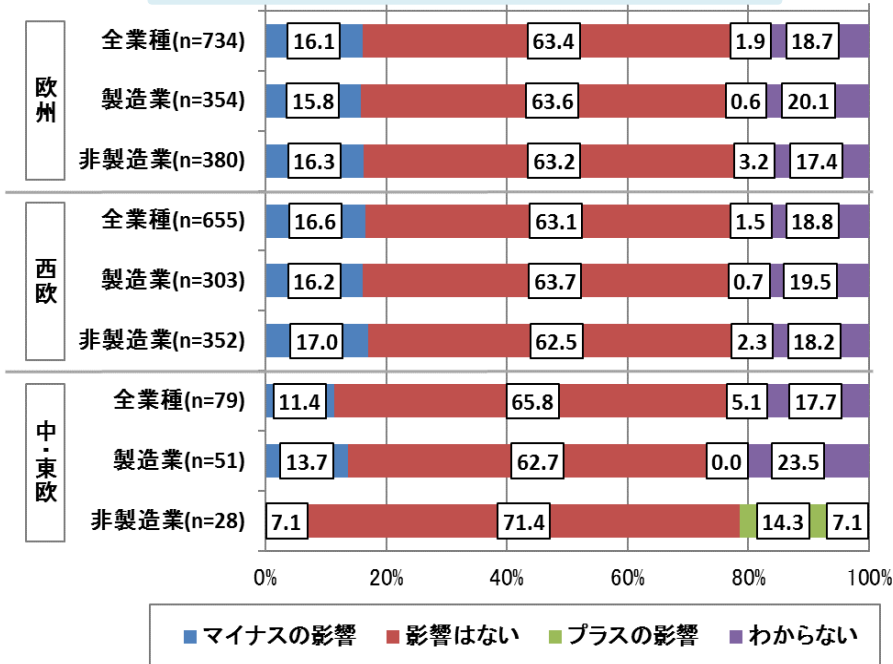
1. 2016年国民投票とこれまでの交渉過程
2. 政治宣言と離脱協定のポイント
3. ブレグジットをめぐる英国政界の動向
4. 主要産業の現状とブレグジット
- 5. 在欧日系企業へのブレグジットの影響**
6. 英国の経済と産業

在欧日系企業へのブレグジットの影響（2018年欧州進出日系企業実態調査）①

- 英国のEU離脱によるこれまでの事業への影響は、欧州全体では「影響はない」の回答割合が63.4%と前年調査から2.7ポイント減少した一方、「マイナスの影響」は16.1%となり、2.0ポイント上昇した。
- 中・東欧の非製造業では、「プラスの影響」が前年調査から10.9ポイント増の14.3%となった。
- 国別にみると、「マイナスの影響」はアイルランドで38.1%と最も高く、前年の13.0%から25.1ポイント上昇した。スイスが30.0%で続き、英国（25.3%）を上回った。「プラスの影響」はポーランドが4.6ポイント増の8.0%で最も高かった。
- 「マイナスの影響」として在アイルランド日系企業からは、「英国サプライヤーに代わる調達先の発掘」「英国の顧客に対する売上減少」、在英日系企業からは、「EU離脱に向けた準備コストの発生」「国民投票後の為替変動による利益率の悪化」「英国国内販売の減少傾向」「EU出身従業員による雇用の不安視」「取引相手のEU移転検討による設備投資控え」等が挙げられた。
- 「プラスの影響」として在英以外の在EU日系企業からは、「英国からの移転に伴う新規顧客からの受注」「中・東欧への投資増加」「英国・欧州大陸間のビジネス関係者の往来の増加に伴う需要増」といった回答があった。

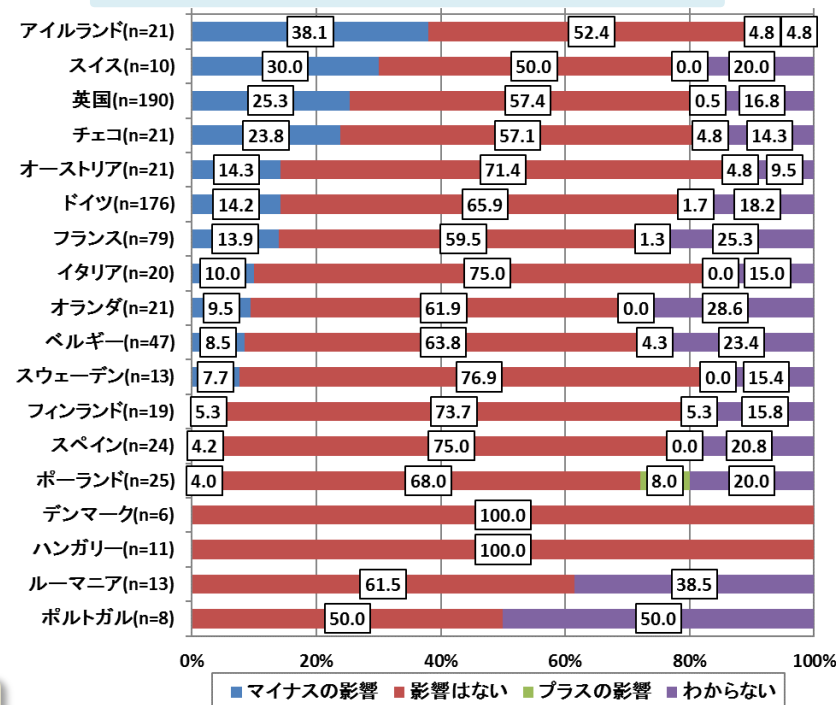
これまでの事業への影響（業種別）

（単位：%）



これまでの事業への影響（国別）

（単位：%）



（出所）ジェトロ欧州進出日系企業実態調査（2018年）

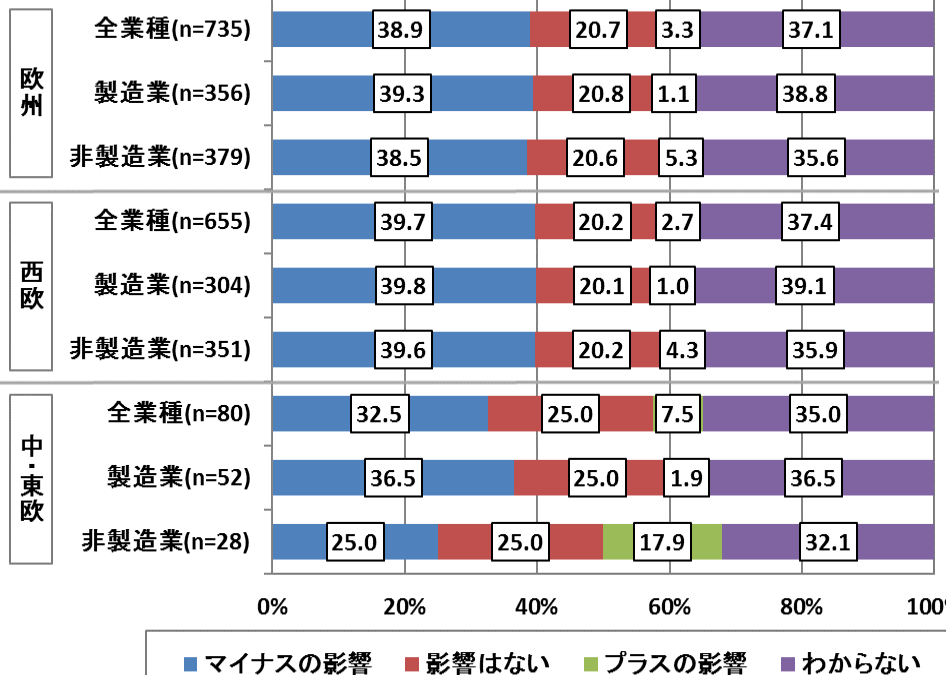
ジェトロは、在欧日系企業908社を対象に、営業利益見通しや経営上の問題点、今後1～2年の事業展開、英国のEU離脱などについて、欧州に進出する日系企業にアンケート調査を実施した。（調査時期：2018年9月27日～10月25日）回答企業は763社。

在欧日系企業へのブレグジットの影響（2018年欧州進出日系企業実態調査）②

- 英国のEU離脱による今後の事業への影響は、欧州全体では「マイナスの影響」が前年調査より12.0ポイント増の38.9%へと大きく増加した一方、「影響はない」が7.5ポイント減の20.7%となった。また、3.3ポイント減少したものの、依然として4割近くが「わからない」(37.1%)と回答しており、多くの企業にとって先を見通すことができない状況にある。
- 今後の事業への影響を国別にみると、「マイナスの影響」は前年調査から12.9ポイント増の英国が59.8%で最も高かった。
- 「マイナスの影響」として在英日系企業からは、「関税」「通関手続き」「英国の欧州本社・物流ハブの再検討」「事業免許のEU加盟国での再取得」「顧客の新規投資の見送り」「EU加盟国出身者の確保」などの回答がみられた。在英を除く在EU日系企業からは、「関税」「物流の停滞」「英国内での消費の落ち込み」といった回答が挙がった。
- 「プラスの影響」として、在EU日系企業からは、運輸／倉庫企業から「通関手続きの発生」「物流拠点の英国から欧州大陸への移転」に伴う新たなビジネス機会を見込む回答が多くみられた。また、金融や建設などの非製造業からは、英国からの欧州大陸への企業活動の移転に伴うビジネス活性化を期待する回答も目立った。

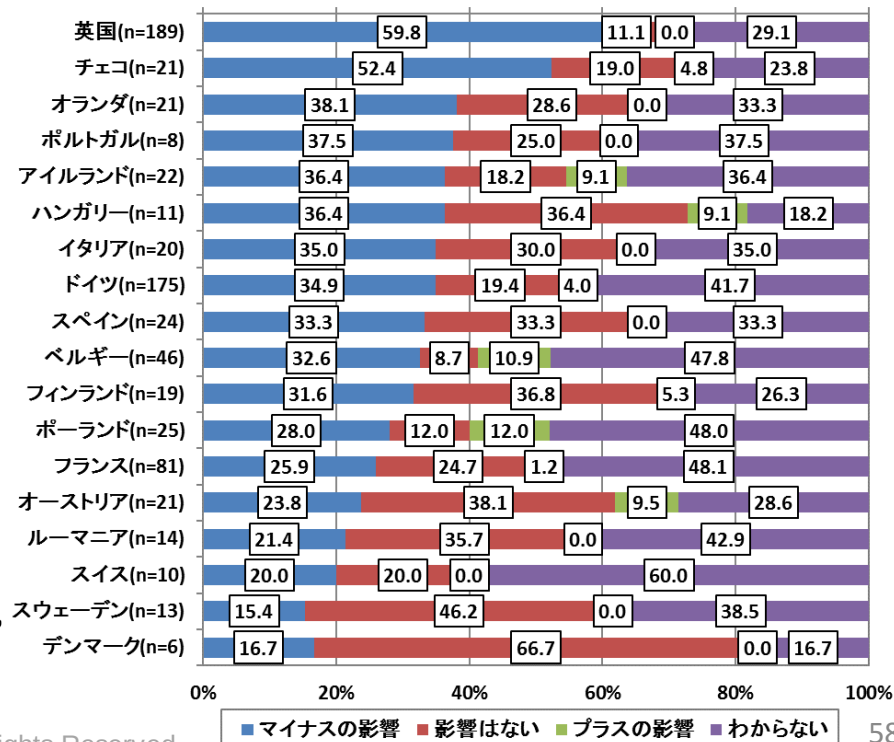
今後の事業への影響(業種別)

(単位: %)



今後の事業への影響(国別)

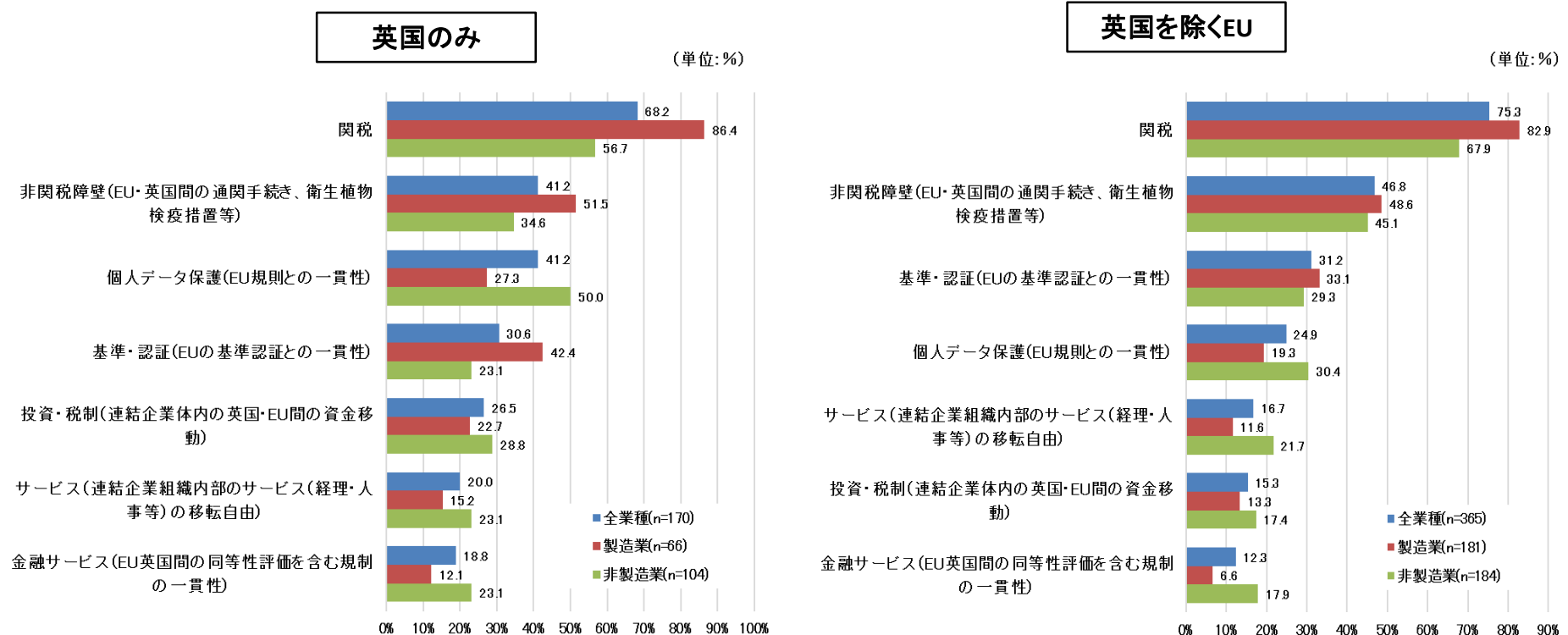
(単位: %)



在欧日系企業へのブレグジットの影響（2018年欧州進出日系企業実態調査）③

- 「英国の規制・法制の変更」で懸念する分野としては、在英日系企業、在英を除く在EU日系企業ともに「関税」（それぞれ68.2%、75.3%）が最上位で、前年調査よりそれぞれ5.8ポイント、3.1ポイント増加した。特に製造業で、この回答割合（86.4%、82.9%）が高い。「非関税障壁（EU・英国間の通関手続き、衛生植物検疫措置等）」では、在英日系企業の4.5ポイント増に対し、在英を除く在EU日系企業では7.9ポイント増と大きく増加した。EU・英国間での合意なき離脱の可能性を織り込んだ回答が増えたためとみられる。また、「基準・認証」（30.6%、31.2%）を懸念する企業の割合も高かった。
- 在英日系企業では、在英を除く在EU企業に比べ、「個人データ保護」に対する懸念が16.3ポイント高い。特に、非製造業では回答企業の半数（50%）が懸念を示した。
- 在英日系企業では、選択肢のすべての項目において前年調査より回答割合が増加したが、「基準・認証（EUの基準認証との一貫性）」が9.4ポイント増で最も大きい伸びを示した。

「英国の規制・法制の変更」で懸念のある分野＜複数回答＞

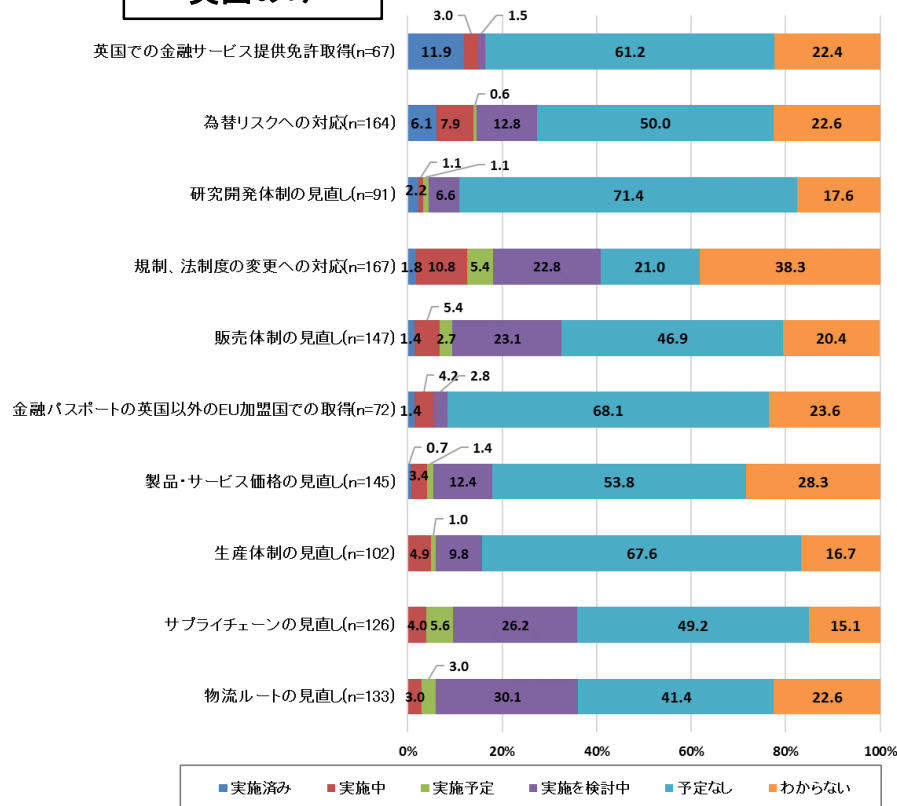


在欧日系企業へのブレグジットの影響（2018年欧州進出日系企業実態調査）④

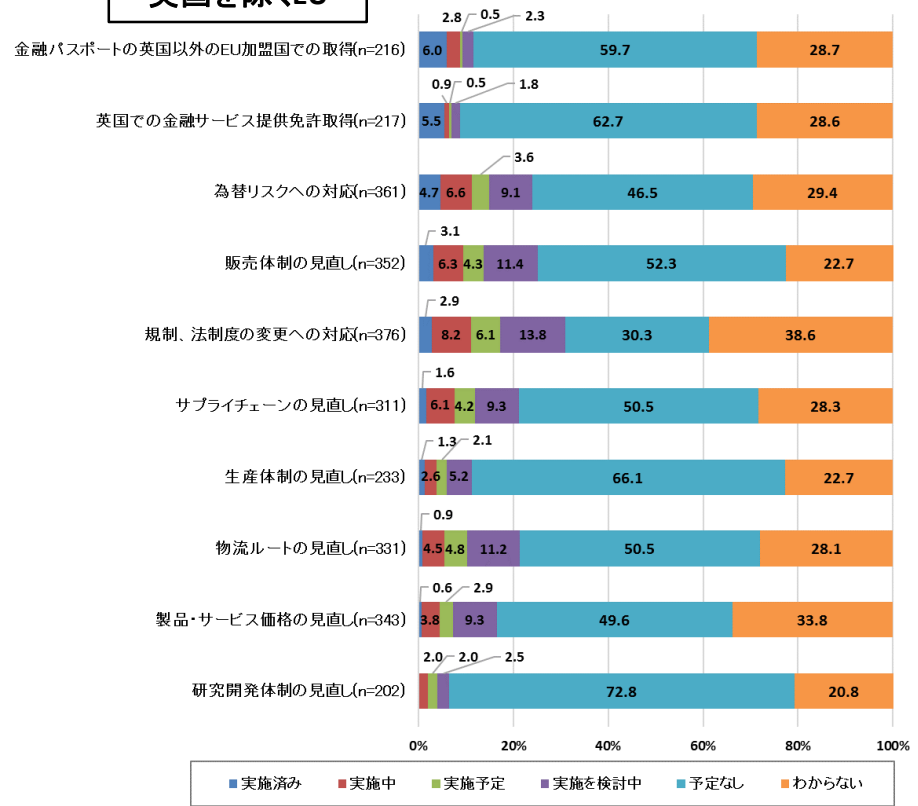
- 英国のEU離脱への対応の実施状況では、在英日系企業では「英国での金融サービス提供免許取得」、在英を除く在EU日系企業では「金融パスポートの英国以外のEU加盟国での取得」で「実施済み」の回答割合が他項目に比べ高かった。英国以外のEU加盟国での金融パスポート取得国として、ドイツ、オランダ、ルクセンブルクが挙げられた。
- 在英を除く在EU日系企業では、「英国での金融サービス提供免許取得」「為替リスクへの対応」「販売体制の見直し」「規制、法制度の変更への対応」「サプライチェーンの見直し」などの項目で前年調査と比べ「実施済み」の回答割合が増えた。
- 在英日系企業で「実施中」の割合が最も高い「規制、法制度の変更への対応」(10.8%)では、「EU一般データ保護規則(GDPR)対応」「認定通関業者(AEO)取得」等の回答がみられた。

英国のEU離脱への対応の実施状況

英国のみ



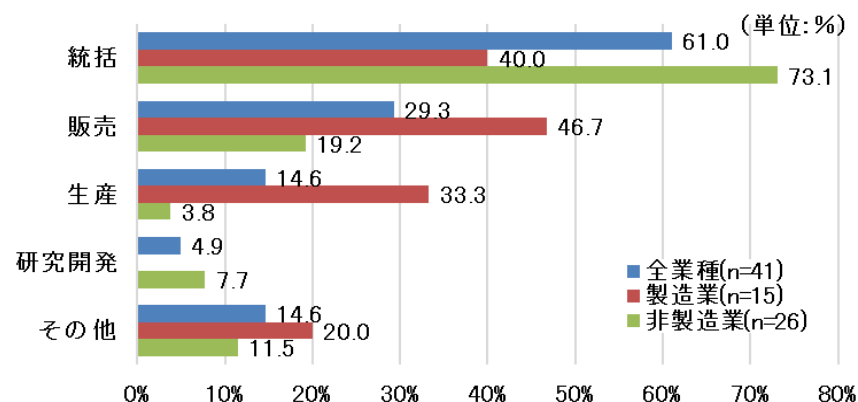
英国を除くEU



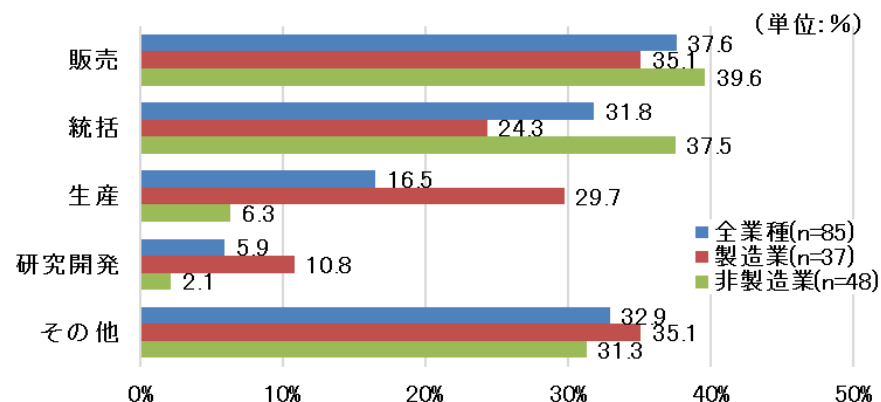
在欧日系企業へのブレグジットの影響（2018年欧州進出日系企業実態調査）⑤

- 英国のEU離脱に備え、移転・撤退等を実施した/決定した拠点の機能について、「統括」(61.0%)機能が最大で、その見直し内容の8割は「一部移転」(84.0%)だった。移転・撤退等を検討している拠点の機能は「販売」(37.6%)が最大で、その見直し内容の6割は「一部移転」(59.4%)だった。
- 「実施した/決定した」拠点機能の移転先として、「統括」では金融/保険を中心に「ドイツ」「ルクセンブルク」「オランダ」、「販売」では「ドイツ」、「生産」では「ポーランド」「オランダ」「フィリピン」が挙げた。

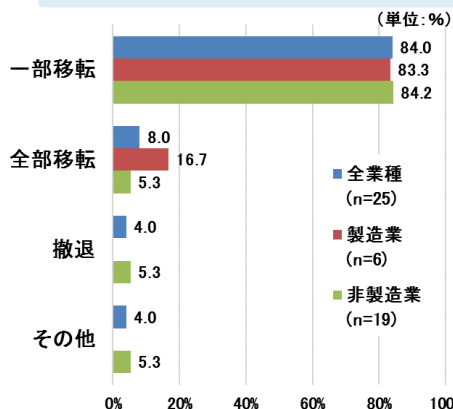
英国のEU離脱に備えて移転・撤退等を実施した/決定した拠点＜複数回答＞



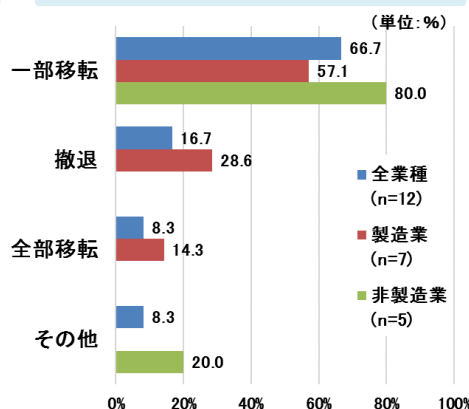
英国のEU離脱に備えて移転・撤退等を検討している拠点＜複数回答＞



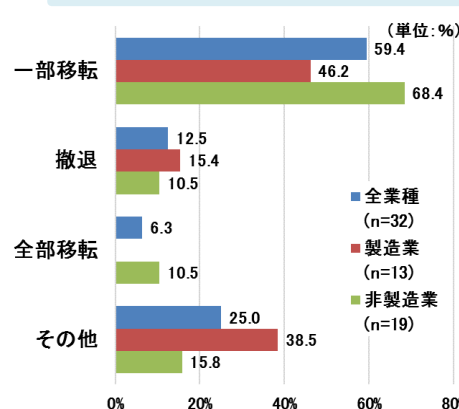
統括拠点の見直し内容



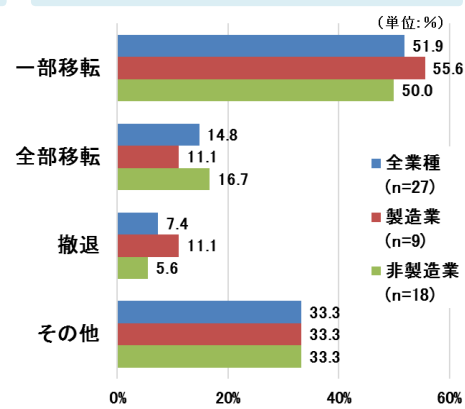
販売拠点の見直し内容



販売拠点の見直し内容



統括拠点の見直し内容



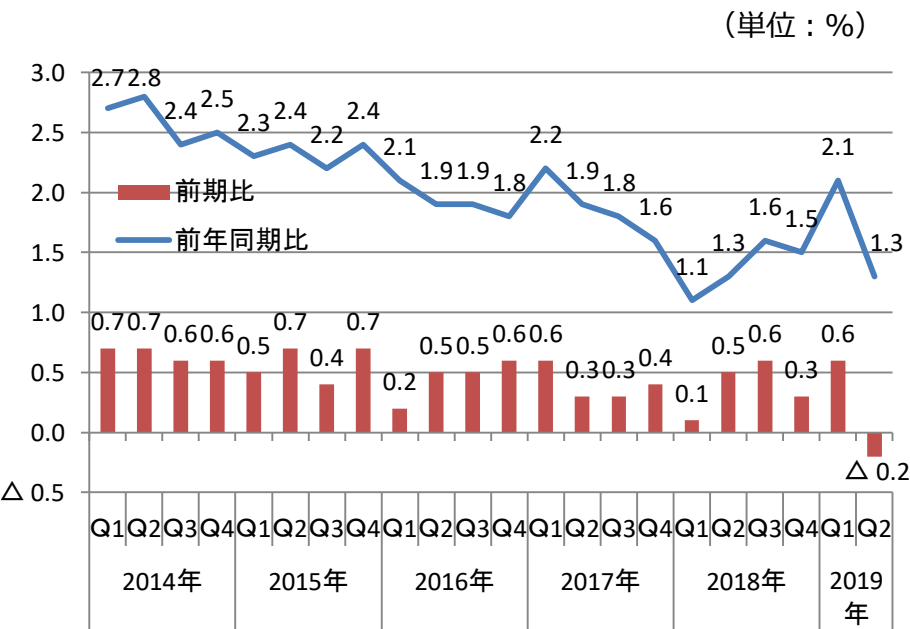
参考資料

1. 2016年国民投票とこれまでの交渉過程
2. 政治宣言と離脱協定のポイント
3. ブレグジットをめぐる英国政界の動向
4. 主要産業の現状とブレグジット
5. 在欧日系企業へのブレグジットの影響
- 6. 英国の経済と産業**

英国の実質GDP成長率

- 2019年第2四半期の実質GDP成長率は前期比0.2%減、前年同期比1.3%で
- 2012年第4四半期以来、25期ぶりの前期比減
- 2018年の通年の実質GDP成長率は1.4%
- Brexitに伴う不確実性から、企業投資が低迷。さらに、2019年第1四半期にEU離脱に備え、在庫を積み増した反動と、自動車産業が4月に工場一時休止をした影響が大きい。
- サービス業全体は堅調だが、鉱工業の前期比は、2012年第4四半期以来の落ち込み。

実質GDP成長率（四半期ベース）



(2019年10月1日作成)

(前年同期比、%)

需要項目別内訳	17年	18年	18年				19年	
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q
実質GDP成長率	1.9	1.4	1.1	1.3	1.6	1.5	2.1	1.3
家計最終消費支出	2.3	1.6	1.5	1.8	1.6	1.5	1.3	1.1
対家計民間非営利団体最終消費支出	△ 0.2	0.7	0.7	△ 0.8	0.3	0.3	△ 0.1	△ 1.1
政府最終消費支出	0.3	0.6	0.3	0.2	△ 0.3	1.8	2.8	4.0
総固定資本形成	1.6	△ 0.1	1.2	△ 0.6	0.2	△ 1.0	0.8	0.3
輸出	6.1	△ 0.9	1.2	△ 3.7	1.4	0.5	2.8	△ 1.4
輸入	3.5	0.7	1.0	△ 0.8	△ 0.5	3.2	14.9	△ 0.4

産業別内訳	17年	18年	18年				19年	
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q
農林水産業	5.7	△ 4.0	△ 3.3	△ 4.3	△ 5.1	△ 3.5	△ 1.9	△ 1.4
鉱工業	1.7	0.1	1.1	0.7	0.3	△ 1.5	0.2	△ 0.9
製造業	2.2	0.4	1.7	1.2	0.4	△ 1.7	0.9	△ 1.3
鉱業	1.7	4.8	0.5	4.5	6.7	7.6	5.8	△ 0.3
建設	6.4	△ 0.4	△ 1.1	△ 0.6	0.4	△ 0.2	3.7	1.8
サービス	1.7	2.1	1.5	2.0	2.4	2.6	2.4	1.7
流通・ホテル・レストラン	2.4	2.8	1.3	2.7	3.4	4.0	4.7	2.7
運輸・倉庫・通信	3.6	3.2	△ 0.8	1.6	1.8	1.3	1.5	0.6
ビジネスサービス・金融	1.0	2.1	1.8	2.5	2.2	2.0	0.8	0.3
政府・その他サービス	1.2	1.1	0.8	0.6	1.2	1.7	1.6	1.4

(出所) 国民統計局 (ONS) 2019年9月30日発表 第二次速報値

英国と主要国の経済成長見通し

IMF経済見通し

単位: %

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2023年
英国	1.8	1.4	1.2	1.4	1.5	1.6	1.6	1.6
ユーロ圏	2.4	1.8	1.3	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4
ドイツ	2.5	1.5	0.8	1.4	1.5	1.4	1.3	1.2
フランス	2.2	1.5	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6
米国	2.2	2.9	2.3	1.9	1.8	1.6	1.6	1.6
日本	1.9	0.8	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
世界	3.8	3.6	3.3	3.6	3.6	3.6	3.6	3.7

- 2019年は7割以上の国で成長減速。米中貿易摩擦の激化、一部新興国での経済不振、独自自動車産業の混乱、先進各国の金融政策正常化、中国での与信政策引き締めなどが要因。
- 英国のEU離脱に伴うリスクも引き続き高く、多くの国で先行き不透明な状態が続いている。

(出所) IMF World Economic Outlook (2019年4月発表)

欧州委員会経済見通し

単位: %

	2018年	2019年	2020年
英国	1.4	1.3	1.3
ユーロ圏	1.9	1.2	1.4
EU28	2.0	1.4	1.6
ドイツ	1.4	0.5	1.4
フランス	1.7	1.3	1.4
米国※	2.9	2.4	1.9
日本※	0.8	0.8	0.6

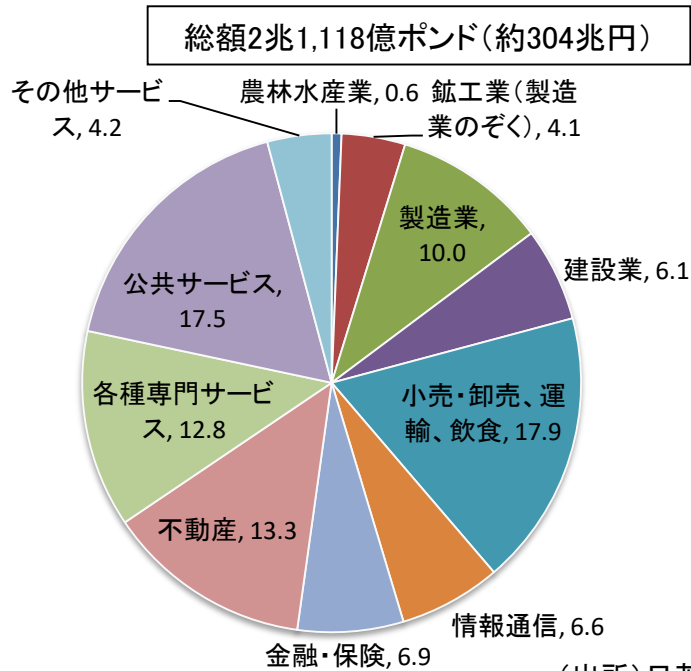
(出所) 欧州委員会 夏季経済見通し(2019年7月10日発表)

※春季経済見通し(2019年5月7日発表)

- 英国のEU離脱に備えた在庫の積み増しや、2018年下半年期以降、落ち込んでいた自動車販売の反動増を受けて予想を上回る経済成長。ただし、保護主義や先行きの不透明感などによる世界的な製造業と貿易の停滞から、この勢いは持続しないと分析。
- 好調な労働市場に支えられた消費など、内需主導型の経済成長となるが、製造業と外需の低迷が長期化すれば、雇用創出と賃金上昇に悪影響を及ぼす可能性も。
- 予測のさらなる下振れ懸念要因として、米国と中国の貿易摩擦の激化や、米国の通商政策の不確実性、中東情勢の緊張による石油価格の上昇がある。また、域内では英国のEU離脱問題に加えて、製造業の低迷の長期化に言及し、労働市場や個人消費、経済成長に悪影響を及ぼし得ると懸念。

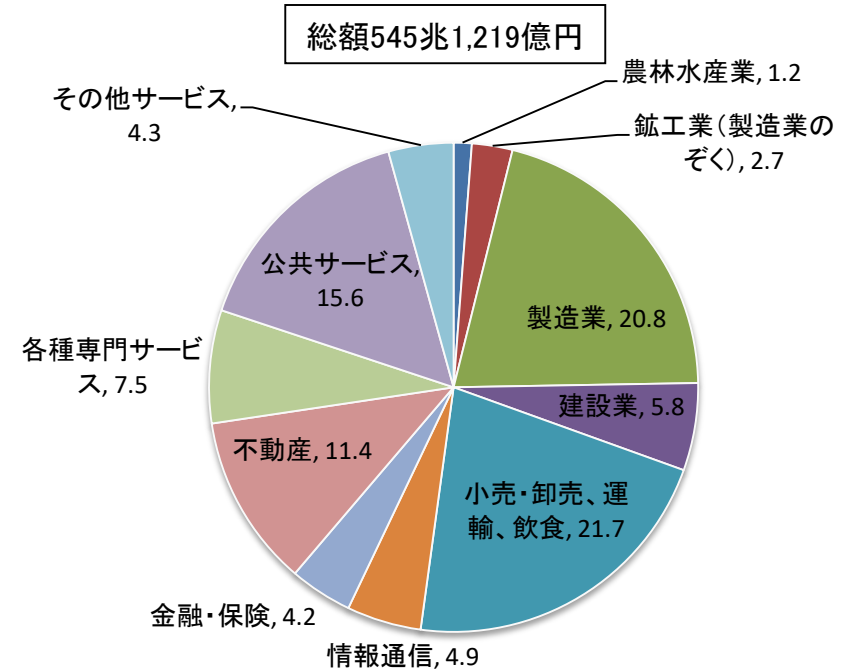
英国の経済と産業① ～産業構造

英国の産業別GDP内訳(2018年)

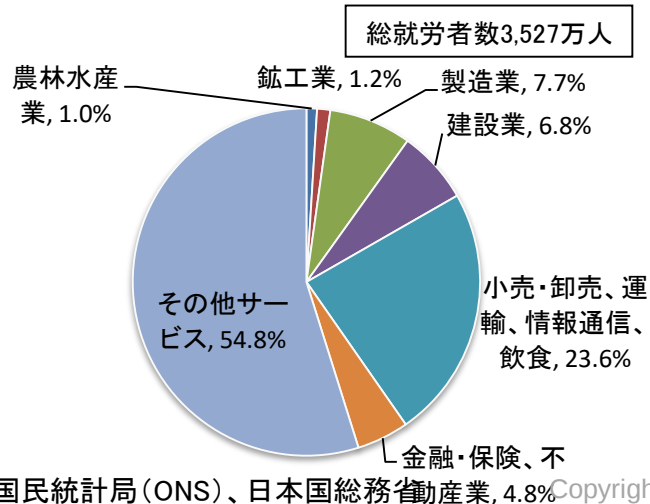


(出所) 日英ともにOECD

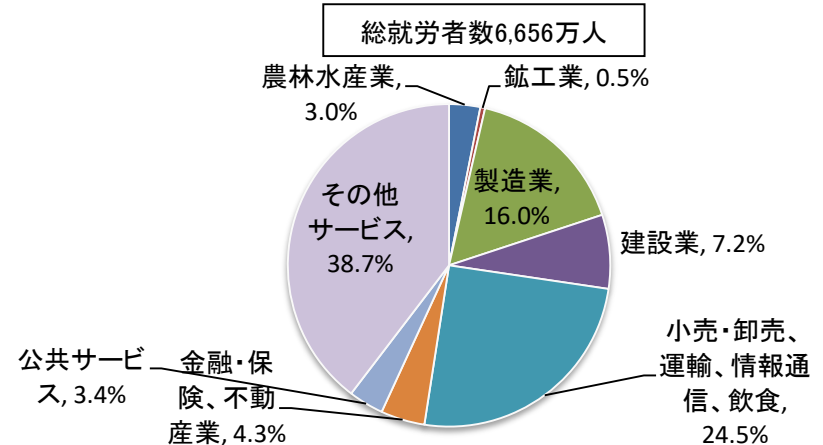
日本の産業別GDP内訳(2017年)



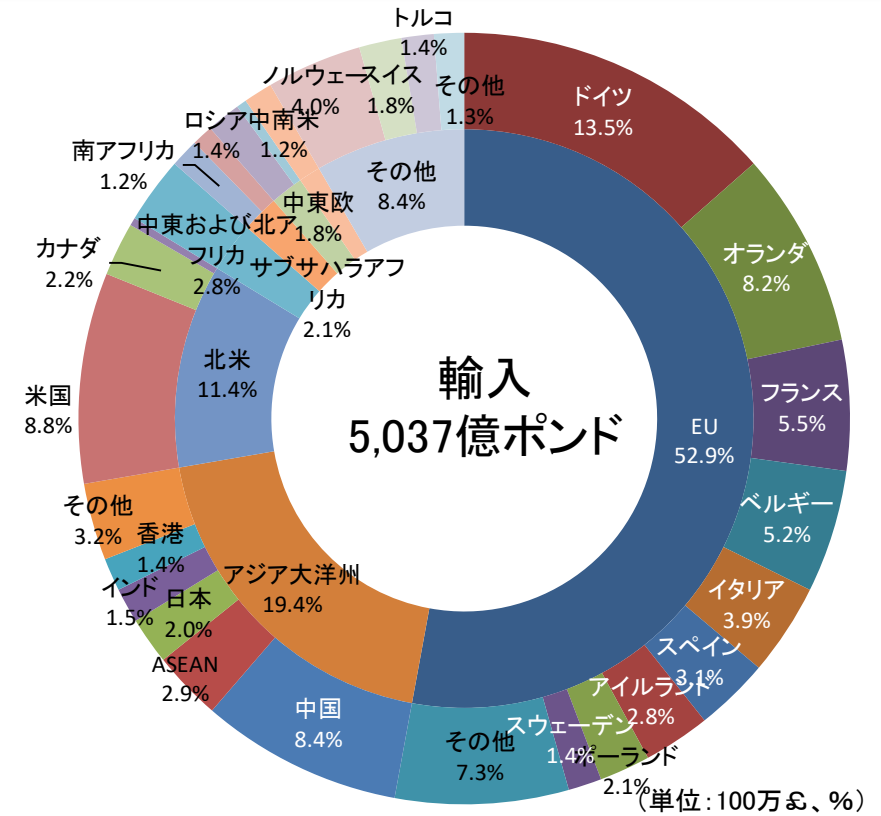
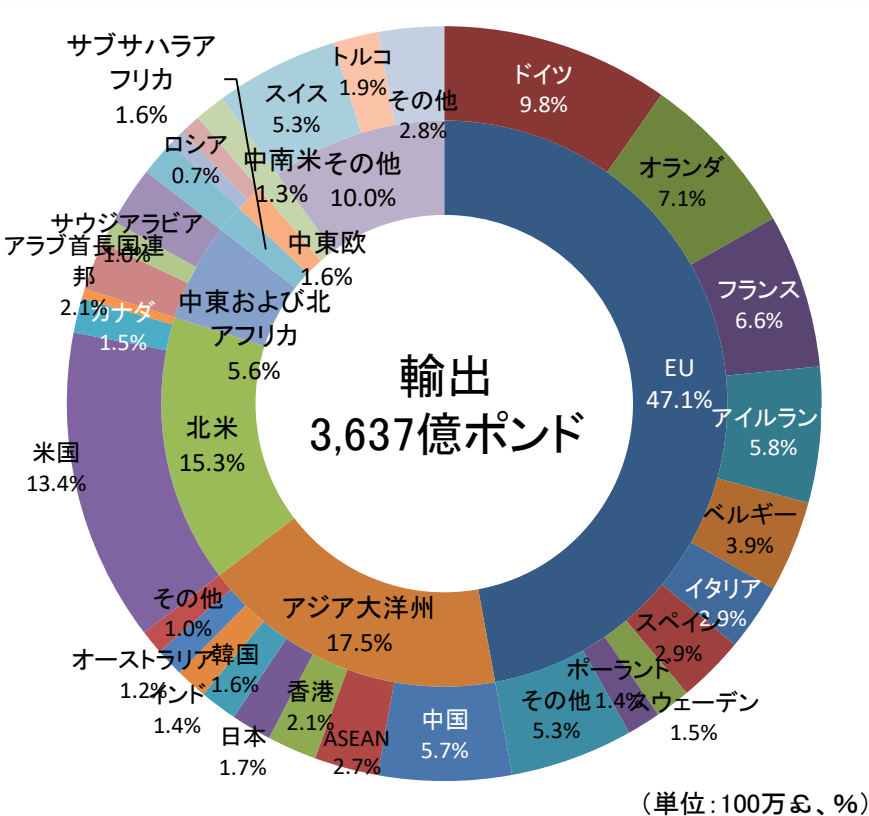
英国の産業別就労者数内訳(2018年末)



日本の産業別就労者数内訳(2018年末)



英国の経済と産業② ～貿易（国・地域別、2018年）



	国名	輸出額	構成比	前年比	主要輸出品目
1位	米国	48,710	13.4	6.5	自動車、医薬品、原動機
2位	ドイツ	35,493	9.8	△ 1.8	その他輸送機器、自動車、医薬品
3位	オランダ	25,730	7.1	20.4	石油・石油製品、医薬品、自動車
4位	フランス	23,975	6.6	1.7	その他輸送機器、原動機、雑製品
5位	アイルランド	21,156	5.8	8.4	石油・石油製品、雑製品、繊維・衣類
6位	中国	20,752	5.7	25.1	非貨幣用金、自動車、石油・石油製品
7位	スイス	19,150	5.3	24.6	非貨幣用金、雑製品、自動車
8位	ベルギー	14,206	3.9	3.1	自動車、石油・石油製品、非金属鉱物
9位	イタリア	10,465	2.9	2.2	自動車、医薬品、雑製品
10位	スペイン	10,451	2.9	0.0	自動車、医薬品、原動機

	国名	輸出額	構成比	前年比	主な輸入品目
1位	ドイツ	68,277	13.6	△ 0.5	自動車、一般機械、医薬品
2位	米国	44,467	8.8	7.5	原動機、軍需製品、石油・石油製品
3位	中国	42,560	8.4	2.2	通信機器、雑製品、事務用機器
4位	オランダ	41,798	8.3	5.1	通信機器、医薬品、事務用機器
5位	フランス	27,548	5.5	2.5	自動車、雑製品、医薬品
6位	ベルギー	25,956	5.2	4.5	自動車、医薬品、石油・石油製品
7位	ノルウェー	20,104	4.0	4.7	石油・石油製品、ガス、その他輸送機器
8位	イタリア	19,443	3.9	3.9	自動車、一般機械、繊維・衣類
9位	スペイン	15,755	3.1	1.0	自動車、野菜・果物、その他輸送機器
10位	アイルランド	13,672	2.7	△ 5.9	医薬品、肉製品、酪農製品

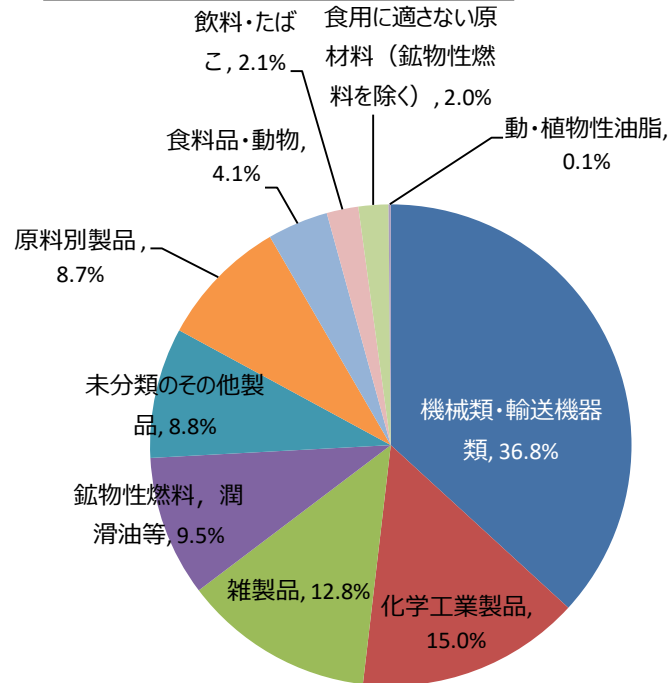
15位	日本	6,276	1.7	9.8	原動機、自動車、医薬品
-----	----	-------	-----	-----	-------------

13位	日本	9,946	2.0	△ 4.5	自動車、原動機、電子電気機器
-----	----	-------	-----	-------	----------------

(出所) 英国歳入関税庁

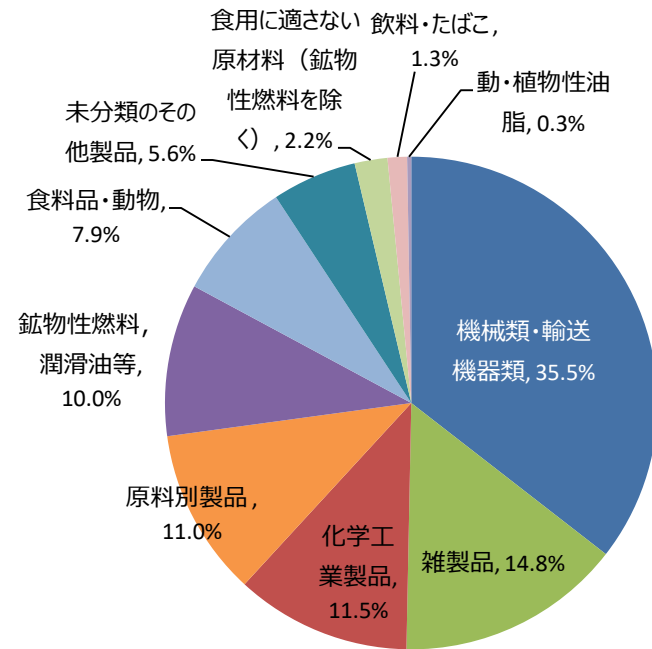
英国の経済と産業③ ～貿易（品目別、2018年）

輸出：3,637億ポンド



英国の輸出上位10品目	金額	シェア
道路走行車両（78）	40,078	11.0
原油・石油製品（33）	31,323	8.6
原動機（71）	27,251	7.5
医薬品（54）	24,194	6.7
その他雑製品（89）	23,546	6.5
その他輸送機器（79）	21,362	5.9
一般機械（74）	16,278	4.5
電気・電子機器（77）	14,378	4.0
非貨幣用金（97）	13,762	3.8
光学・医療用・計測・制御機器（87）	10,348	2.8

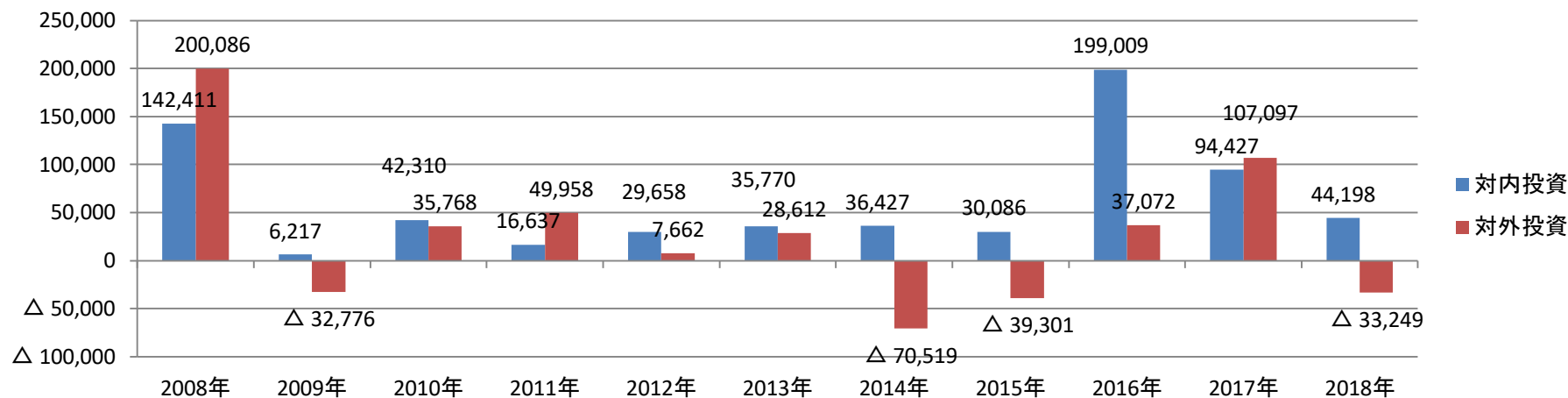
輸入：5,037億ポンド



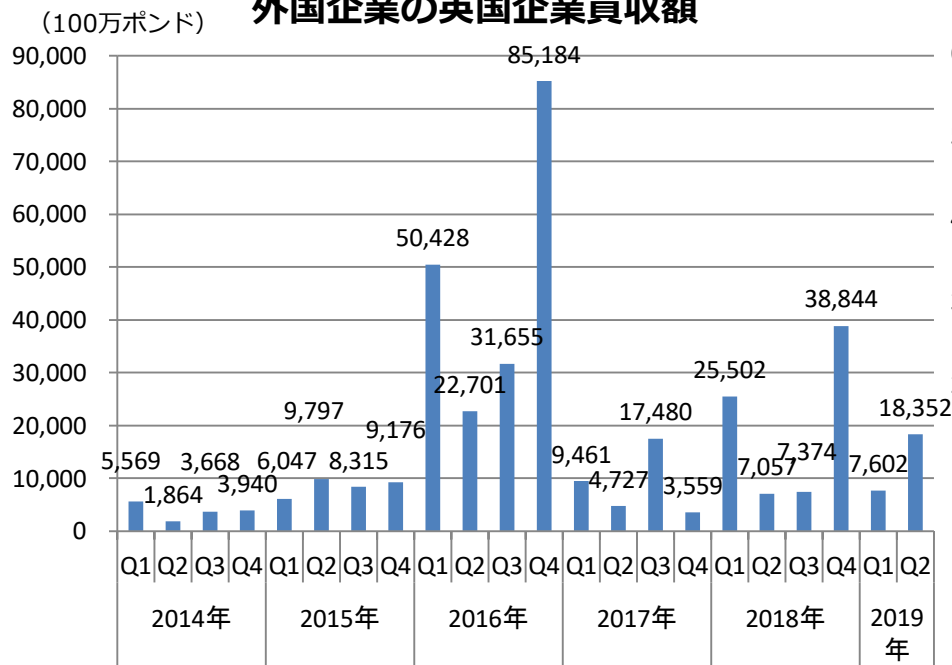
英国の輸入上位10品目	金額	シェア
道路走行車両（78）	55,959	11.1
原油・石油製品（33）	37,069	7.4
電気・電子機器（77）	23,898	4.7
原動機（71）	23,846	4.7
その他雑製品（89）	23,749	4.7
医薬品（54）	23,504	4.7
通信・音響機器（76）	23,117	4.6
衣類（84）	19,899	4.0
非貨幣用金（97）	19,854	3.9
一般機械（74）	16,736	3.3

英国の経済と産業④ ～投資動向

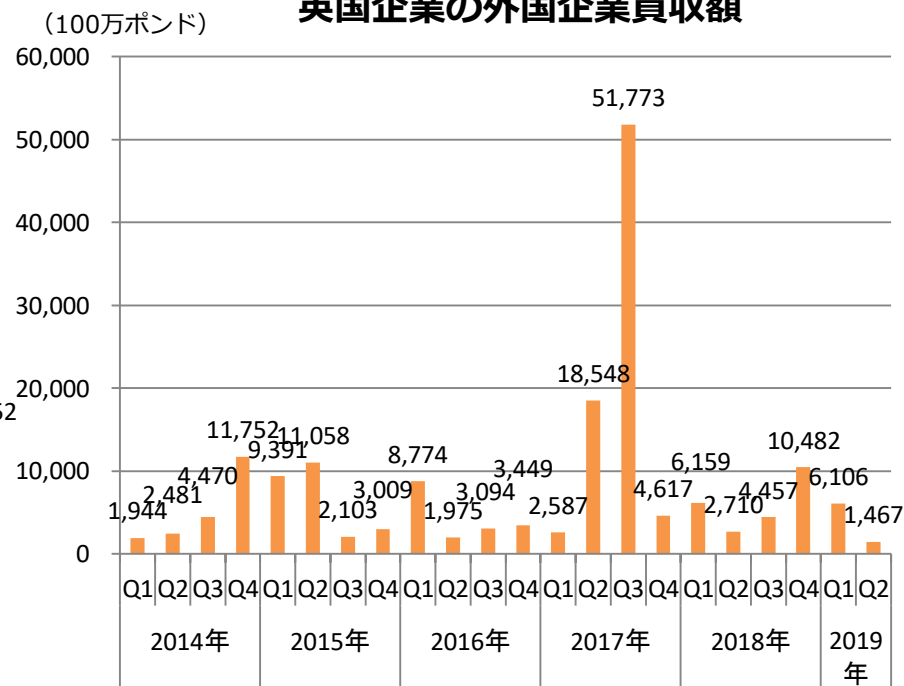
英国の対内・対外投資額（フロー、ネット、国際収支ベース）



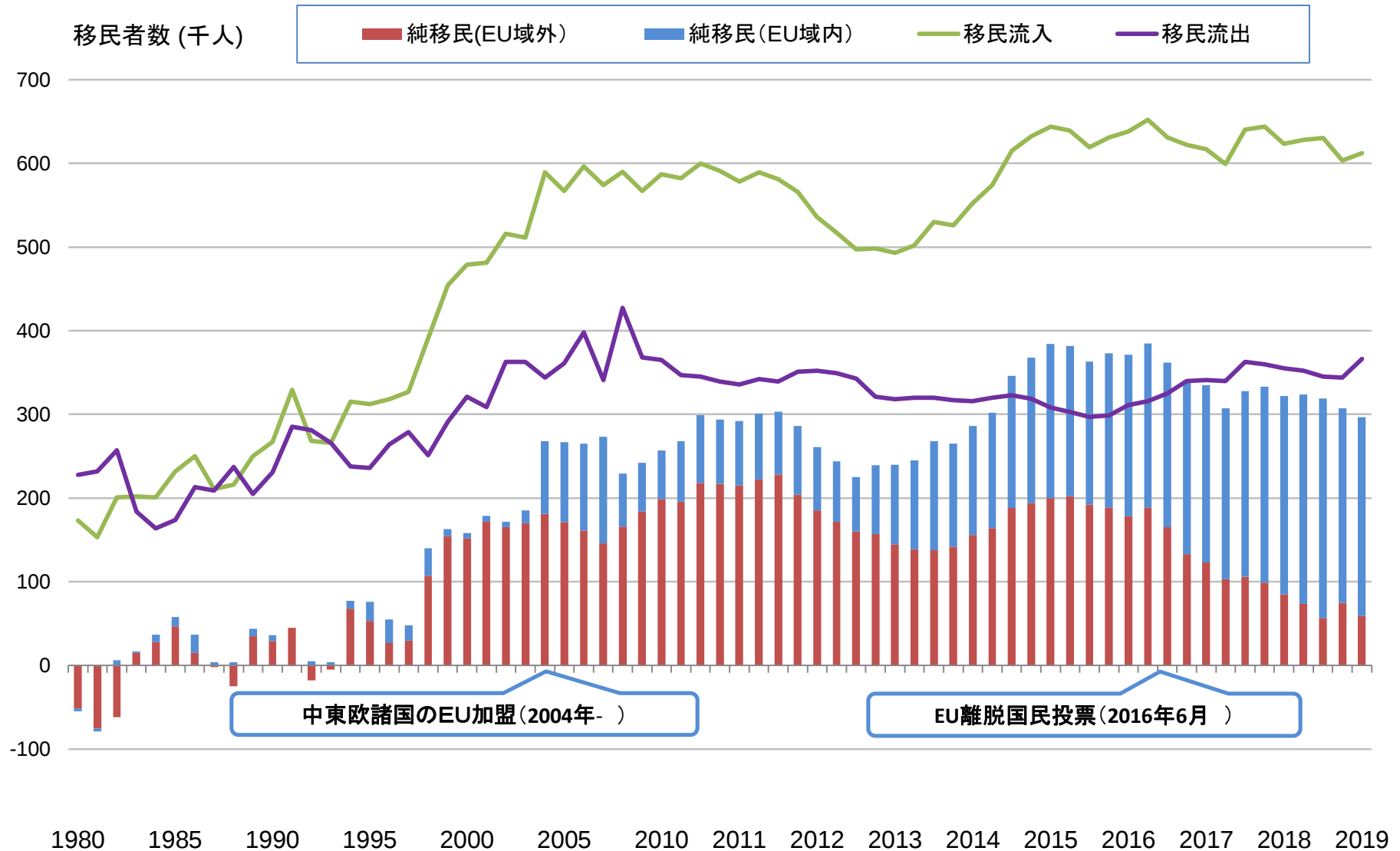
外国企業の英国企業買収額



英国企業の外国企業買収額

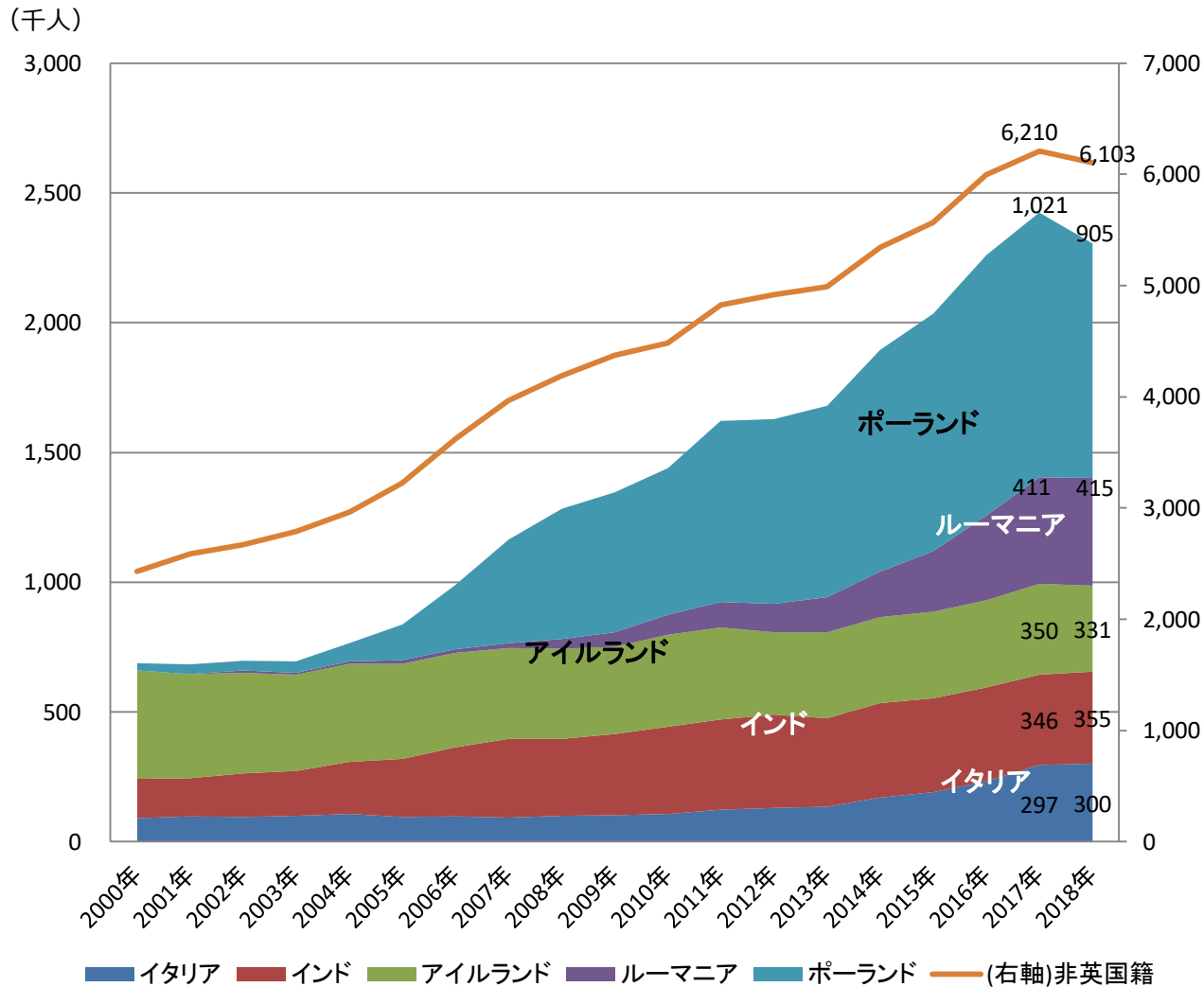


英国の経済と産業⑤ ～在英外国人の推移①



(出所) 英国統計局 (ONS)

英国在住の外国人数 上位5カ国(2018年時点)の推移

英国在住で外国籍の人
上位5カ国 (2018年)

国名	人数
ポーランド	90.5万人
ルーマニア	41.5万人
アイルランド	35.5万人
インド	33.1万人
イタリア	30.0万人
合計	610.3万人

外国で生まれた英国在住者の数
上位5カ国 (2018年)

国名	人数
ポーランド	83.2万人
インド	82.9万人
パキスタン	52.2万人
アイルランド	39.0万人
ルーマニア	39.0万人
合計	934.2万人

(出所) 英国民統計局 (ONS)

ブレグジット後の移民政策に関する白書

政府は2018年12月19日、移民助言委員会（MAC）の最終レポート（9月）を元に新たな移民政策に関する白書を公表。EEA市民の優遇を廃し、技能に基づき滞在を許可をする新制度を2021年から導入する計画。

ポイント

EEAからの移民にも、第三国からの移民と同様にビザを要求

第2階層ビザ(Tier2)の「一般」枠の年間2万700人の上限を廃止

- 技能労働者の受け入れを拡大、EEAの移民の受け入れを考慮
- 移民に求める技能の基準を下げ、労働市場テストを廃止するなど、要件を緩和
- 年収3万ポンド以上の要件は、産業界などから意見を求めた上で決定する。1年間のコンサルテーションを実施予定

技能レベルを問わない短期労働者の就業を可能にする新しいビザを導入

- 季節労働者や非熟練労働者による活用を見込む
- 条件: 12カ月の滞在を許可、家族の呼び寄せや年金受給は不可。ビザを一度失効すると12カ月間は申請できない、出身国が限定
- 制度は2025年まで継続的に見直し、それ以降も同様の仕組みの必要の有無を判断

留学生ビザ: 人数制限なし、卒業後の滞在可能期間を学士・修士は6カ月、博士は12カ月に拡大

eゲートの利用対象を拡大: 日本、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、米国、シンガポール、韓国の市民は入国審査時に英国人やEU市民が利用しているeゲートが可能に

英国の経済と産業⑦ ～産業政策

ビジネス・エネルギー・産業戦略省は2017年11月27日、「産業戦略」を公表
英国経済の生産性を高める**5つの基盤**と英国として注力する**4つの重要課題**を設定

5つの基盤

国家、企業、地域、個人の生産性と収益力の水準を高める長期的な取り組みの最初の戦略的アクション

アイデア：先進的イノベーション経済国家の構築

- ・R&Dへの投資を2027年までにGDP比で2.4%に引き上げ
- ・R&D費用の税額控除率を12%に引き上げ
- ・産業戦略チャレンジ基金へ7億2,500万ポンド投資

人材：全国民が良質な仕事と収益力を得られようにする

- ・優れた技術教育システムの確立
- ・STEM分野の教育に4億600万ポンドの追加投資
- ・国家再教育スキームを新設、デジタルと建設分野の職業訓練に6,400万ポンド投資

インフラ：国内インフラの大規模な改善

- ・「生産性投資国家基金」を310億ポンドに拡大、運輸・住宅・デジタルインフラへ投資
- ・電気自動車の充電スタンド・インフラ整備に4億ポンド投資、プラグイン車に1億ポンド助成
- ・5G展開や光ファイバーネットワークの整備等、デジタルインフラに10億ポンド超の公共投資

ビジネス環境：企業の設立と成長、潜在的能力の引き出し

- ・政府と産業界で業種別に生産性向上を図るセクター・ディールを結ぶ
第一期としてライフサイエンス、建築、AI、自動車から開始
- ・革新性に優れた成長潜在性の高いビジネスに200億ポンド超の投資
- ・中小企業の生産性、成長促進に効果的とされる対策の見直し

地域：英国全土のあらゆるコミュニティが繁栄する基礎を築く

- ・地域産業戦略の策定
- ・都市圏の交通網改善を通じて生産性向上を図る都市変革基金の新設、17億ポンド投入
- ・遅れをとっている地域の教師を対象とした教育能力開発プレミアムに4,200万ポンドの投資

4つの重要課題「グランド・チャレンジ」

急速に変化する世界の様々な勢力に 대응するもの

AI・データ経済

英国をAI・データ革命の最先進国とする

グリーン成長

グローバルに進む低炭素経済への移行の利点を英国産業のために最大限に活かす

将来型モビリティ

モビリティ産業の将来形成において世界をリードする

高齢化社会

高齢化社会の様々なニーズに対応するためのイノベーション力を活用する



英国の経済と産業⑧ ～輸出促進政策

国際通商省は2018年8月21日、「新輸出戦略」を公表。輸出支援のための**4つの方策**を掲げ、政府の関与の在り方の**5つの原則**、最大の効果を得るため**3つの観点**を定義。

4つの方策

輸出支援のための方策

奨励

- ・ 輸出の成功事例を広報し、中小企業に輸出の動機付けを行う。
- ・ 企業が事業開始および規模拡大をする際や、政府が新たな貿易協定を締結する際などに、企業が輸出に関心を持つような情報提供の手法を検討する。

情報

- ・ DITのウェブサイト由政府の企業に対する成長・輸出支援のデジタルプラットフォームとする
- ・ 関税や許認可など輸出に関連するさまざまな情報や補助金など情報をワンストップで提供する。

コネクション

- ・ 新興国等における貿易障壁を、企業が克服するための支援を行う。
- ・ 輸出や投資を支援するため、相手国政府と協力し、ビジネス環境の改善に努める。
- ・ 非関税障壁を英国政府にオンライン上で報告できるようにする。

資金調達

- ・ 輸出信用機関である英国輸出信用保証局（UKEF）の機能強化・拡大を図る。
- ・ 企業ニーズを反映し、既存サービスの強化や新サービスを導入する
- ・ デジタル化によりUKEFへのアクセス改善や手続き効率化を進める。

5つの原則

政府の輸出支援関与の在り方

- 企業主導のアプローチ
- 政府独自の役割の活用
- 政府、地方、民間の連携
- デジタル化の有効活用
- 支援の金銭的効果の追求

3つの観点

最大の効果を得るための観点

- 国際市場の需要トレンド
- 英国の強み
- 政府の戦略的優先事項
 - 貿易政策
 - 産業戦略
 - 安全保障、安定性、繁栄



世界各国との貿易関係を強化し、**輸出がGDPに占める割合**を30%から**35%**に引き上げる

英国の経済と産業⑨ ～イノベーション・科学技術政策

英国の強み

- ① 学術研究環境へのアクセス
- ② 知的財産権保護制度
- ③ 評価基準および規格体系
- ④ 優遇税制と報酬制度による支援
- ⑤ 豊富な人材供給
- ⑥ ビジネスの実績と投資環境

(出所) 駐日英国大使館「英国のサイエンス&イノベーション」

8つの主要テクノロジー

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① ビッグデータ | ⑤ 先端材料 |
| ② 衛星 | ⑥ アグリサイエンス
(農業科学) |
| ③ ロボット工学・
自律システム | ⑦ 再生医療 |
| ④ 合成生物学 | ⑧ エネルギー貯蔵 |

カタパルト・センター(10 分野)

- 産学共同の研究開発センター。先端技術の商用化支援を目的とし、最新鋭の実証実験設備を企業に提供するが、特に自社実証実験施設を持たない中小企業の支援が念頭。
- カンファレンスやセミナーなども実施し、情報提供・人材育成ハブとしても機能。主要企業や大学等の研究施設も近接し、産業クラスターを形成。

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 細胞療法 | 6. 医療テクノロジー |
| 2. デジタル技術 | 7. オフショア再生エネルギー |
| 3. エネルギーシステム | 8. 人工衛星 |
| 4. 未来都市 | 9. 輸送システム |
| 5. 高付加価値製造業 | 10. 化合物半導体 |

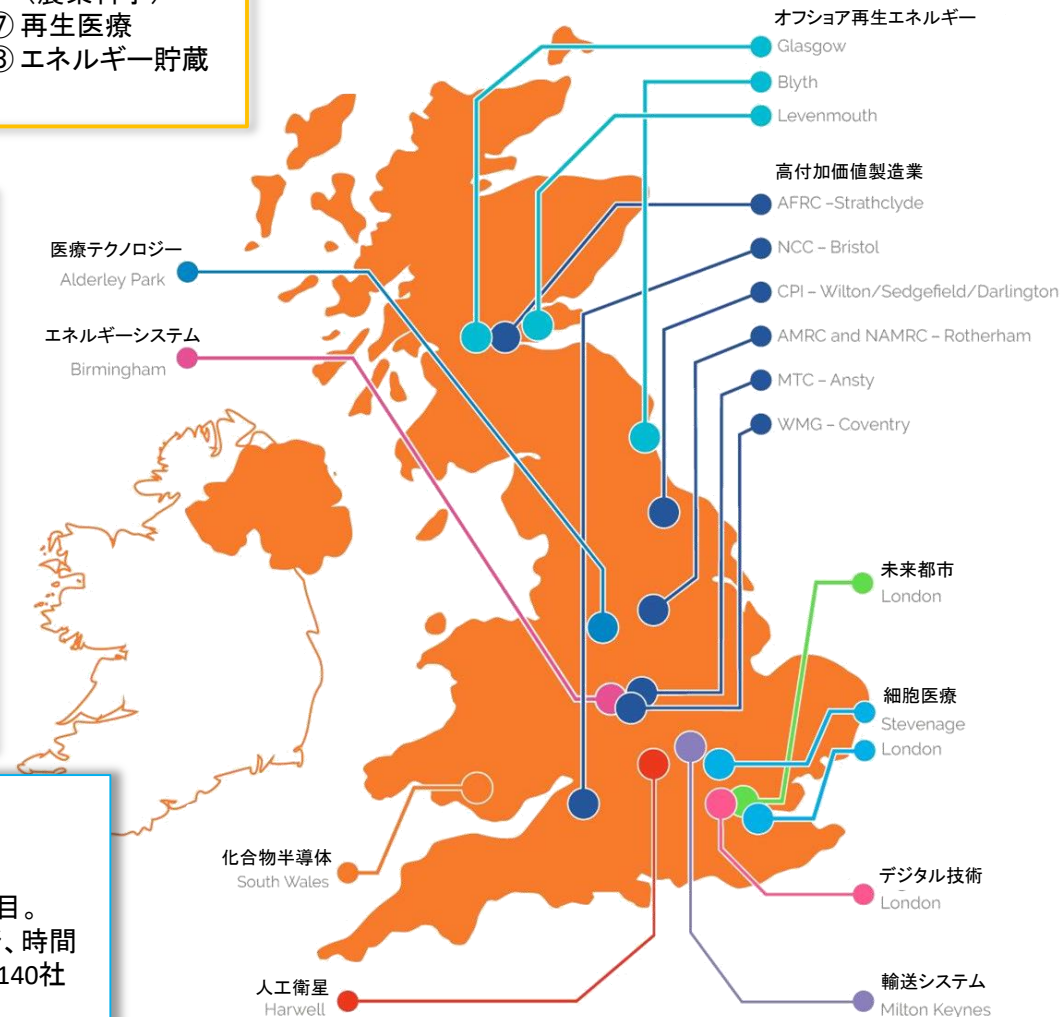
英国のフィンテック

【市場規模】66億ポンド、【雇用創出効果】61,000人(E&Y試算)

【イノベート・ファイナンス会員企業数】215社(15年末)

- P2P融資、ロボアドバイザー、デジタル銀行、ブロックチェーン等に注目。
- 民間アクセラレーター「Level39」はフィンテック企業に共有ラウンジ、時間制貸しオフィス、固定オフィスなどを提供。フィンテック関連企業約140社(2016年3月時点)が会員。

カタパルト・センターの所在地



(出所) カタパルトセンター (<https://www.catapult.org.uk>)

英国の経済と産業⑩ ～英国のエコシステムの概要

要約（特徴・概要）

- ・ VC/資金調達取引で欧州第1位を継続（2012-2016年のストックおよび2017年のフロー）。
- ・ 投資を呼び込む大胆な施策、洗練された自由市場、レベルの高い教育機関、準拠法・制度等の公用語としての英語の優位性等の複合的要素により、従来から優秀な人材・情報・企業・投資家を集めてきた。
- ・ イノベーション振興に取り組む公的機関（Innovate UK）、業界団体（Tech UK）、350を超えるアクセラレーター・インキュベーター等、起業支援プレーヤーが官民ともに豊富。

政府の施策

- ・ 政府の産業戦略にて、5つの基盤（アイディア、人材、インフラ、ビジネス環境、地域）と4つの重点産業（AI、クリーン成長、将来型モビリティ、高齢化社会）を設定。産業チャレンジ基金を通じた重点分野への支援（約1,000億円）や、革新的なビジネスに対する投資（約3兆円）を盛り込む。
- ・ サンドボックス（実証実験）の活用によりスマートシティ等の新規産業創出する等、先進的な取組に特徴。

現地エコシステムの産業面での特徴

- ・ Fintech、Medtech、Insurtech等、金融や医療といった既存産業とテックの融合により市場を牽引。
- ・ デジタル技術、未来都市、細胞療法、医療、輸送システム等の10の重点分野における研究開発支援を重視。
- ・ Seedcamp、StartupBootcamp、Techstars、Level 39といった有力な起業支援プレーヤーが多数存在。

現地VCの動向

- ・ 在英国の代表的なVCは、Index Ventures、Octopus Ventures、Passion Capital、Local Globe、Seedcamp等。
- ・ Mobile、Fintech、SaaS、AI、E-commerceへの投資中心。
- ・ 英ユニコーンのTransferwiseは、Index Ventures他複数VCからの資金調達やSeedcampコンテストで賞金を獲得。

ユニコーン企業の創出例（業種、評価額、設立年）

- ・ Markit Group（マーケティング、55億ドル、2003年）
 - ・ The Hut Group（小売、33億ドル、2004年）
 - ・ Boohoo.com（小売、30億ドル、2006年）
 - ・ Deliveroo（食品、20億ドル、2013年）
 - ・ Farfetch（小売、20億ドル、2007年）
 - ・ Transferwise（Fintech、16億ドル、2010年）
- （出所：「2017 The State of European Tech by Atomico」）

他国政府機関の支援策例

- ・ 有力展示会にて、各国がNational Pavilionを設けスタートアップ企業を支援（TechXLR8:ロシア、ドイツ、トルコ、スペイン、TechDay London:オランダ）。

現地の代表的スタートアップイベント

London Tech Week; 英国最大級のテックイベント（来場55,000人、6月）
London Fintech Week; Fintechに特化したイベント（来場5,000人、7月）
Techday London; スタートアップ向けイベント（来場7,500人、10月）
The Business Startup Show ;英国を代表するビジネス展（来場25,000人、11月）

日系スタートアップの展開事例

- ・ Doreming（Payroll Platform）、Authlete（Web API）のFintech2社が、Level 39（インキュベーター）に入居。

ジェトロでは、以下のような情報も提供しております。執務のご参考にご利用いただければ幸いです。

1. 英国のEU離脱について（特設ページ）

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>

2. 国・地域別情報

欧州：<https://www.jetro.go.jp/world/europe/>

英国：<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/>

3. ビジネス短信

国際ビジネス関連情報をいち早くお届けするニュースサービスです。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

4. 在欧州日系企業実態調査（2018年版）

欧州に進出されている日系企業にご協力いただき毎年実施している、経営実態に関するアンケート調査です。

<https://bit.ly/2Hg7JsO>

5. ユーロトレンド（欧州の産業・企業・制度情報）

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend/>

当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、ジェトロがその正確性を保証するものではありません。また記述内容は、必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。ジェトロは提供する情報および助言をできる限り正確にするように努力していますが、提供した情報および助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行っていただいております。